

第六十五回 参議院大蔵委員会會議録第十二号

(三三三)

昭和四十六年三月十一日(木曜日)

午前十時十七分開会

委員の異動

三月十日

辞任

永野 鎮雄君

補欠選任

伊藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 榮君
理事 大竹平八郎君
玉置 猛夫君
中山 太郎君
成瀬 幡治君

委員

伊藤 五郎君
岩動 道行君
栗原 祐幸君
戸田 菊雄君
松井 誠君
鈴木 一弘君
向井 長年君
渡辺 武君

政府委員

外務省経済協力
局長 沢木 正男君
大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵大臣官房審
議官 吉田太郎一君
大蔵省主税局長 細見 卓君
大蔵省国際金融
局長 稻村 光一君

事務局側

常任委員会専門
員 坂入長太郎君

説明員

経済企画庁調整
局参事官 川口 嘉一君
大蔵大臣官房審
議官 大倉 貞隆君
通商産業省貿易
振興局経済協力
部長 山口 衛一君
参考人
日本輸出入銀行
総裁 石田 正君
理事 日本輸出入銀行
奥村 輝之君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等
に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

○委員長(柴田榮君) ただいまから大蔵委員会を
開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨日、永野鎮雄君が委員を辞任され、その補
欠として伊藤五郎君が選任されました。

○委員長(柴田榮君) まず、参考人の出席要求に
関する件についておはかりいたします。

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等
に関する法律案の審査のため、本法案審査中、日
本輸出入銀行總裁及びその他の役職員の出席を求
めることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認め、さう
決定いたします。

○委員長(柴田榮君) 次に、日本輸出入銀行法に
よる貸付金の利息の特例等に関する法律案及び相
続税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議
題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤
田大蔵政務次官。
○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりま
した日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例
等に関する法律案外一法律案につきまして、提案
の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、日本輸出入銀行法による貸付金の利息の
特例等に関する法律案につきまして申し上げます。

開發途上国に対する経済協力の促進は、最も重
要な國際的課題の一つであり、わが国といたしま
しても、開發途上国の自助努力を積極的に支援す
るため、他の先進諸国とともにその拡充につとめ
てきておりますことは、御承知のとおりでありま
す。

このような方針のもとに、インドネシアに対し
ましても、同国の經濟安定と開發を促進するた
め、適切な經濟協力の推進に努力いたしている次
第であります。

同国に対する經濟協力につきましては、特に昭
和四十一年度以降、IMF、世銀等の協力を得
て、關係各国でインドネシア經濟の实情に即した
援助のあり方を検討し、これに基づいて國際的な
協調のもとに援助を行なうこととしていたしてお
ります。

この間におきまして、インドネシア經濟はよ
うやく安定化の時期から復興と開發の時代に移行
するきざしを見せてまいり、同国の經濟發展のた
めの努力を引き続き支援し、これを一そう効果あ

らしめるためには、新規援助と並行して、対外債
務の救済について長期的な観点に立つた措置を検
討すべきであるとの國際的認識が強まっております。
また、かかる認識に基づいて、いわゆるアプス
案を中心に検討が重ねられた結果、昨年四月の債
権国会議において、無利子三十年償還という方式
で債務を繰り延べることを骨子とする長期的債務
救済の措置について合意をみるに至ったのであり
ます。この合意は、各国政府がインドネシア政府
と二国間協定を締結することにより実施されるの
であります。オランダ及びフランスはすでにこ
の二国間協定を締結し、その他の債権国会議参加
国も近く二国間交渉を開始する模様であります。
また、債権国会議参加国以外では、ソビエト連邦
が債権国会議の合意と同様の内容で協定を締結し
たております。

わが国といたしましても、國際的經濟協力の一
環として、この合意に基づく債務救済を実施する
ことが必要であると考えます。その場合、その対
象となる債権のほとんどすべては、日本輸出入銀
行がすでに行なつた債務救済の結果としてインド
ネシアの中央銀行に対して有する貸し付け金債権
及び日本輸出入銀行の融資にかかる対インドネシ
ア民間債権であります。従つて、今回の債務救済
につきましても、従来と同様、同銀行がその実施
に当たることが適當であると考えられますが、こ
の救済措置をこの合意に基づいて無利子で行なう
ためには、日本輸出入銀行法の貸し付け金の利率
の決定に関する規定についてその特例を設ける必
要がありますので、ここにこの法律案を提出いた
した次第であります。

以下、この法律案の概要について申し上げます
と、まず、日本輸出入銀行が本件債務救済を実施
する場合には、インドネシアの中央銀行に対して
無利子で債権の繰り延べ及び貸し付けを行なうこ

とができることとしております。

次に、日本輸出入銀行は、本件債務救済の実施に関する業務について、これを一般の業務と区分するため、特別勘定を設けて経理するものとしております。さらに、この特別勘定にかかる業務に要する資金の財源に充てるため、政府は日本輸出入銀行に対し、予算の定めるところにより、無利子で資金の貸し付けができることとし、その他、所要の規定の整備をはかつております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近の夫婦間における財産の形成等の実情に顧み、配偶者控除の引き上げを中心とする贈与税及び相続税の負担軽減を行なうほか、所要の規定の整備をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、贈与税の配偶者控除の引き上げ及びその適用要件の緩和を行なうこととしております。

すなわち、夫婦間の居住用不動産の贈与にかかる贈与税の課税最低限を現行の二百万円から倍額の四百万円に引き上げることを目途として、贈与税の配偶者控除を現行の百六十万円から三百六十万円に引き上げることとしております。また、その適用要件を緩和し、現行は婚姻期間が二十五年以上の場合に適用されることとなつておりますのを、婚姻期間が二十年以上であれば適用されることに改めることとしております。

第二に、相続税の遺産にかかる配偶者控除の引き上げ及びその適用要件の緩和を行なうこととしております。

すなわち、贈与税の配偶者控除の引き上げ等との関連において、相続税の遺産にかかる配偶者控除及びその適用要件を、現行の婚姻期間十五年をこえる一年につき二十万円、最高限度二百万円から、婚姻期間十年をこえる一年につき四十万円、

最高限度四百万円に改めることとしております。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

第三に、生命保険金の非課税限度については、現行の相続人一人当たり百五十万円から百五十万円に、死亡退職金の非課税限度については、現行の相続人一人当たり五十万円から八十万円に、それぞれ引き上げることとしております。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

以上が、日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案外一法律案の提案の理由並びにその概要であります。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

○委員長(柴田栄君) 引き続き、両案の補足説明を聴取いたします。稲村国際金融局長。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

○政府委員(稲村光一君) 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案を提案するに至りました背景につきましては、ただいま提案理由説明の中で申し述べたとおりであります。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

以下、本法律案につきまして、逐条的にその内容を補足して御説明申し上げます。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

まず、第一条におきましては、この法律の趣旨として、他の主要な債権諸国と協調して、インドネシアに対する債務救済を実施するため、日本輸出入銀行に対し、同銀行が債権の繰り延べまたは貸し付けを無利子で行なうことができる権限を付与いたしますとともに、これに伴う所要の措置を講ずることを規定いたしております。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

第二条及び第三条は、それぞれ日本輸出入銀行が債権の繰り延べまたは貸し付けを無利子で行なうことができる権限を付与するための規定であります。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

すなわち、第二条におきましては、日本輸出入銀行がすでに行なつた債務救済の結果として、インドネシアの中央銀行に対して有する貸し付け金債権についてその期限の繰り延べを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとし

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

ております。

また、第三条におきましては、日本輸出入銀行が、インドネシア旧債務にかかるわが国の民間債権で昭和四十五年一月一日以降にその履行期限が到来するものに關し、その履行の円滑化をはかるため、インドネシア中央銀行に対し新たに資金の貸し付けを行なう場合に、無利子でこれを行なうことができるものとしております。

命保険金及び死亡退職金の非課税限度の引き上げを行ないまして、あわせて税制の整備合理化を行なうことをその内容としております。

第一は、贈与税の配偶者控除の引き上げ及びその適用要件の緩和であります。

現在、婚姻期間二十五年以上の夫婦の間におきまして居住用不動産またはこれを購入するための金銭を贈与いたしました場合の贈与税については、通常の基礎控除四十万円のほか、贈与税の配偶者控除百六十万円が適用されておりましたが、あわせて二百万円までが非課税となつておりましたが、妻の座に対する税制上の優遇措置をさらに強化すべきであるとの要望や地価の上昇等を考慮して、配偶者控除を三百六十万円に引き上げて非課税限度を四百万円とするともに、この控除の適用要件を緩和いたしまして婚姻期間を二十年に引き下げることにしております。

第二は、相続税の遺産にかかわります配偶者控除の引き上げ及びその適用要件の緩和であります。

配偶者が相続人となつてゐる場合の相続税につきましては、通常の基礎控除のほか、婚姻期間十五年をこえる一年につき二十万円、最高二百万円までの遺産にかかわる配偶者控除の適用が受けられることとなつておりますが、今回、贈与税の配偶者控除の引き上げ等に見合ひましてこの遺産にかかわります配偶者控除を、婚姻期間十年をこえる配偶者が相続人に含まれてゐる場合に適用するともに、その控除額を婚姻期間十年をこえる一年ごとに四十万円、最高四百万円に引き上げることにしております。

この引き上げの結果、配偶者と子四人が相続人となりました場合の相続税の課税最低限は、現在の千万円が千二百万円に引き上げられることとなります。

第三は、生命保険金及び死亡退職金の非課税限度の引き上げであります。

現在、生命保険金の場合は相続人一人当たり百万円まで、また、死亡退職金の場合は相続人一人

当たり五十万円まで、相続税が課されないこととされておりますが、この生命保険金について、契約の推移等を勘案いたしまして、また、死亡退職金につきましては、生命保険金とのバランスから、これらの非課税限度を、生命保険金の場合に相続人一人当たり百五十万円まで、死亡退職金の場合に相続人一人当たり八十万円まで、それぞれ引き上げることとしております。

この引き上げの結果、さきに述べました配偶者と子四人が相続人となる場合の生命保険金及び死亡退職金の非課税限度の合計額は、現在の七百五十万円から千五百五十万円に引き上げられることになります。

第四は、相続税法の整備合理化でございます。

すなわち、相続税の遺産にかかわります配偶者控除については、申告の有無を問わず適用することとしたことと、贈与税の配偶者控除については、申告書の提出があれば期限内申告でなくとも適用することとしまして、それとあわせて申告書の公示限度を現行の倍額に引き上げるほか、延納の最低税額を三万円から五万円に引き上げることとする等の整備合理化をはかることとしております。

以上、相続税法の一部を改正する法律案の提案理由を補足して説明いたしました次第でございます。

○委員長(柴田栄君) この際、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、先ほどの両案とあわせて三案を便宜一括して質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松井誠君 輸銀の総裁がお見えになっておりますので、輸銀の業務内容などについてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

輸銀というのは、私のきわめて常識的な理解から言いますと、貿易振興のための輸出の信用供与、そういうのが主であって、経済開発なり援助なり経

済協力なりそういう低開発国向けの信用供与というものはむしろ経済協力基金がやるというように、大まかに交通整理ができておるような気がしておったのでありますけれども、いろいろ見てみると、必ずしもそうではないようです。

そこで、最初に、輸銀の融資残高における低開発国向けと先進国向けとの比率、そういうものがありませんでしたら、まず教えていただきたいと思っております。

○参考人(石田正君) 日本輸出入銀行は、お話をございましたように、輸出振興というのを目的としてやっておりますけれども、日本の製造業その他の競争力等の関係から申しまして、どちらかと申しますと、先進国に出ますよりも後進国に対して機械その他が出るもののほうが多いものでございますので、全体のトータルの中から見ますと、大体七割ぐらいが後進国向けというふうなぐあいに相なっております。

○松井誠君 その比率というのは、大体横ばいなんですけれども、あるいは、その比率がだんだん高くなつてきているか、低くなつてきているか、そういうような大まかな傾向はどうなんでしょうか。

○参考人(石田正君) これはあまり変わらないのではないかと思います。ただ、方向といたしまして、日本の輸出が非常に競争力がついてまいりまして、先進国に對しまして、先進国の国内製品よりも日本のものが強くなるといふ面が濃くなつてまいりますれば、その場合には先進国向けも相当伸びてまいりますけれども、いまのところでは残念ながら先進国をどんどん輸出でもって席巻するといふよりも、むしろ後進国のほうへ出ていくほうが多いのではないかと。後進国におけるところのほかに先進国との競争に勝つという段階でございまして、先進国の国内産業をどんどん排除して日本ブランドその他が出ていくというふうなぐあいは遺憾ながらまだなつておらないと、かように考えております。

○松井誠君 私はここに一つの統計を持っております

んですが、これは何年度というところは書いてありませんけれども、低開発国向けは大体五〇%程度でも、しかしその比率は一九六七年度の六五%から六九年末で五三%と低下をしておるということ、それは、低開発国が先進国かという区分けではありせんけれども、地域別の融資の残高を書いてあつて、おそらくそこからの推計だと思ひますけれども、そのようになっておるんですけれども、いまの数字と違いますけれども、どうなつて

いますか。

○参考人(石田正君) 私の申しましたことは、大ざっぱなことを申し上げて、はなはだ恐縮でございますけれども、大体の傾向から申しますと、日本の輸出におきましては、ブランドとかそういうふうなものではなくして、ほかのいわゆるキャパシエ取りに近いところの、御承知のとおり、繊維とかいろいろふりなものは、先進国に相当伸びております。しかし、われわれがタッチいたしておりましたのは、どちらかと申しますと、機械プラント関係が主でございまして、そういう観点で日本の輸出全体の傾向とは必ずしも合わないという面があるかと思ひます。ただ、われわれのやつております中で、先進国向けと申しますか、そういうふうなところでいま非常に元気がいいのが、やはり造船でございます。造船につきましては、これは、御承知のとおり、世界の輸出実績を誇つてお

りまして、このほうは、北歐諸国であるとか、あるいはメジャーオイル関係とか、そういうふうな関係でだいたい輸出が伸びておまして、これに日本輸出入銀行の融資をいたしておまして、いわゆる延べ払い輸出の中におきましては、船が一般のプラントよりも多いという実情でございまして、その辺を考えると、一番最初に申しましたところとは一般論でございまして、船なんかその考へに入れますと、先進国へも相当伸びていく傾向がなきにしもあらずであると、かように考えておる次第でございまして。

○松井誠君 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、協力基金との業務の分担ですね。一応、協力基金のたてまは、輸銀のベースに乗らないようなものをやろうというふうに書いてありますから、理屈の上では二つがダブるということはないたてまえになつておると思ひます。しかし、必ずしも現実にはそうではないようなんですが、一体、いまの基金と輸銀とのそういう融資のあり方ですね、そういうことについて総裁はどのように考えておられますか。

○参考人(石田正君) これは、基金がやりましても、輸出入銀行がやりましても、日本の物が出ていくというところにつきましては、いまのところ変わりがないわけでございます。したがしまして、物が出てまいりました場合に、それはいろいろな形をとりますけれども、どちらのほうをやったからよしいかということにつきましては、なかなかむずかしい問題がございまして。法律のたてまは基金がやればよろしいではないかというようにも考えられます。しかしながら、現実問題は、先生のお話のごとく、経済協力を申しますか、援助と申しますか、援助的色彩の多い借款供与というものがふえてまいりますれば、それはだんだんと経済協力基金のほうになじむという問題が出てまいります。だんだんこのような色が濃くなつていくのではないだろうかと思ひます。

いまのところにおきましては、われわれのほうは、いわゆるそういう円借等をやりましても、やはり輸出を伴うものでございまして、わがほうといたしましてやれる範囲においてはやつていくというふうなことで従来米米しておるわけでございます。こういうたてまえに従つて、こちらがとて

もぐあいが悪く引き受けられないというものは基金さんをお願いする、こういうことではあるのではありませんけれども、しかし現実問題として、なかなかわがほうとしては扱いきれないものもだんだんこれからふえてくるのではないかと思ひます。ですから、現実問題といたしましては、経済協力基金がそういうことを担当するという分野

がだんだん多くなってくるかと思うのでございすが、これは、円借等の問題にかかわりませす、一つ一つの輸出案件につきましても同じような問題がございまして、そこをどういうふうな仕分けをしていくのかというのはわれわれのほうも基金のほうもいろいろと相談をいたしておりますけれども、いまの関係を紙に書いて方針的にこうするんだというのではなかなか具体的な問題が割り切れない、こういう問題が起こつてまいりますので、われわれのほうもいたしましては、基金と一件ごとによく相談をいたしまして、これは基金のほうでやつたほうが適當であるというものは基金のほうにお願ひいたします。それからわれわれのほうでやるのが適當というものはわれわれのほうでやろうというふうな考え方で進んでおります。

なお、これにつきましては、政府の御意向も参考をいたしながら処しているというのが現状でございます。

○松井誠君 輸銀と基金とは、しかし、いろいろな融資の条件は違ふわけでしょう。ですから、融資や輸銀でなかなか困難な場合には基金へ回るといふそういう仕事のあり方をやればダブることはいないわけですし、そういうことも私はできないわけはないと思う。なるほど、経済援助、経済協力というものは広がってくるでしょう。くるでしょうけれども、輸銀が断ればそれで経済協力ができないというわけじゃないのですから、ちゃんと基金というものがあつたわけですから、ちゃんと条件を緩和して無理して輸銀が基金の肩がわりをするような形で業務分担がこんがらかるというふうにする必要はないし、しなくたって現実にとにかくに障害が起こるということはないのではないかと。同じ金を払うのですからどっちでもいいやうなものですけれども、私はやっぱり気になりますのは、援助と普通の商業ベースの輸出信用とは、どだい性格は違ふものでしょう。ですから、二つの性格の違ふものを一つの銀行がやつておつて、今度はそれぞれ商業ベースに乗つた輸出信用とい

うものと低開発国向けの援助と条件が違ふものが、何か条件の中でもこんがらかるというふうなことはありませんか。

○参考人(石田正君) われわれのほうは、銀行といたしましていろいろ仕事をいたしております。この場合におきまして、延べ払いその他におきまして輸出が行なわれるわけでございますが、これにつきましましては、対外的にも対内的にもいろいろとわがほうのやりやすさ仕事としては制約があるわけでございます。対外的に申しますと、あまり過當競争をしてはいけないというので、延べ払い信用につきましましては、各国とも、期間はどうのくらにすると、金利はどのくらい取るというふうなことではいろいろ話し合ひがございまして、それを無視して輸出入銀行がやるというわけにもまいりません。それからまた、いまの状況から申しますと、一件一件ごとを見まして、その仕事の性質自身からすればこれだけの期間でいいではないか、これだけの金利が取れてもいいのではないかと、こういうふうなものでございまして、受け入れ国におきましては、できれば安ければ安いことしたことはないわけでございますから、安くしろという御要求がございまして、こちらの問題につきましましては、向こうの言うことをそのまま受け取らなければならぬというやうな情勢でございます。すなわち、輸出入銀行としてはできないということになりまして、基金のほうへお願いせざるを得ないと思つてございまして。しかし、案件によりましては、日本輸出入銀行がいま出資あるいは政府からの借り入れ金をやりまして、そうして、そこからはじかしますところの金利その他でまあまあやれるであらうというふうなものにつきましましては、これは輸出入銀行がやつていくわけでございますが、もうそういうものにつきまして一切後進国でありますとかあるいは経済協力的な意味があるから全部やめてしまふというものでありますれば、もちろんこれは基金にやつていただきますればそれでいいわけはないというのは、先生のお話のとおりだろうと思ひます。

○松井誠君 輸銀の場合、輸出金融の条件について、たとえばOECDあたりから文句が出て、保護し過ぎる、ゆるやか過ぎるという文句が出たというやうな話を聞いています。これは基金の場合にはどういふ一これは總裁じゃなくて、大蔵省になるのか、企画庁になるのか、わかりませんが、それは国際的な制約とまではいきませんけれども、そういう申し合ひを、協定したいものに基金は縛られないんですか。

○政府委員(稲村光一君) 輸出の延べ払い条件に關しまして何か国際的な批判が出てくるかどうかという御質問でございますが、輸出の延べ払いにつきましまして、これは後進国援助というよりも、輸出競争という面でも、確かに、OECDのたとえば輸出信用に關します部会というのがあります。これはお互ひにあまり過當な競争をしないという話合ひの場でございます。特にこれが日本に對しまして日本の条件が甘過ぎるかといふやうなことが出てくるわけではないと承知いたしております。これはただ各国ともいろいろと輸出を伸ばすための条件をそれぞれの各国の機關におきましてやつていくわけでございますが、これをできれば過當競争といふことにならぬやうにしよう、こういうことが話合ひが相談が行なわれていることは事実でございますが、その点で特に日本が問題になつていくことはないと承知いたしております。それから造船のほうに關しましては、これは特別にOECDに造船のための部会がございまして、これはもつぱら造船に關する事項をやつておりますが、むしろ延べ払い輸出の問題だけではありません。その他造船一般の問題があるかと思ひますが、それにつきましては、やはり同じやうな趣旨で、ある程度以上の条件は出さないと、あるいは場合によつては大體どういふところまでと条件をみなできめて、条件の調整と申しますか、調和をはかつていく、こういうことでございまして、いずれもこれは延べ払い輸出のほうの問題でございまして、直接援助のほうの問題とはこれまた關係がございませ

ん。援助のほうはまた援助のほうで、これはOECDではDACという先日からいろいろのお話が出ておりますが、援助の条件はなるべくソフトにしていくべきだ、こういうことでございまして、その点の目的の違ひと申しますか、問題のあれによりまして、各国のそれぞれ問題の趣旨ということによる違ひが若干ございまして。

○松井誠君 船舶輸出の金利を引き上げたというその理由として、私はOECDの意向もあつたのではないかと一観測なんです。そういう意味で、先進国向けのそういう輸出というものは、援助という性格を持っていないものについては、むしろダンピングは避けよう輸出競争は避けようということ、輸出条件そのものが日本が保護し過ぎるというやうな一つの批判がある。ところが、逆に、経済援助のほうは、経済援助の条件がきびし過ぎる、だからもつと条件を緩和しろという、そういういわば一般的な批評がある。そういう全く二つの違つた条件のものを一つの輸出入銀行なら輸出入銀行といふものがかかておるといふことが、ますます全体の交通整理を混乱させることになるのじゃないか。なぜかといふと、基金と輸銀との間のそういう交通整理、業務分担の整理といふことについていろいろ話し合ひがあるやに聞いておりますけれども、そういうものがあるかどうか、あるとすれば、一体どういふことをめどにしてその整理の基準にするつもりなのか、そのやうなことについてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) 輸銀につきましましては、確かに御指摘のとおり、輸出の振興と申しますか、後進国、先進国を問わず、ただいま總裁から御説明がございましており、もつぱら輸出振興といふことを本来の目的として発足をしたわけでございます。それは事実でございますけれども、その後延べ払いの輸出あるいはプラントに対する長期の延べ払いというものが後進国に對する援助の一環としての意味も非常に持つておるわけでございます。その意味で、御指摘のとおり、

一つの機関で援助的なものと輸出振興とを混在させているのはおかしいではないかと御議論も確かに一つの問題点であろうかと存じます。しかし、同時に、先ほど總裁からも御答弁がございましたように、現状におきましては、輸銀と基金との関係というのは、連絡理事会というようなことで業務の調整は各案件ごとの調整をいたしておきます。それからそれぞれの各省間におきまして、やはり緊密に各省間の連絡会議というのを持ちまして調整をいたしております。現在におきまして、特に大きな混乱と申しますかあるいは不都合が起こればということではないと存じます。しかし、同時に、確かに先生御指摘のような問題点もございますので、今後の将来の問題といたしましては、輸銀と基金との関係を対外経済協力という面でもう一度業務を調整していったらいいの、その面につきましては、先般、昨年の暮れの対外経済協力審議会の中間的な御意見にもございまして、将来の問題といたしましては、やはり今後援助のひもつき廃止というような方向にだんだんと進んでまいり、また、援助の量的な拡大、質的な向上ということも考えていかなくてはならないという事態に即しまして、実施機関のあり方につきましても政府といたしまして検討いたしてまいりたいとは存じておりますが、現状におきまして特に大きな不都合が生じているということはないと存じます。

○松井誠君 ケース・バイ・ケースでやるというのも実際の一つの方法かもしれせんけれども、先ほど言いましたように、輸銀のベースに乗らないものを基金でやるのだということがちゃんと仕組みのたてまえになっておるわけですから、そういう意味では、区分けをする基準というのは、私はきわめてはっきりしておると思うのです。

それはその程度にして、今度、インドネシアのこげつき債権のリファイナンスというのが輸銀法の改正の一つの内容でありますけれども、このリファイナンスは、こげつき債権の再融資というの

は、今度が初めてではなくて、何回目、いつからですか。

○政府委員(稲村光一君) インドネシアに対しましてリファイナンスと申しますのは、すでに過去三回にわたって行なわれておまして、昭和四十二年に四千五百五十万ドル、四十三年に六百九十万ドル、四十四年に六百四十万ドル、合わせて五千八百八十万ドルがインドネシアにリファイナンスが行なわれております。

○松井誠君 こういう形のリファイナンスについて、輸銀のほうでは、先ほどの基金との関係の問題もからみますけれども、そういうものでやばりいままの基金との関係で輸銀がやらなければならぬというお考えですか、總裁は。

○参考人(石田正君) 過去三回にわたってリファイナンスが行なわれたわけでございますが、これは、一つには、リファイナンスをされた元債権の相当部分が輸出入銀行が協賛で融資をいたしておりましたものが非常に多かったというところ、それからして過去の三回の場合におきましてはリファイナンスの条件が三年を据え置きとしますところの十一年でございまして、そうしていかも金利は四%ということでございます。こういうことでございまして、従来の輸出入銀行がほかでやっておりますところのいろいろなリファイナンスの関係からいたしまして、輸出入銀行ではできないとまでは言い切れません。そういうことも両方かね合わせて、過去三回やってまいりましたわけでございます。

○松井誠君 遠慮されているのか、その後お考えが変わったのか、わかりませんけれども、總裁は、四十四年の最高輸出会議の席上で、そのリファイナンスの問題について文句を言っておる。そういうしりぬぐいまで輸銀がするのとはかなわぬという趣旨の発言をしたという報道を私は受けたことがあるのですが、確かにそのときにはそういうことを言われたのですか。

○参考人(石田正君) 多少ニュアンスが違いかと思っておりますが、最高輸出会議におきまして

ていろいろお話を承っておりますと、皆さんは、これだけ輸出をふやせというふうなことで、輸出輸出というのを非常に言われるわけでございます。今度は百五十億ドルのやつを二百億ドルまで持っていくというふうなことを言われるわけですが、それは最高輸出会議としてはそういうことを焦点として御議論になることはけっこうでございますけれども、しかしながら、それをやりやすめには、日本の外貨がそれだけふえるわけでございますけれども、それがすぐ入ってくるのか入ってこないのかという問題もございまして、また、輸出をいたしまして必ずその代金が取れるというところが確實でありますならばそれでよろしいのでございまして、延べ払いにいたしまして、あるいは円借にいたしまして、金融機関が金を出しますときには返ってくるというのを前提に出すわけでございますが、現実の問題としては結果的に返ってこないということが起こり得るのは、金融としてあり得ることだと思っております。金とをどのくらいにしたらいいかということをお考えにしなければ困るではないかということをお申し上げたわけがあります。早い話を申し上げますれば、すべて日本の輸出につきまして、これが海外援助というものが拡大されて、そうしていわゆる円借とか海外援助とかという形になってまいりますれば、一般の業者といたしましては、われわれから金を借りますれば、それは返さなければならぬという問題がございまして、しかも、それが返ってこない場合には、やはりかわって払わなければならぬ。借り主でございまして、払わなければならぬ。この責任があるわけでございます。われわれに対して、ところが、もし円借ということになりますれば、これは全部輸出いたしますと同時にみんなもらってしまふわけでありまして、輸出して、あと取れなくなつてもどなりなつてもかまわないと、そういうムードで輸出振興会議だけが突っ走るということがはたして

てそれでいいかどうかという意味で申し上げた次第でございます。

○松井誠君 その発言を聞いたある財界の政治部長みいたのが、その總裁の発言はけしからぬと。輸銀というのは国の機関なんだから、国が最終的にしりぬぐいするのはあたりまえだというふうなことを言ったということまで出ておりました。私から言わせれば、何でも話なんでも、援助でなくて、ほんとうの意味の商業ベースであるとすれば、最終的にはやはり企業がリスクを負わなきゃならぬのは私はあたりまえだと思えます。ところが、援助と両方やっておきますと、その辺の仕分けそのものがだんだんにくくなってくるんじゃないか。先ほど私が基金との区別のことを言いましたのは、そういう意味もあるわけですが、私は、この最初のリファイナンスのときに、これが輸銀の仕事かどうかということについて、いま總裁は積極的にお認めになったような口ぶりではありませんが、したけれども、もつとやはり問題になってしかるべきであつたと思ふ。聞きますという、これで終わりじゃなくて、また来年も再来年もリファイナンスはあるわけでしょう。リファイナンスはないのですか、これで終わりですか。

○政府委員(稲村光一君) 今回の御提案申し上げておりますインドネシアに關しますリファイナンスは、総額におきまして大体九千三百七十万ドルくらいになるかと思われまが、この中には、先ほど申し上げました過去三回にわたって行なわれました五千八百八十万ドルの分を、さらに国際的な協調によりまして、より期間を長く、かつ無利息という条件で、国際的な線にあわせていたします分でございます。そのほかにまだ民間の債権であるものが千六百九十万ドルくらいございまして、これはデューが来ることに同じ条件でリファイナンスをしていくということでございます。実際にそれが起こればいいから、これは来年デューが来たときでございまして、これは来年以降という部分もあるわけでございますけれども

も、今回の分はこれ一つのものとしてお考えになつていただいてよろしいのではないかと思います。

○松井誠君 けさの新聞なんですから、日本経済調査協議会ですか、財界の機関なんですよけれども、ここでインドネシアの経済援助の条件緩和を要望しておる。その中で、インドネシア向けの長期延べ払い輸出についても輸出保険をかけるべきだと、そういうことも要望の一つに入っていることが書いてあるわけですが、それはいままでやっていないわけですか、インドネシアに対しては。

○政府委員(稲村光一君) ただいまの御質問でございますけれども、今回お願い申し上げておりますものはスカルノ時代の延べ払いに基づくものでございまして、これがこういうような事態になりましたので、その問題が起りました昭和四十年の暮れでございますが、一応、延べ払いの輸出は、その後続きますとさらに債権が累積するといふおそれがございましたので、とめたわけでございます。その後はいまのような状況でございます。延べ払いにつきましては、非常に慎重と申しますか、一般的には認めないという方針でございます。進んでおるわけでございます。詳細につきましては、通産省のほうから御説明申し上げます。

○説明員(山口衛一君) ただいまの御質問に關しまして、輸出保険制度のほうから申しますと、インドネシアに關しましては、御承知のとおり、かつて四十年の十二月に保険金支払いを停止したというふうな措置をとっておりまして、その後情勢が好転しつつあるような面もございます。現段階では、昨年の八月一日以降、船積み後六カ月以内に代金決済がされる短期取引については、普通輸出保険も輸出代金保険も手形保険も引き受けを再開しております。ただいま申し上げましたのは、六カ月以内のものでございます。六カ月をこえるものにつきましては、いわゆる中長期の契約に關しましては、中央銀行支払い保証等につきまして送

金につきましてはの免責条項を設けております。○松井誠君 よく意味がわからないのですが、中央銀行——もう一ぺん最後のところを説明してください。

○説明員(山口衛一君) 御説明いたします。

ただいま申し上げましたのは、インドネシアに關しまして短期の契約のものがございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、普通輸出保険、輸出代金保険、手形保険、いずれも引き受けをいたしております。それから百八十日をこえる契約のものが中期及び長期のものでございます。これにつきましては、インドネシアの中央銀行の支払い保証というものがついておりまして、現状ではインドネシア中央銀行の送金に關します信用の問題につきましてまだ十分に信用がありと認められないという判定のもとに、私どもは、送金、つまり向こうから金を送ってくることに關しての、それについては保険金を支払われない、そういう条件を入れております。それ以外の戦争危険その他につきましては、全部保険をつけて保険金を支払うことになっておりますが、送金に關しましては、保険に關してこれを引き受けないというふうな制度をとっております。

○松井誠君 あれですか、長期の延べ払いの場合には、かりに中央銀行が保証しても、その送金が確定だとは言えない……

○説明員(山口衛一君) 送金に關しましては、保険事故とみなさないということで保険金を支払わないという、そういう制度をとっております。

○松井誠君 輸出保険を支払わない……

○説明員(山口衛一君) 保険金を支払わない。……

○松井誠君 保険をかけるかかけないかというところを聞いたわけですよ。

○説明員(山口衛一君) 保険をかけることはございまして、付保はできます。

○松井誠君 付保はできる。したがって、かけてはおるけれども、事故とみなす条件が違つと、そういう意味ですか。

○説明員(山口衛一君) はい。

○松井誠君 そりしますと、ここに書いてある長期延べ払い輸出にも輸出保険を適用すべきである、新聞記事だから正確じゃないかもしれないけれども、これは、そりしますと、ほかの国に対する延べ払い輸出のような保険の条件といひますか、そういうものにしろという意味なんですか。

○説明員(山口衛一君) おっしゃるとおりの意味かと存じます。

○松井誠君 確かにスカルノ時代よりは経済情勢はあるいは好転したかもしれないけれども、いままでそういう差別をしてこなかったからなかつたという状態、それよりも何よりも、スカルノ債権がこういう形で集つていって、税金でそれをしりぬぐいをしていっているという状態、そういうものがある中で、またいままでと同じような形の輸出保険を再開するということについては、これは何としてもやっぱり切り切れないと思ふんです。財界のお歴々が盛んにインドネシアに目をつけて、資源の問題が主なんではよくけれども、目をつけておられますけれども、企業のリスクが全然なくて、ともかく最終的には保険をもらへばいいんだというふうなことでやられたのでは、また同じような問題が起きないという保証はない。こういう要望に対して、これ大蔵省のほうではどうなんですか。あるいは、通産省のほうではどうなんですか。もしこういう要望が出たら、あるいは出たかもしれないが、そういうものに對してどうですか。

○政府委員(稲村光一君) 輸出保険に關しましては、通産省の所管でございますので、われわれのほうにいたしましては特に通産省にお先ばしして何か意見を申し上げるという立場ではないわけでございますけれども、これはインドネシアに對する全体の問題として、新しい援助は別といたしまして、慎重でなければならぬというふうに考えておりますが、第一義的には通産省の問題でございますので、御答弁は差し控えてさせていただきますかと思ひます。

○説明員(山口衛一君) ただいまの御質問につきましては、私も聞いておりますが、制度のこのような運用のしかたにつきましては、日本だけではなく、インドネシアに關しまして債権を保有しておる国々で保険制度を持つていて状況を調べますという、大体同様の取り扱いをしているように聞いております。ただ、将来の今後の情勢は十分見きわめなくちゃならぬと思ひます。情勢を十分見きわめながら、今後も慎重に検討してまいりたいと思つております。情勢いかによつて十分検討していかなければならぬと思ひます。

○松井誠君 この輸出保険のことにつきまして、計数の問題だけ一つ確かめておきたいと思ふんです。一体スカルノ債権というものがどれだけあるかということについて、大蔵省からもらったバリエーションの資料によれば、日本が九千三百二十万ドルということになっておるわけでありましてけれども、インドネシアに行つた北島ミッシェンの報告書に出ておるスカルノ債権の額ははずいぶん違ふんですね。北島ミッシェンの報告書に出ておる日本の債権というのは、二億二千三百五十六万五千ドルです。ところが九千三百二十万ドル、こちらが二億二千三百万ドルになっております。この中には賠償担保借款を含んでいると書いてある。賠償を担保にした債権というのが帳消しになつておるとすれば、この部分だけは引くんでしりゃいいけれども、それにしても数字が合わないですね。

○政府委員(稲村光一君) 先生御指摘の数字は、北島ミッシェンの報告書に出ております二億二千三百万のことを言つておられるのかと思ひますが、これは当時のIMFの資料によるものでございまして、これは当時すでに国会でも御論議があつたわけでございますけれども、これにつきましては、いま先生御指摘のとおり、賠償担保借款でございますか、あるいは、実際に船積みをしなかつた、したがって、つまり実際の債権にはならなかつたというものの中にあるわけでございます。

結局、賠償担保借款につきましてはすつかりきれ

いになっておりますし、それからむろん短期のものは残っておりますが、一応いまのような調整をいたしまして、北島ミッシンの報告書の注のほうにも書いてございまして、これはIMFの報告書では二億二千三百万になつておりますけれども、わが国の試算によりまして、債務額は一億三千万ドル程度であると、こういうふうな書き方をいたしております。いまのような調整をいたしまして、実際のスカルノ債務というのは、ずっと少ないわけでございます。IMFのほうの当時の資料はそういうほかの要素を含んでおつたわけでございます。その点で現在のスカルノ債務の金額とは照合しない、こういうものでございまして、

○松井誠君 あなたがいま言われた注の中でのわが国の試算というのは、下に書いてありますね、それは一億三千三百万ドルですか。その中には、現金というのには二千五百万ドル——これは千ドル単位ですか。——ちょっと待つて下さい。現金も入れて債務額が出ておるわけですね。現金の部分を含めて別にして、九千三百万ドルということとは違ふ。

○政府委員(稲村光一君) ただいまの、一億三百万ドルと、それから先ほど申し上げました今回の対象になる九千三百万ドル程度。この差につきましては、この一億三百万ドルという中には、いま御指摘になりましたとおり、百八十万以下のもの、これがここに書いてある現金と合うのだと思ひますが、これは当然返済をされてしまつておりますから、これは引く要素でございまして、他方、先ほど申し上げました六七年から六九年までに輸銀のリファイナンスをいたしておりますので、その利息は当時はなかつたわけでございますが、その利息分が千八百万ドルぐらいになりますので、先ほど申し上げました五千八百八十万ドルのリファイナンスの利息が千八百万ドルぐらいになります。したがって、一億三百万ドルから控除をいたすべき問題といたしまして、二千五百万ドルの百八十万以下のもの、これは控除いたします

が、他方、逆に、利息分千八百万ドルを加えなければいけませんから、その調整をいたしますと、ほぼ九千三百万ドルぐらいになります。

○松井誠君 これは単位千ドルと書いてありますが、やっぱり百万ドルですね。そうしますと、まあその千八百万ドルという利息がいつ現在のものかわかりませんが、おおよそ合うというところではない、きちんと合うのかどうかです。これは、十萬ドルとしても、われわれ庶民にとつてはたいへんな数字になる。それがきちんと合うのかどうか。

○政府委員(稲村光一君) 九千三百万ドル程度と申しましたのは、日本の現在におきますスカルノ債権というものでございまして、この数字はパナマ会議のときの資料では九千三百二十万ドルといふふうになつておりますが、今回の法律の御審議をいたしまして御承認を得ましたあと、インドネシアとの二国間交渉に移るわけでございます。そこで初めて詳細なところの金額の詰めが行なわれるわけでございますが、われわれのほうの資料で現在までに詰めた限りでは、パナマ会議で先方のIMF側の数字では九千三百二十万ドルでございまして、わが方の現在のところの数字では九千三百七十万ドルぐらいになるのではなかつたかといふふうに思つておりますが、これは、先ほど申し上げましたとおり、具体的な個々の問題につきましては、今後のインドネシアとの二国間交渉の際に詳しい正確な数字が出てまいりますが、当方の数字では、九千三百七十万ドルぐらいが大體の数字ではないだらうか。それと、北島ミッシン報告書に出てまいります一億三千三百万ドル、これとの差といふものは、先ほど申しましたように、九千三百七十万ドル自体に若干のまだ変動要素がございしますが、大まかに申しますと、先ほどのように、百八十万以下のもの二千五百万ドルは済んでおりますから、これから落とすべき要素でございまして、他方、このとき現在におきましてはまだ輸銀のリファイナンスといふのが行なわれておりませんわけでございますから、輸銀の

リファイナンスの金利といふものはゼロであつたわけでございます。したがって、一億三百万には含んでおりませんが、現在の債権としてはそれを加えなければなりません。それで、その差額が、二千五百万ドルを控除しまして千八百万ドルを加えますと、七百万ドルぐらいが、一億三百万ドルと現在の九千三百七十万ドルとの大體の若干の相違はございすけれども、その差であらうかと存じます。

具体的な計数につきましては、ただいま申し上げましたとおり、今後インドネシアとの二国間交渉によりまして金額を確定してまいりたい。日本側の数字によりまして、それが大體九千三百七十万ドルぐらいになるのではないかと、こういうふうな考へております。

○松井誠君 インドネシア側と日本の側といふところの資料の食い違いがあつて数字がきまらないところならば、私は、決してほめた話ではありませんが、日本側の資料だけの資料であつたら、きまつた資料が、それを相手方がそのまゝのむかひから別として、できておつてしまふべきだし、そういうものはもうあるのではないですか。そういうものを基礎にして四十二億といふ今度の金もやはり一応の金額はきまつてそれから試算をしたものでしょうから、それはあるのじゃないですか。

○政府委員(稲村光一君) 日本側の数字といたしましては、いま申し上げました九千三百七十万ドルといふのがわれわれのほうの資料で得られます数字でございまして、当方としては、これが確実であるといふふうに思つております。したがって、今後これを基礎にインドネシア側と交渉をするといふことになつておると思ひます。

○松井誠君 北島ミッシンの報告書に書いてある一億三百万ドルと、いま言われた九千三百七十万ドルとは、これはつながるわけですね。つまり、一億三百万ドルを基礎にして足したり引いたりすれば九千三百七十万ドルになるわけですね。

○説明員(大倉真隆君) 細部の計数にわたります

ので、私からお答えを申し上げます。結論的には、いま松井先生のおっしゃつたように、つながつてゐるわけでございます。九千三百七十万ドルの基礎になつておりますのは、一九六六年六月末の残高八百四十万ドルでございます。その八百四十万ドルと御指摘の北島ミッシンの一億三百万ドルとの差額は、ここにございす現金、それから百八十万以下といふものに該当するわけでございます。さらに続けて申し上げますと、八百四十万ドルのうち、七月以降に若干の回収が現実にあつたといふことで、五百七十万ドル減りまして、さらにまた、先ほど御答弁の中に出てまいりましたリファイナンスが五千八百八十万ドル行なわれましたので、現在民間債権として残つておりますのは千六百九十万ドルでございます。今回の債務救済の対象額は、リファイナンスの元本五千八百八十一万ドルと、民間債権として残つております千六百九十万ドルと、さらにリファイナンスの利息として今後発生をいたします分を含めまして、これは期限もきまつておりますから正確に計算できるわけでございますが、今後発生いたしますものを含めまして千八百万ドル、この三項目を足しますと九千三百七十万ドルで、したがって、元本とこれから発生する利息を合わせましたものが一括して救済対象になる。元本は三十年、利息はあとの十五年で均等にすると、そういう数字になるわけでございます。

○松井誠君 もう一つ計数のことをお聞きしたいのですが、四十二億ですね、この四十二億の積算の基礎はどういうことになつてゐるのですか。

○政府委員(稲村光一君) ただいまの四十二億円の積算につきましては、民間債権のリファイナンスに要する資金が二十六億四千万円、輸銀債権の繰り延べに要する資金が二十四億六千万円、合計五十億六千万円の原資となるものでございまして、この必要資金の五十億六千万円に對しまして、今回の措置の実施によりましてインドネシアからの回収がございまして、これはインドネシアからの回収予定を九億二千九百万円を一応見

込みまして控除いたしました差額四十一億三千八百万円ということになります。この四十一億三千八百万円に對しまして四十二億というのを一般會計に計上するわけでございます。

○松井誠君 それにしても、四十二億ちょうどにはならない。なるんですか。

○政府委員(稲村光一君) これは、先ほども申し上げましたとおり、民間債権につきまして、インドネシアとの間で債務の確認が行なわれておりませんので、二国間交渉をこれからやらなければならぬという部分もございまして、若干の異同を生ずる可能性を考慮しまして四十二億というのを計上いたしましたわけでございます。

○松井誠君 こういう性質の金というのは、四十二億ほつきり、今年度で終わるということではない、まだ続くわけですね。

○政府委員(稲村光一君) これは、ただいま御説明申し上げましたとおり、本年度と申しますか、四十六年度における問題でございまして、これは今後引き続いてまいります。これはインドネシアからの回収も始まってまいりますから、したがって、だんだんと四十二億というものの金額は減つてまいりますが、約十年近く、おそらく五十三年度がピークでございまして、それ以後はむしろ回収超というふうになっていくのではないかと。トータルしてずっと最後まで見通しますと、約二百七十億程度が毎年毎年の累積で必要になるのではなからうか、こういうふうな算定をいたしております。

○松井誠君 まだ、この法律案そのものだけでなく、それをめぐる問題についていろいろお聞きをしたいのですけれども、きょうはこの程度にします。

○成瀬權治君 私は、さくばらん一言聞かしてほしいのですが、よく世にいう吉田書簡というのがあって制限するわけですが、輸銀ベースでいけば、全くコマース・ベースだと思えますね。そこで、そういう制限、チェックするというのは、輸銀の理事会で定められることになってい

るのか、そうじゃなくて、これはとても中共にはいけませんよという指示があなたのほうに頭から来てしまつていてやれないものなのか、その事務的な話だけをまず第一に聞かしてもらいたい。

○参考人(石田正君) 政府のほうから、吉田書簡があるから輸銀は絶対貸してはいけないぞという指示は、いただいております。それからして、事務的問題といたしまして、何と申しますか、ケース・バイ・ケースでもってわれわれのほうは全部処理しておるわけでございます。あらゆる案件を。要するに、貸してくれという申請がない限りは重役会には上がつてこないわけでござい

ます。じゃ、かりに重役会に上がつてきた場合に、政府の意向を無視してやつてしまふかという問題が最後に残るかと思ひますが、この点につきましては、やはり輸出銀行は政府機関でございまして、一応、政府の御意向も伺つた上で措置するということが政府機関としては理想なんではないだらうかと、かように考えております。

○成瀬權治君 いままで、そういうことは政府に伺つたことがあるのかないのですか。

○参考人(石田正君) 最近いろいろ論議になりまして世上騒がしくなつておりますけれども、そういう段階におきましてわれわれのほうは具体的な案件のアップローチはまだございせん。

○成瀬權治君 そうすると、具体的な案件がなかったからやつておらぬので、やろうとすればできるわけですね。あるいは、あなたのほうがそういうものがあれば政府の意向というものはお聞きになつておるわけですが、まだお聞きになつておりませんか。

○参考人(石田正君) われわれのほうは、いつも仕事をやつておりますのに、先ほど申しましたようなくあいに、あらゆる案件につきまして、民間のほうから金融機関を通じて自分たちではファイナンスできないから、輸銀がこれだけでもらつてくれということでもらひまして、そしてその上にいいか悪いかということを決めるのがたてまえになつております。したがひまして、われわれのほう

うとして、先ほど申しましたようなくあいに、いま手持ち案件がございせん。手持ち案件があれば、どうしてもわれわれとしては処理しなければならぬわけですね。イエスカノーカ言わなければならぬのですけれども、いまのところは手持ち案件はございせん。

○成瀬權治君 いままでそういう案件がなかったんだというふうに承知してよろしうございませぬ。

○参考人(石田正君) あ、何と申しますか、これはもうはつきりしたことでございますけれども、私がなりましたから、また、中共関係に關しまして、これを金を貸してくれという話は、アップローチは受けておりません。

○成瀬權治君 政経分離とか不可分ということばがございまして、片方じゃ政経は不可分だという議論がありますし、そうじゃなくて、いや、可分だという議論もある。日本は可分論で来ていると思ひます。ところが、これを見ると、どうも輸銀は政経不可分論になつてくる。これは総裁にどうということではなくて、府政の問題だと思ひますが、実際にどこでチェックされるのかわかりませんが、大体チェックはどどこでされるということがわかりました。普通そういう政府の意向というものを無視するわけにはいかないが、政府の意向というものはあなたのほうにまだ来ていない。新聞等、あるいは国会の論争をはじめいろいろとあるから、テレビ、ラジオ、新聞で知つてゐるんだと。普通の案件は、政府に意向をたすのではなくて、あなたらの責任で処理されておるというふうに私は理解しておるのですが、それが普通じゃないでせうか。

○参考人(石田正君) これはなかなか政府機関としてむずかしいところございまして、たてまえとしては輸出銀行があります以上は、普通の業務につきましてはわれわれだけの判断でやつていくのが当然じゃないだらうかと思ひわけでありませぬ。しかしながら、ものごとによりましては、非常に大口な案件であるとか、あるいは仕事自体は

非常に必要なものであるけれども、相当危険が伴う。われわれのほうとしては債権確保はできるとは思ひけれども、いろいろと不安が起る場合があり得るわけでございまして、そういう場合につきましては、やはり政府の御意向をその案件について聞くということはいたしております。

○成瀬權治君 いままで、それじゃ、いたしておるとおしやるが、いたした例というのはどのくらいあるんですか。どこの案件でやりになつたことがあるんですか。

○参考人(石田正君) これは、何と申しますか非常にむずかしい問題でございまして、われわれのほうは、輸出関係等につきましては、御承知のとおり、政府の輸出承認という問題があるわけでございまして、それから先ほど来お話がございまして輸出保険という問題がございまして、これが、何と申しますか、政府のほうからかりに輸出保険をつくる、輸出承認もあるといつて、われわれのほうに貸さないというふうなことに相なりますと、これは非常にぐあいの悪い問題になつてくるわけでございまして、したがひまして、われわれのほうの事務当局といたしましては、結局、私どもの監督をいたします大蔵省、及び民間ベースであります、延べ払いベースの問題が関連いたしたとしましては通産省、こういうところと事務的に相談いたしまして、そうして、こういうふうなものにつきましては輸出承認がありませうればわれわれのほうは出せると思ひますとか、あるいは、それは輸出承認がありましてわれわれのほうとしてはファイナンスができません——ファイナンスができないというのを御承知の上で輸出承認なり輸出保険をおつけになるのは、これはそのような御判断でおやりになつてもけっこうでございますけれども、われわれはいわゆる金融常識としてはできませんというふうなことを大体一般論といたしまして申し上げまして、そうして、何と申しますか、輸出承認あるいは輸出保険をおつけになる段階においてわれわれの御意見を徴していただく、われわれのほうとしては、こういうこ

して、そういうふうな業界側につきましては、話があるときに大体どのくらいどのよう話があるかということを前びろに連絡してほしいということとを言っております。そうして、それに対しまする条件はどういうふうになっているかというふうなことを聞きまして、そうして、われわれのはらうとして、金融ベースに乗るような条件になるかどうか、フレキシビリティの問題もござりますし、条件等の問題につきましてもよく業界と相談をしてほんとうのファイナンス・コンタクトをするということをお願いをいたしております。その段階におきまして、要するに、政府関係におきま

○政府委員(稲村光一君) 輪銀と基金との業務分野の問題に關連いたしましたしては、先ほど御答弁いたしました点で尽きるかと思われませんが、いま御指摘の政経というような關連からの輪銀と基金の機構をどうするかというようなことに關連いたしましたしては、特に議論はいたしておりません。もつぱら、現実問題として、輪銀、基金の援助、経済協力という面からの機能、実施機関としての役割りなり進むべき道につきまして、現状においても大体うまく連絡調整を行なうておるといふふうに存しておりますが、しかし、将来の發展を考えますと、これを将来の關係といたしましたして

はあつたのだらうと思ひますね。一体、どういう
ようなかつこうでやつておつたのでしようか。こ
れはあなたのほうの守備範囲でないとおつしやら
ればまさにそのとおりだと思ひますが、輸出
は實際あつたのだらうと思ひますが。

○説明員(山口衛一君) 輸出はむろんございまし
たが、保険はその場合ストップしておりますの
で、實際に保険なしで、いわゆるLCベースその
ものでやつておりました、そういう状況でござい
ました。

○成瀬權治君 いま、それで、その輸出保険対象
外のときのベースと、四十五年八月から輸出保険

常に混乱をいたしましたのは、昭和四十年、四十一年、その前後でございまして、いわゆるスカルノ政権が倒れましてスハルト政権に移行するその間というのが一番大きな混乱であるかと思われませんが、このときの一つの一番大きな問題は、インフレの高進ということであります。このころは、物価が、年率で、六〇〇％と申しますが、六倍になるというよりなたいへんなあれがあったわけでございます。いまのインフレの状況をあれいたしますと、たとえば六九年度一昨年の末の対前年上昇率は一〇〇％ぐらいの普通の、普通と申しますか、非常に穏やかな、インフレではあります

けれども、穏やかな上昇になり、さらに、昨年末の六九年末比では、物価の上昇率は八%というように、非常に穏やかになっております。他方、財政自体につきましても、いまだ財政の赤字というものが大きな問題であつたのでございますけれども、その後一九六八年度には経常予算につきましても、均衡を回復いたしました。一九六九年度には二百七十一ルピアの黒字を生じました。それから一九七〇年度は三百五十六ルピアの黒字見込みというふうに、これは経常予算についてでございますが、非常に回復をいたしております。しかし、これは、他方、開発の面の開発予算というほうでは、まだ開発事業に対する歳入の源が十分でございまして、したがって、ずっとここ数年各国が協調いたしましたして新規援助の会議を毎年持つておるのでございます。こういう各国の共同した国際的な相談に基づく新規援助に基づきましてこういう開発予算の赤字が埋められて、こういう感じでございます。

当面は、したがって、やはり新規の援助というのは続けないで、インドネシアの復興は今後十分に実現できないという情勢ではございますけれども、しかし、先ほど申しましたとおり、昭和四十年、四十一年ごろに比しますと、非常に安定をきていて、こういうふうには了解いたしております。

○成瀬幡治君 いま、たな上げというのですかね、そちらのほうはこちらの法律案に出ております。新規援助ということをいまあなたも言われましたが、その新規援助と救済と二本立てでやっていると、新規援助の内容はどんな計画なんですか。

○政府委員(稲村光一君) 新規援助につきましては、これはインドネシアに対します援助会議というものが毎年ございまして、外務省のほうからお答えいただいたほうがいいかと思いますが、毎年相談をいたしまして、インドネシアの経済の現状その他を勘案して、大体このくらいのことを各国でやろうではないかということをきめて、それに

基づきまして二国間交渉をいたしまして、そして毎年の金額をきめておるわけでございます。

○政府委員(沢木正男君) インドネシアにつきましては、スカルノ政権が倒れてから、一九六六年に、インドネシアをこのままほっておけば東南アジアの情勢が非常に不安定になるということで、日本が提唱いたしましたして債権国を集めまして、東京で第一回の会議を持ちまして、それが母体となりまして、それ以後、IGGIとわれわれ称しておりますが、政府間債権国会議のようなものが毎年開かれております。そこで、世界銀行、IMF等がインドネシアの経済を診断いたしましたので、毎年どれほどの総需要が必要であるか、そのためには国内資金と外国からの援助とを集めまして、どれだけの計画にするのが適当であるか、そこで外国援助の所要額の合計額が出されまして、それに基づいて各国が援助を行なつておるといふ状況でございます。

○成瀬幡治君 それは、そういう年次別の援助なのか、長期的な計画に基づいてこととはこれだけだ、こういうふうになるわけですか。

○政府委員(沢木正男君) 債権国会議が出します援助の需要量は、毎年の額でございます。しかしながら、インドネシアでは現在五カ年計画を組んでおりまして、この五カ年計画の内容に沿つた援助を毎年の発展によつて修正しながら認めていくという方式をとつております。

○成瀬幡治君 それは、中心として、資本協力が多いのか、何が多いのですか。

○政府委員(沢木正男君) 資本協力が中心でございますが、もちろん中身は技術協力もそれに付随していろいろ技術協力が必要であるということも会議で提示されております。

○成瀬幡治君 もう一度輪銀のほうへお聞きしたいのですが、相当前のときには、アラスカパルプの問題があつたり、それからブラジルの問題等、いろいろとあつて、なかなか苦勞された点もあると思いますが、いま輪銀としてそういうような問題点はございませんか。スカルノのインドネ

シアの問題が一番大きな問題でしうか。

○参考人(石田正君) いろいろとむずかしい問題をかかえておりますことは先生御指摘のとおりでございます。私が輸出入銀行に参りましたときにおきましては、いわゆる四大案件と称しまして大きな問題があつたわけでございます。これには苦慮いたしましたけれども、その四つのうちで、いわゆるインドネシア関係の北スマトラ石油、これにつきましては、油が初めの約束どおり出ないでなかなか予定どおり入つてこないという問題で相当滞りができるのではないかと、これを非常に心配したわけでございますが、結局、北スマトラの石油とそれからインドネシアのペルミナとの間に話がつきまして、石油の量というものの取り分の問題につきましても多少調整を加えますし、それから、また、油を供給する期間も延ばすということをやりました。いまのところでは全部その油が入つてまいりまして、予定どおり全額完済されました。私のほうとしましては、北スマトラにつきましても、何ら問題はな

いと言へるような状態になつて、怒りを開いてゐる次第でございます。

それからついでに、油の問題でございますが、アラビア石油につきましては、これは、御承知のとおり、油自身はうまくとれたわけでございますけれども、硫黄分が多いというふうな問題がございまして、そういうふうな問題からして販路をどうするかという問題がございまして、日本の中でも評判が悪いというふうなことで、このいわゆるリパークションがどういうふうなわれわれのほうへ来るであらうかということを心配しているというのが実情でございます。

それからまた、ウジミナスの問題につきましては、私が国会でまあ大体うまくいくのではないかと申し上げたところ二年間にえらい赤字を出しまして、これはたいへんなことだということで私自身もウジミナスに参りましていろいろお話をいたしまして、その結果、向こうのウジミナスのいわゆる鉄鋼製品の売り上げ価格というものがつき

まして政府統制をゆるめていただくとか、あるいは向こうの開発銀行の出します金利を安くしていただくというふうな手を打ちまして、大体期間損益としては黒字が出るようになりまして、いま現在のところは相当好況になつておるところでございます。しかしながら、これがよくありませんと、また大いにこれを拡大したいというお話がございまして、初めは五十万トンのところで始めたいわけでございますが、実績はもう六十万トン以上出しております。その成績自身というものは非常によくなつておるわけでございます。しかしながら、大いに拡大しようといふと、どのくらい資金が必要ということになりまして、どのくらいやたらにいいかということでも向こうのほうは大きな希望を持つておられますが、それをどのくらいにしようかということでもつていま頭を悩ましておるといふのが実情でございます。

それからアラスカパルプの問題につきましましては、これは針葉樹が日本にない、これがなくてはたいへんだということで事業をやるといふことで始めたわけでございますけれども、その後、向こうからは、要するにいわゆる素材のままと持つてくるということができなくなりました。材木にして持つてこなければならぬというふうな問題も起こりました。それから、また、人絹のほうにいたしまして、針葉樹でなくて広葉樹を使つてもよろしいと、こういうふうな問題が起こつてまいりました。それから、また、人絹というものも、わが国に不況産業なものでございまして、値段が予定したところの値段では買えないというふうなこともございました。いろいろなことがございまして、私が参りましたばかりには期間損益は少し黒字になつたのでございすけれども、それがまたちょっとその後材木の値が下がつたり、それからいろいろな経済状況が日本の中で変わつてきたものから、四苦八苦しているというのが実情でございます。これをどうするかということについてわれわれも非常に頭を悩ましておるといふのが実情でございます。

インドネシアだけが問題であつてほかには何も問題がないかと申しますと、いろいろな問題がございます。たとえばチリに政変が起こりますと、銅の買入れのために融資をいたしておりましたものがどうなるか、こういうような問題につきましてもまだはっきりとした見通しがついておりません。出したときは回収は確実であらうと思つて出したのでありますが、これが長い時間かかっておりますうちにいろいろな問題が起こつております。そのうちに非常に頭を悩ませながら仕事をやつておるといふのが実情でございます。

○成瀬幡治君 相続税のことで一言お尋ねしておきたいのですが、この恩典に浴される人は、これは死亡してから六カ月以内に申請すればいいわけですが、これが施行しますね。そうすると、たとえば去年の——悪いですけれども、ことしでもいいですけれども、ことしの一月に亡くなった人は適用になりますか。

○政府委員(細見卓君) 本年の一月一日以後の死亡の方でございます。六カ月が申告期限になつております。その申告期限に間に合ふように法律ができておれば、当然一月一日にさかのぼれる、こうなつております。

○成瀬幡治君 十二月三十日の人は不適用、一月一日は適用、こうなるわけですね。

○政府委員(細見卓君) 暦で切りますので、どうしてもそういうことは起こるかと思ひます。

○成瀬幡治君 その申請は、あとで、二月なり、三月なり、あるいは四月までかかるが、六カ月間ありますからよろしいのですが、そこら辺のところはうまい方法はないですか。同じ恩典を暦でばつと切つちまうといふことは、どうも……

○政府委員(細見卓君) いつで切りましても、やはりそういう問題は起こるわけですし、まあ法律が年をさかのぼつてというとはいへませんが、なかつたので、これは御承知のように四月一日に施行していただくつもりで予定しておるわけですが、しかし、その年一月一日までさかのぼるといふのが法律の適及としてはまあ限度じゃないかろう

か。年を越して原因が発生してあるものまで法律で手当てできるというところは、いままでの税法その他の扱いとしては事例がございません。

○成瀬幡治君 まあ事の是非は別として、財産の非常にたくさんあるのかないのか、われわれにもなかなかわかりかねるのですが、あなたのほうで、いままでに、相続税でたくさんとられた、相続税で一番の人が多かったんだというのと、普通一般に、今度改正されて、何%ぐらいの人が相続が発生をして、何%ぐらいの人が課税対象になるのでしょうか。

○政府委員(細見卓君) これも自然現象でございます。大体一年に日本で亡くなる方が六十万ないし七十万、これはいい悪いは別として、そういうことになつております。その中で、相続税の課税件数になりますものが大体一万数千件というよりな形でございまして、二%の上のほうから三%の低いところあたりのところを前後いたしております。その場合に、たとえば四十一年のように相続税の課税最低限を大幅に引き上げましたときにはさすがに減りますが、いざれ御質問もあろうかと思ひますが、その後、財産価格、特に土地などの評価が高くなつてまいりましたので、現在のところ、二%ないし三%ぐらいの方が、亡くなられて相続税を払つていただく問題が起る、そういうことになつております。

○成瀬幡治君 六十万世帯の中で一万数千件、約五十八万世帯ぐらいが対象外で、しかも、それは二、三%だということになる。平均というのですか、額の多い人は、ほんとうにどのくらいあります。件数でいって一万数千件だといふと、どのくらいの平均になりますか。

○政府委員(細見卓君) 四十四年の実績で申し上げますと、一人当たりの財産が二千六百万余りになつております。

○成瀬幡治君 これは大体土地が多いだろうと思ふんですね。そうすると、農村関係に多くて——いや、そうばかりじゃなくて、都市が土地が上がつてゐるから、ですから、農村関係が非常に多

いと見ていいのか、都市が多いのか、あるいはこれは評価基準というものが非常に問題になつておりました。たとえば農地は三・三平米二円五十銭ぐらいになつたらこれはとても問題にならぬわけですが、その評価が非常に問題だと思ひますが、いまは、土地評価というものは、市民税なりあるいは村民税等で評価されておるので大体来ますのか、それの何割かというものを上乗せされて評価されるものなのかですね。

○政府委員(細見卓君) 課税になります農家は、いわゆる純農家というものはほとんどございませぬ。大体三ヘクタールぐらいの農耕地を持つておられて、家屋敷が当然それについておるわけでありまして、そういう程度の方につきましては、現在の千万円の評価でありまして、農村に特に家族が多いせいもございまして、これは、御承知のように、嫁に行つておられる人も、よそへ行つておられる人も、全部相続人として評価いたしますから、そういうことで、家族の多いせいもありまして、提案理由にも読み上げましたように、大抵子供さん四人と——やっぱり、金持ちの人は家族も多いようでありまして、大体四人でございます。そういうことで、相続税がかかつておるのは、むしろ都市化された農村の方はございまして、むしろ都市化されたところ以外におきましては、農家が課税になるといふことはございませぬ。そういうところの評価でございますが、おしなべて、時価の五、六割、あるいはもう少し低いところもございまして、その辺は、評価の進みぐあひ、あるいは都市化現象の進捗度というよりなものによつて、都市化現象が急速であるところは評価が追つかないというよりな現象がございまして、若千のデコボコはあろうかと思ひますが、大体おしなべて五、六割というところを以て評価して、それが相続税の課税にあたつてはそういう課税財産の中に入つてくるというわけでございます。

○成瀬幡治君 夫婦間の贈与の問題ですが、二十五年から二十年に遡るたいへん善政のようですけれども、実際これはこういうことが行なわれておりますか。これは、どのぐらいいままで発生件数というものがございまして、二十五年以上で夫婦間で贈与があつたというものは、年間、そして配偶者控除を適用した事案が、千五百件ぐらいでございます。

なほ、補足いたして申し上げますと、相続税がかかるような方が一万五千件ぐらいしかないので、その中で千数百件あると、割合として平均というものは、どのぐらいになつておりますか、一人当たり。

○成瀬幡治君 生命保険の大体の受け取り金額の平均というものは、どのぐらいになつておりますか、一人当たり。

○政府委員(細見卓君) 課税になりましたもので見ますと、相続税が課税になるときは今でありまして、保険に入つておられるときはかなり古いわけでございますから、五十万、六十万ぐらい、五十四万ぐらいのものが平均になつております。

○成瀬幡治君 五、六十万平均に対してこれを見ますと、どういふことになるわけですか。かりに四人とすると、三百二十万円で無税で、一般庶民にあまり縁がないと受け取つてよろしゅうございませぬか。

○政府委員(細見卓君) 先ほども申し上げましたように、いま課税になつておられる方は、比較的財産も豊かになつておる、つまり長い間にわたつていろいろな活躍をされて資産もできたというよりな方でありまして、したがひまして、そういう相続税の課税になるような方の保険金というものは、それこそ昭和の初めごろにかけられたような保険、あるいは昭和の十年代にかけられたような保険が課税になつてくる。しかし、いま現在ここで考へてみますと、百万円以下というよりな保険というものは、あまり保険金としての機能を果たさないわけでありまして、相続税が、中堅的な財産を持つておられる方に安心感を持つてもらおう、そんな人は課税しませんという意味におきましては、現在百五十万ぐらいの保険金は社会常識

政府といたしましてもだんだん出資分をふやしてもらう。そして、延べ払い分というものはかりがふえていくというふうなことは非常に困るのではないかと、おまえのほうは採算の上からいって大体四割でやっていくものについてはぐあいが悪いだろうから、おれのほうは利子補給にしてやる、こういうふうな声も聞かれたわけでございますが、それはよく説明申しまして、われわれは利子の問題については努力いたします。利子だけの問題ではなくて、元本がどうなるかという問題が危険負担という問題についてはあるのであるからして、したがって、そういうことが万一起りした場合には、出資で処理するか、あるいは借り入れ金で処理するかという問題になります。出資金で処理したほうがまだベターではないか、そういうこともお考えの上で年々の出資額というものはふやすようにしていただきたい、こういうことを申し上げてきていますのでございます。

○鈴木一弘君 私、先ほど申し上げた、かぜぎは企業、危険負担は国家、そういう形にどうして現在の運用ではなっていないかざるを得ないわけがありますから、したがって、はつきり申し上げて、ある商社の人たちがこういうことを言っている。これは韓国の場合を見ても、政府の国家資金が使われる場合の有償、無償はもちろんのこと、民間の借款でも輸銀の融資というものが保証されるということになると、商社としては、ある程度の運動費、極端なことを言えば相手国の政財界に對してのリベート、運動費というものを巨額の金を使つたからといって心配はないということになる。そういううわさは、韓国の「東亞日報」とかいう新聞であるとか、いろいろ書かれてきたわけがあります。私はそういうことが一つの大きな原因になっているのではないかと思う。それが日本に對しての相手国からの見方としては、日本はなめてかかるべきものであると言えし、取れるものは取つてもいいではないかということにもなるし、いろいろといやらしい声というが、そういう

うわさというものはある。政治家の名前が出ていないものはないとか、これは事実であつたらたいへんなことであるけれども、そういうことがうわさをされた耳に入ること、私は、私も非常にいやなわけですが、はつきり申し上げておね。そういうところで、はつきり申し上げて、何か何までというふうな政商合体というふうなやつことというものは、これはどうして今後避けてほしいと思ふわけですが、だから、そういうふうなコンミッッションを渡すというふうな事態にまで発展していくのも、私はこの運用いかにうんとかがかかっているような感じがしてしうが、ないわけでは、これは、政務次官、どうですか、どういふふうに考えるか。

○政府委員(藤田正明君) ただいまの鈴木委員のおことばでありますけれども、輸銀が民間の投資に對して保証するとか、そういうことはないのでございまして、これは輸出保険特別会計によつて國家の保険がかかるわけでありまして、そのような何らかの事故ありたる場合には、それぞれ保険金を支払つて、そしてその輸出保険特別会計による保険にかかるとありまして、決して輸銀のほうにそれを保証するとか代がえするとかいうことはないのであります。ただ、輸銀法の中にありますけれども、十八条の九でございまして、そこへ書いてありますような要件を満たす場合には、これは輸出銀行においてその代がえもまた考えられる。あるいはまた、國際的な會議によつてその保証をせざるを得ない、あるいは債権を肩がわりせざるを得ないというふうな場合には、そういうこともあり得るというふうな要件がござつておるはずでございまして、一般には輸出保険特別会計によつてそれをまかなつており、それぞれの民間業者は保険料を支払つておるということでございます。

○鈴木一弘君 それは、その仕組みのことはよくわかつていますので、はつきり申し上げて話し合のうちに、政府自身が、韓国等に三億ドルの民間借款を期待するとか、そんなことを言え

ば、これは裏では、きちんと保証しますよということですよ。そういうことがいろいろな面で運用の中では当然輸銀も入つてまいりますし、これはいま申し上げたような事態が私は発生せざるを得ないように思ふ。それがエコノミックアニマルといういやな評判を生んできたりいろいろしているという点を考えなきゃならない。これは、特にはつきり申し上げておるの、その点は十分猶予していただきたいと思ふんですけれども、特にインドネシアの場合は、これはさんざん議論をしてきたことですから私はあまり言いたくないんですが、北島報告書を見ても、米ぬかプラントについても、話が出ております。これについても、「老朽化した」とも米倉庫に格納され、すでに四年近くもかかる状態に放置された機材は、建設するとすれば修理が加えられなければならないまい」とか、あるいは、マルタプーラというところにある南カリマントンの國營企業の製紙工場でありまして、これについても、「本年度中に本プラントの完成をみることは不可能であり、インドネシア政府の積極的な建設資金の支出がないかぎり、完成はさらにおくれプラントとしての機能をさらに悪化させる可能性が強い」とか、あるいは、プマタン・シアンタル製紙工場というところは、「生産能力は日産十五トンである。日本人技術者操業指導の段階では日産十八トンをあげた時期もあるが、その後生産は次第に低下し、最近では日産三トン程度になつていたが、調査団が訪問した時は完全にストップしており」と、こういうようなことが出ておられます。そのほかにも、向こうの長官と北島局長とがしゃべつておる中に同様の問題が出ておりました。いま言われたクラワンの米ぬか油工場については、「資機材が倉庫に入つたまま何年も眠つておる。ラウト島の合板工場については、「二応機械は運びこまれておるが、とても稼働できる状態にない。マルタプーラの製紙工場については、「建設が予定より大幅に遅れておる。シアンタル製紙工場については、「現在はストップ

プしておる。マネージメントの改善があれば、これについては立て直しがきくと判断している。」とか、こういうことがどんどん出てくるわけですよ。マルタプーラの製紙工場は約二千万ドル使つて九〇％完成しているけれども、すでに老朽化しちゃつておる。十年以上も経過しちゃつておる。それからクラワンの米ぬかの先ほどの問題も、昭和三十八年の十二月に契約が成立したけれども、まだそういう米の倉庫に機械器具が放置されたままになつておるということがこのインドネシア經濟協力調査団の調査報告にもあるはずですよ。こういうふうな相手の政治主体が非常にずさんである、自然と民間ベースのこともずさんになるのはあたりまえのことなんです、この私のいま申し上げたのはほんのわずかであります。あとこれをずっと読んでいくと、ほとんど全部が問題点のあるものはつかりです、これを見ると、どういふふうに現在なつておるんでしょうか、その辺を伺いたい。

○政府委員(沢木正男君) ただいまあげられたマルタプーラのバルブ工場、それからもう一つのバルブ工場をおあげになつたと思ひますが、これらはいずれも賠償で供与したものでございまして、それで、非常に不幸なことは、賠償で供与しまして工場が完成しましてまさに操業に入つた一、二年の間にスカルノ政變があつたわけでございます。それで、新しいスカルノ政權が成立いたしました。それで、約半年間の空白期間というものは、国内が荒れに荒れまして、中央政府からのお金も一切来なかつた、輸入はほとんどストップしたというところで、原材料供給その他がとだえまして、そして労働者も離散したというふうなことから、現在非常に悪い状態に立ち至つたというのがその原因でございまして。

それから米ぬか工場につきましても、これも賠償で供与をいたしましたものでございまして、その後政府がかわりました結果、そういうものにはあまり財政をつぎ込んで盛り立てていくということをやらないといふふうに根本的な向こう側の政府の

政策変更があったわけでございます。

で、賠償につきましては、あくまでもこれは戦争により被害の償いというよりな意味もございまして、年次計画を取りきめるときに、われわれとしましては、一応、そういうものはおたくの経済発展にはあまり役立たないんじゃないかという意見は申し述べますが、最終的に賠償国のほうでどうしてもこれだと言った場合には、なるだけその意思を達成させるというような考え方をとおしてございまして、あくまでもそれがだめならば賠償の支払いはいたしませんというのを言えない関係にあるわけでございます。その点が、われわれが通常与えております借款の場合と賠償の場合は違うわけでございます。

ただ、確かに賠償によりましていろいろな問題が起ったケースはございますが、一方において、紡績工場、あるいはそれ以外のホテルでありますとか、非常にうまくいっておる事例もまたたくさんあるわけでございます。全体としましては、われわれ賠償がさほど失敗ばかりであるとは考えておらないわけでございます。

それから韓国なんかには借款を出しますのは、これは日韓協定でございまして分を出しておるというところでございまして、円借款で供与をいたしますものには保険がかからないわけでございます。そういう意味におきまして、民間で延べ払い輸出でやります場合とそれからこの円借款でやります場合には保険の取り扱いも異なっております。日本が置かれた国際的な地位、立場から申しまして、後進国援助はどうしてもやっておりますけれども、そのためにやはり国力相応の後進国に対する援助の手を差し伸べなければいかぬ。商社の保護の問題というのはむしろ輸出信用保険の問題でございまして、これは、日本のみならず、欧米各国とも輸出のリスクをカバーするために公的な資本でもちまして信用保険を付保しておるのが各国の例でございます。そこで、今回のこの債権繰り延べは、インドネシアの経済を援助してやるということでございます。

商社の保護には連なる問題ではないわけでございます。

○鈴木一弘君 あとの余分なことを言わないでいただきたいと思うんですね。聞いたことだけ答えてください。私は基本的なことで先ほど申し上げたわけですから、いま、いわゆる賠償の問題である。それはわかっております。しかし、これは、吉田総理がサンフランシスコ平和条約のときに賠償実施のルールというものを示されてきた。そのときの話では、向こうが投資という名をきらったから賠償という名前にしたんだ、御希望によつて賠償という名前を使つたんだ、こちらから言えば投資であるというような意味のことをはっきり言われておる。また、もう一つは、北島報告書を読むと、相手国の長官が、いまこういふ指摘をしたことに対して、率直な御意見に感謝する。これらについてはイ側——インドネシア側——も調査してみたい。その上でオールナターティブな方法を両国で相談してみたい。というのをはっきり言っている。わが国の場合は、賠償だから金を出せばいいのだということ、所期の目的というものを達成していただくこともかまわないのかどうかというところは、一つの大きな問題だと思つておる。その点で、いまの答弁では、これはどうなつたかということをお私に伺つておるのですけれども、それについての御答弁がなかった。その点をもう一ぺん伺いたいと思つておる。

○政府委員(沢木正男君) これらのパルプ工場全般につきましては、去年でございましたが、全部のパルプ工場を調査するミッションを出しまして、それぞれのいろいろな原因がございまして、それらにつきましては、現在プロジェクトエードの中で取り上げまして再建をはかつております。

○鈴木一弘君 米ぬか油工場はどうなつたのですか、西ジャワの。

○政府委員(沢木正男君) 米ぬか工場につきましては、私、いまちょっと記憶がございません。そこで、調査いたしました上で回答申し上げます。

すよ、そういうことがいいかげんだと。どうして、私どもも、非常にいいかげんである、ずさんなものであるというふうにも思わざるを得ない。特に、いま賠償の件についても、政府ベースのインドネシアにおける主要経済プロジェクト、その一覧表から見ても、三四・七〇というものが所期の目的を達成していないということがはつきりと言われているわけでありまして、そういう、たとえ賠償であらうとも、まあ一面は投資であると言つてみたり、あるいは相手国としては日本とよく相談をしたと、こう出ているわけでありまして、その点について、これはいいかげんに放置しておいていいものかどうかという問題は問題があると思つて。で、この報告書に指摘されているようなことすら答弁できないようじゃ、これはどうしようもないですがね。どうなんですか、その点は。

○政府委員(藤田正明君) おっしゃるとおり、過去の賠償とか貿易とか民間投資援助というふうなもの、所期の目的を十分に達しているとは言いがたいことは、まことに残念なのであります。それらにつきまして、今後、政府といたしましては、十分に検討いたしまして、これらの組み合わせが、賠償はもうほとんどございませぬけれども、これらの組み合わせが、適正な、相互間が緊密な一つの目的のために、インドネシアの自助自立のために有効に使われるように努力をいたしますとともに、いままでのそれらのものについても十分に検討いたしたいと思つておる。

○鈴木一弘君 それじゃ、検討をされて、こういふふうになりますというの、いつごろはつきりいたしますか。

○政府委員(藤田正明君) できるだけ早く御報告申し上げます。

○鈴木一弘君 インドネシアの商品援助の問題は消費物資中心に行なわれてきているわけでありまして、これは現地の繊維業等の軽工業の振興、こ

ういう芽をつんでしまふんじゃないかという、そういう反感が持たれているということを聞いてお

るのですが、実情はどうなんですか。

○政府委員(沢木正男君) 商品援助は、IGGIにおきまして、インドネシアのインフレを抑制するためにそういう制度が必要であるということが認められて開始したものでございまして、商品援助の内容自身、インドネシア経済が回復するにつれて変わつております。現在は、消費物資よりも、生産財のほうが比率としては多くなつております。

○鈴木一弘君 BE援助というのですか、それでわが国の金額というものはどういふふうに変遷をしてきているか。それと、内容の主な変遷を……。

○政府委員(沢木正男君) 商品援助は、一九六六年の援助におきまして三千万ドル、六七年の援助におきまして五千五百万ドル、六八年が六千五百万ドル、六九年が五千五百万ドル、七〇年の援助におきまして五千五百万ドルでございます。これは、この商品援助に選ばれる品目表がございまして、それによりましてその品目に許されたものをこの資金を使つてインドネシア側が輸入できるという状況になっております。これは非常に長い品目表でございますので、大体の傾向から申しますと、私が先ほど申し上げましたように、当初は物価を抑制するために相当大量の消費財も入つておりましたが、その後品目が整理されまして、大体生産財中心になってきております。

○鈴木一弘君 これは、北島ミッション報告では、いまのようなインドネシア経済を再建させるために必要であるというところは言っておりますけれども、そのための誘い水である、しかし非常に長い期間で必要だということお言つておるの、思つて、一九八〇年までやるのか、二〇〇〇年までやつちやうのか、そういう点が一つでござい

ます。

○政府委員(沢木正男君) これは、われわれとしましては、そういうふうな通常のキャッシュで輸入されるようなものが援助で輸入されるということになりますと、結局、インドネシア自体の経済

力をゆがめてしまおうという可能性がありますが、できるだけそういうものは早い段階において切り捨てるべきだという意見を国際間でも主張しておるわけでございます。しかしながら、これがいつやまるかということにつきましては、物価の動向とも関係いたしますし、IMF、世銀等も主としてインドネシア経済を検討しました結果勧告をいたしましたので、そういう点の国際的な調整が必要でありまして、日本一カ国だけでは結論は出せない問題でございますので、いつの段階で将来やまってしまうかということははっきりとは申し上げかねるわけでございます。

○鈴木一弘君 北島ミッション報告書では、期限等についてはどういふふうに述べられておりますか。

○政府委員(沢木正男君) こういう援助の形がインドネシア経済にビルドインされた形でインドネシアの経済発展をゆがめるのは好ましくないというふうな意向でございます。期限をいつまでというふうなことはつきりした言い方はしておりません。

○鈴木一弘君 先ほど、いわゆるネガティブリストのお話が出たわけでありましたけれども、その内容は、日本の場合は、ほかの国々に比べると、アメリカとかフランスとかオランダに比べると、非常にルーズであるという声も聞いているのですけれども、その実態はどうなんですか。

○政府委員(沢木正男君) これは全部各国共通のリストでございます。日本だけが特別のリストを持つておるというわけはございません。

○鈴木一弘君 いまの商品援助の中で、各国でどのくらい——日本は全体としていま御答弁がございましたけれども、いままで、一九七〇年までに輸出された各国で承認した額はどのくらいですか。わが国はどのくらい、合計したらどうなるか、教えてください。

○政府委員(沢木正男君) 各国がB.E.援助で出しました額は、われわれ全部わかつておるわけでございますが、いま手元に統計を持参しておりませ

んの、後ほど御報告申し上げます。

○鈴木一弘君 一九六八年までのことしか私もわからないのですが、金額が各国で三億三千百万ドル、わが国が一億二千五百万ドル、あとの二年間のことは私はつきりわからないのですが、その中でも比率としてはかなり高いものになっている。現在、商品援助の中身がどういふものか、一番出ているのか、それを私は伺いたい。それは、大衆のための物資が出ていっているのか、それとも、いわゆる電気製品であるとか、電気冷蔵庫であるとか、ルームクーラーであるとか、あるいは掃除機みたいなものであるとか、そういうようなものが多いのか、何が多いのか、それによって、商品援助とはいふものの、ずいぶん中身が商業ベースになっていっているか、その点を品目別に教えていただきたい。

○説明員(川口嘉一君) 商品援助の品目別の割合でございますが、機械機器二八・七％、化学品二〇・六％、金属製品一八・四％、繊維品一二・三％、その他軽工業品一一・三％、非金属鉱物製品七・六％、食料品一・一％、これが六八年から七〇年の十二月までの全体の割合でございます。

○鈴木一弘君 これはわが国だけのですね。

○説明員(川口嘉一君) さうでございます。

○鈴木一弘君 そうしますと、話によれば、はつきり申し上げて、冷蔵庫であるとか、ルームクーラーであるとか、そういうようなものが、日本商品というものが非常にはんらんしている。それは、これ以外のものから入っているのか、それとも、商品援助で行っているのか。私ども、そういう点、向こうの市場にそれが出ましても、はたしてそれがいわゆるインフレ鎮静とかインドネシアの経済を再建させるという物資になっているのかどうか非常に疑問があるのですけれども、その点はどうか教えてください。

○説明員(川口嘉一君) ルームクーラーその他奢侈品といったようなことは、私ちょっと詳細を存じませんので申しわけございませんが、全体とい

たしまして六八年度から七〇年度までの割合の推移などを見ますと、繊維品その他直接消費的なものから、機械機器、化学品といった生産資材的なものにウェイトが移っていることは申し上げられるかと思ひます。

○鈴木一弘君 これは少したいへんだと思うのですが、機械製品であるとか、化学工業品であるとか、繊維製品であるとかいうことじゃなくて、繊維は大体わが国が輸出しているのかというところを、金額とその内容品目というものを、これはいまだでなくつけようでございますが、あとでいただきたいと思ひます、資料として。

○委員長(柴田栄君) よろしくでございますか。

○説明員(川口嘉一君) 調査いたしました提出させていただきます。

○鈴木一弘君 これは特に資源開発云々というところがいま問題になっておりますけれども、インドネシアに対しては、いまの商品援助等を見ても、わが国が非常に高い比率を占めているということがわかるわけですね。

〔委員長退席、理事中山太郎君着席〕
それで、今度は、資源の確保とか資源の開発であるとかいうことが国会でもさんざん論議されておりますし、佐藤さんもずっと言われている。そういうふうな姿勢でありながら、はつきり申し上げて、インドネシアでは次から次へと失敗をしているというふうにしかならないことが非常に多いわけですね。先ほど北スマトラ石油の話がございましたので、これは別としますけれども、ボーキサイトについても、アメリカのアルコアという会社がほとんど全部の開発鉱業権というものを取得した。残っているピンタン島というところに対して、これも推定埋蔵量が四千から四千五百万トンといわれているけれども、そこでもアメリカは手を伸ばしている。ニッケルについては、日本は入札において完全に負けてしまった。森林資源開発についても、やはり思うようにいっていないと

ころがある。そういうふうに、日本からの投資というものは、非常に言われておりながらだめである。商社として、そういうところは全部国家というものをうしろにしなければできないというようなことをよく言っておるわけでありまして、けれども、そういうような資源確保云々と言っておりながら、一方では消費物資というものが大量に行く。これでは、相手国の開発どころか、わが国にとつての非難というようなことが重なるようなことをわざわざやっているような感じがする。一体、そういう点の指導といましようか、強力なタッチというか、そういうものが国の姿勢としてつきりしなさいいらないと思うのですが、そういう点はどうかおっしゃるのですか。

○政府委員(藤田正明君) おっしゃるとおりでございます。確かに、商品援助が多かったというところはございます。ただし、商品援助の中に、機械部品であるとか、その国の経済復興のために役立つ商品もあつたわけでございます。今後ともそういう意味の商品援助を続けていかななくてはならぬと思ひます。ただし、直接的にまた長期的に経済復興に役立つようなプロジェクト援助というものに重点が移行していくことも、これまで国の姿勢として当然であらうかと思ひます。商品援助とプロジェクト援助とのうまい組み合わせを今後はやつていきながら、インドネシアの経済的発展、復興というものに焦点を合わせていくべきである、かように考えております。

○鈴木一弘君 インドネシアには資源があるというところが財界等一つの旗しになっている。インドネシアに対しての援助というものが行なわれてきたという、そういうものが一つの大義名分になつてきたけれども、実際問題は、いま申し上げたことは、銅に對しても何に對しても、すべてわが国の企業というものが敗退をしておる。欧米諸国はわが国にリードしてしまつておる。これでは、たまたまのうけるだけのものに、私が先ほど申し上げたように、輸出保険もあれば、さらに輸銀も再融資というよりな状態で、カパーだ

けをするような状態になってしまっているのではないか。そういう点で、いまのような御答弁ではあまり抽象的過ぎる。はっきり申し上げてそういう旗じるしが魅力で始まったという、それははっきりしてもらいたいと思うですね。それがいいかげんなことで次から次へ行ってしまうのでは、私は、インドネシアの開発には日本は役立たなかつた、ただもうかることだけに手を伸ばして来たのじゃないか、わがふところを肥やすことをやってきたのじゃないかと、そういう非難が、巨額な金を注ぎ込んでいながら、一番大きな焦げつき債権をかかえていながら、非難だけが集中するということになっているわけだ。

〔理事中山太郎君退席、委員長着席〕

そういう姿勢というのは非常にいやだと思つてすがね。これでは日本とアジアの低開発諸国との間の結びつきとか協力とかいうことは、日本のほうでやりたいといつても、向こうで断わるということになりかねないと思つての。この点は、はっきりひとつ基本的な姿勢というものを正してほしいと思つてのすが、答弁をお願いします。

○政府委員(藤田正明君) この前の委員会でも申し上げたと思つてのすが、援助自体はその国のために援助すべきでありまして、あらゆる低開発国の援助の基本方針はその国のための援助ということでございます。それらに焦点を合わせた援助であるべきでありまして、その国の国民から援助自体をすることがきかれるようなまことに相反することがあつては、おっしゃるとおり、ならないと思つての。基本方針と申し上げますとそういうことでございますが、ただ、天然資源のある国に日本のいろいろな資本が投下されながらもうまくいっていないじゃないかというふうな御質問もあつたかと思つてのすが、確かに、うまくいっていない場合もありますし、また、うまくいっているものもあると思つての。そのような全部が全部悪いといつてはわけじゃないのでありまして、今後大いに努力する必要があるかと思つてのすが、海外投資につきましてアメリカにお

くれをとつたり、あるいはインドネシアに關しましてはオランダにおくれをとつておることは事実でございます。しかし、今後の海外資源の確保という大きな命題が日本にはあるわけでございますから、この点に關しましては大いに努力いたさなければならぬ、かように思つております。

○鈴木一弘君 だから、はっきり申し上げて、財界等の言ひ分では、非常に政情も不安であるし、はたしてどうなるかわからないから、国が投資についての保証をしてくれない限りはだめだといふふうな空気があるんです。私はそれはやり口としてはひどいと思つての。そんな言ひ方はないと思つての。ただ、資本力が、欧米の国の商社に比べれば、また会社に比べれば、小さいかわからないけれども、しかし、小刻みなものでなくて、きちつとさせるように、これは強力なサセツションをする必要があるだろうといふことをつくづく感ずるわけですから、そういう点、成功した云々といつても、エビをとるとか、真珠をとるとかいうくらいのことじゃしょうがないわけですから、そういう点もよく見ていただきたいと思います。

その代りかまわなければ、あと二十年、五十年たつたときの世代はアジアにおいて孤兒としての日本といふことを味わわざるを得なくなつてくる。そういう先行きのことを考えて、私は、はつきりしていただきたいと思つての。そのために一つや二つの商社が泣いてもかまわぬけれども、そういうことができないければ、これはほんとうのわが国の発展もなければ、アジアとしての平和といふものを維持することも不可能になつてくる、こういうことを痛感せざるを得ないわけだ。その点は十分注意してほしいと思つての。

ここで、ちよつと相続税のことについてお伺いしたいのでありますが、今度の相続税法の改正で妻の座を非常に優遇するといふことが出てきてゐるわけでありまして、妻の座だけじゃないと思つてのすが、特に相続税に關連して私は一つ伺つておきたいのですが、妻と夫、この二つの場

合には、はつきり申し上げて、夫が収入を得る場合も配偶者の力であるといふことが考えられるわけでありまして。したがつて、一方の所得を配偶者と折半をして二分の一にし、それに累進税率を掛け加えるといふいわゆる二分二乗方式といふものがまず所得税のほうでなされなければ、幾ら優遇をしようと相続税、贈与税のほうでうたつても、片手落ち過ぎはしないか。基本的なものが解決しないで、相続税のほうだけ云々と言つてもどうも納得できないような気がするけれども、そういう点はどういふふうに局長は考えていらつしやいますか。

○政府委員(細見卓君) 二分二乗方式といふのもう日本の現状におきまして取り入れてくるべきではないかといふ御意見につきましては、私も傾聴すべき御意見として今後検討してまいりたいと思つての。ただ、その場合に二分二乗方式に所得税の課税をするといふことは、必ずしも半分の妻の財産であるといふところに直接はつながらないわけでありまして、課税の方式として世帯持ちの人たちをどういふふうに課税するか、あるいは課税単位として所得者単位でいくのか、あるいは夫婦を単位として課税するのかわかるといふことと必ずしも密接につながらなければならぬといふことではないのじゃないかと思つての。と申しますのは、たとえばアメリカその他の国は二分二乗が多々ございまして、フランスのほうに子供の数まで入れましたらばN分N乗といふようなやり方もあるわけでございます。これはフランスの夫婦共有財産制と必ずしも一致しないようなやり方になつておるわけでございます。

そういう意味で、私は、民法が改正されなくても二分二乗方式といふのは日本で課税のあり方として考えられると思つてのすが、相続税のほうにおきまして、夫の財産の半分は妻の財産であるといふふうに認定することにつきましては、かなりむずかしい問題がございまして、世の中で夫の所得の半分は妻の働きたといふ話はわりあい出るの

であります。それでは夫が酒を飲み過ぎてつくつた借金の半分は女房の借金かといふ話になると、これはいやだといふ話になるわけでございます。日本ではほんとうの意味で夫婦共有財産制といふものができるかできないか、これはいま法制審議会のほうで御検討を願つておることでありまして、ただ、私どもの感じをいたしまして、戦前の民法が家督相続といふことを中心にしてきたもののむしろ反動として、次男、三男の地位を高くするといふようなこと、あるいは妻の地位を高くしようといふようなことで、少し分割主義になり過ぎておるのではなからうかといふ感じを感じては持つておりますが、これらの点につきましては、いづれ法制審議会のほうで結論をいただき、われわれのほうもそういうものを踏まえて相続税のほうでもそれを取り入れていきたいと思つての。現状においては鈴木先生のお話しの逆で、相続税のほうだけで大幅なことをいたしますと、たとえば妻の遺留分で子供の相続分が侵害されるといふような問題が起つてめんどうな問題が起る。だから、二百万円、あるいは今度四百万円にする、家屋敷を賣金といふようなところのいはば中途半ばな折衷条件になつておるといふのが実情でございます。私どもも、もつと現在の段階で、国民感情に合致する民法の制度、相続制度、家族制度といふようなものができ、それが税法とすんなりと一致するといふのが一番望ましい状態だと、かように考えます。

○鈴木一弘君 その場合、どうしても、独身者の場合、所得税の場合にははつきり問題が起きてくる。どうしても税制といふものをはつきり二つに分けなければならぬ。その辺にはそういう問題があると思つてのすが、いまの答弁で大体わかりました。

四十三年に總理府の広報室が日本の家族制度についてアンケートをとつております。その中で、夫が働いて妻が無職の場合に、夫の収入で得た財産は一体だれのものであるか、こういう質問をアンケートでやつたわけだ。それに対しての答弁

といいますが、その答は、八六・六〇という圧倒的な多数が夫婦共同の財産であるというふうな答へ、夫の単独財産だと答えたのは、わずかに残りの一・八〇程度しかなかった。そういうことから見ますと、はつきり申し上げて、妻に対しての贈与の問題なんというのはいさよと私も疑問が出てくるわけです。昨年の予算委員会の席上で、法務大臣が、結婚後の財産は夫の名義で取得されている。しかし、内助の功というものをある程度認めるならば、無収入の妻がある財産を夫から取得しても、贈与ということを考えないでもいいのではないかと、これを法務大臣の見解で、大蔵大臣の顔を見ながら、税法上考えてくれということをお願いしている。そういう二つの面から見ると、その点はいろいろにお考えでしょう。

○政府委員(細見卓君) 婚姻期間中にできる財産につきましては、夫と妻とが共同でつくったものであるという意識が圧倒的に多いということについては、おっしゃるとおりであります。同じように法務省が調査いたしましたものによりまして、それによつての分けまはどうかという点について、三分の二は子供にやりたい、自分は三分の一でいいという奥さんの意見が非常に多かったという点、その辺は確かに全体として戦後の家族制度というのがかなりまだ流動的で、国民全体の意識がまだ定着し切っておらないというところがございますので、いまのように妻の立場を非常に重視すべきだという御意見もございまして、妻のほうに財産を贈与してもいいのじゃないかという御意見、これはよくわかるわけですが、そのような場合には、現在、四百万にお預けするわけでありまして、そういうものの贈与を非課税にするということにしては半々に分けたいかという点になります。先ほど鈴木先生の御指摘のように、累進税率を二つに分けられるわけでございます、株式から

何から全部をそれと妻に分けると、分けられないとの間に差が出てくるという問題が出てまいりますので、その辺の手当ができて、税制全体として、何といいますが、整合性のとれたものにしてからいまいのお話もやっています。その意味では、二分二乗方式というふうなものを取り入れてから、妻に対する贈与というのをある程度自由にしていくような方法も民法のたてまえと並行してできるようなものではないか、かように考えております。

○鈴木一弘君 確かに、夫婦共同という意識が先ほど申し上げたように非常に高いということから見ると、夫婦共同財産というものができた場合、贈与税を課するということは非常におかしいわけですね。カナダでは夫婦間の贈与については税金がない、贈与税がないというふう聞いておりますし、アメリカは半分が非課税であるとか、あるいはフランスとかドイツは二〇％以下、こういうふうなことから見ても、特別な配慮というものは夫婦間にはある。今回の改正案で、控除というものは確かに引き上げられた、非課税額が上がったわけでありまして、そういうのに比べて、民法のいわれる男女平等ということから考えても、いまの弁答でわかるのですけれども、まだまだ平等であるというふうには思っていない、こういうことに理解していいですか。

○政府委員(細見卓君) 私どもは、人権の基本にわたるようなことについて平等であるとかないとかいうことは申し上げる筋でないのではありません、課税のテクニックとしてどういうふうにしていくかといえ、現在の民法のたてまえによりまして、嫁得者主義で、嫁得者の財産、自分名義で所得を得てその所得の残りが財産になっていったものはその人の固有の財産である——固有財産といいますが、そういうたてまえというもののつとりながら、そのたてまえと矛盾しない範囲で妻の地位を高めていく。たとえば、所得税におきまして控除を同額にするとか、あるいは相続税におきまして、御承知のように、三千万までの

財産につきましては妻がその法定相続分を得る限りは非課税である。この制度は、わりあい宣伝されておりますが、ヨーロッパ諸国のどここの国よりも一番見ようによつては妻に甘い制度になっております。以上のことは、先ほど申し上げましたように、それぞれの国が、コミュニティプロパティ、何と訳すのか知りませんが、共同財産と訳すか共有財産と訳すか知りませんが、そういう民法の制度に乗っかっておりまして、夫婦間の贈与というものが共同で稼得した財産については概念としてあり得ない。国有財産についての贈与について贈与税の問題は、それぞれの国はそれぞれ課税しておるわけでありまして、そういうことで民法のあり方というものの推移を見ながら、御指摘のような方向については今後検討していかなくはないと思っております。

○鈴木一弘君 結局、一つの例としても、退職金や何か前借りして自分の家をやつと建てた。そして、それを奥さんの名義にすれば当然ですけれども、夫婦共同の名義にする。そうすると、たちまち贈与税がかかる、こういうことになっていく。しかも、それについても、自分の住む土地とか、あるいは、ここにあるように、居住用不動産の贈与に関する贈与税の課税最低限が四百万円というふうな、基礎控除を含めてそうなるわけでありまして、そうすると、はつきり申し上げてはかのほうの税法では認められていない。こういう点に妻のほんとうの権利というものは夫と死別するか離婚するといふときしかなないじゃないかというおかしなことになる。男女平等であるとか、妻の座、配偶者の座といふものを平等の権利で保障するものは、御主人が死ぬときか、そうでなければ離婚するときであるという奇妙な論理ができてしまう。だから、税法全体にわたつてその問題について検討のし直しが必要じゃないか、いまの問題について、いまの答弁でそういう権衡は民法上の問題からもよくわかるという話であります、それは一体いつごろそれに着手しますか。

○政府委員(細見卓君) 經常的な状態でありまして所得税につきまして、二分二乗の方式につきましては早急に検討に着手すべき問題であると思ひますので、今回制定の税制調査会で検討になっております長期答申なども一つの問題として取り上げていきたいと思ひます。それから妻の座の贈与とかあるいは相続財産についての話は、御承知のように、相続税は人が亡くなったときにしか関係ないわけでありまして、そのときのことしかカバーできない、これは御了承願ふと思ひます。

○鈴木一弘君 一つ伺いたいのは、これはよくわからないのですが、相続税の申告期限までに財産の分割をしないで、そうして申告がされた、そういうような場合には、どういうふうになるのかということをお伺いしたい。

○政府委員(細見卓君) 御承知のように、シャウプが勧告したものは、実際に財産を分けた状態で申告しなければいけないと言つておたわけでありまして、財産が不動産であるとかあるいは農村の農地であるとかというふうなことで、分割ということが現実に行かない、そういうことで分割を仮装せざるを得ないというふうなことになるので、現在、そういう現実に行かずに、民法の法定相続分によつてそれぞれが相続したものとして税金を計算する。そこで、六カ月たつたところで相続税は納めていただくとして、その納めていただいた相続税の額を、さらに公平という意味では、それぞれが財産を分けられた分け分に応じて負担していただくということになるので、国との関係では六カ月目に相続税を計算されることにおいては分割状態というものは一切関係ない、こういうわけでございます。

○鈴木一弘君 それでは、更正の問題なんです、それまでに民法による相続分というものが分割が行なわれなくて、それがしかし民法の相続分があるいは包括遺贈ということで計算してある。ところが、その後その財産を分割をした。そうしますと、課税価格というものが自分の得たのとは

ちよつと違ふ場合が出てくるわけですね。その場合に、更正請求とか、そういう場合の処置はどうなりましようか。

○政府委員(細見卓君) 私の申し上げ方が不十分であつたのでありますが、現実に分割をしておられる場合には、分割に応じて相続税の計算をするわけでありまして、いまのようにその後分割の状態が変わつたという場合には、当然更正の請求をしていただいて、新しい分割に応じた税額に計算し直す、こういうわけでありまして。

○鈴木一弘君 きようは、私、この程度にして、質問を留保しておきます。

○渡辺武君 私はIDAの出資の問題について一、二御質問したいと思ひます。

今回のIDAに対する第三次増資案によりまして、各国の出資比率の変化については、いただいた資料で概略わかるわけですが、この資料を一見しますと、アメリカやイギリスやフランスなどの出資比率が漸次逐年下がつてきて、これにかわつて、西ドイツ、日本などの出資率が増加しているという傾向であります。おそれることは各国の経済力の変化が一応反映されていると思ひますけれども、特に最近ニクソン・ドクトリンなどが公然と唱えられ始めておりますし、アメリカに肩がわりした日本のこの方面における出資が今後かなり増大するだらうというところは一応予想できるわけですが、きよう私が伺いたい点は、この出資比率に関連する投票権ですね、この問題を伺いたいと思ひます。IDA協定の第六条第三項には投票権についての規定がございますけれども、この投票権は、当初と比べて、今度の増資によつてどのように変化するか、これを伺いたいと思ひます。特に、第一部国と第二部国ですね、この点でどういふような変化が生ずるのか。それからまた、第一部国の中で特に大きな国、アメリカ、日本、西ドイツ、それからイギリス、フランス、イタリアぐらいでけっこうですが、どのように変化するか、その点をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) IDAの投票権の問題でございますが、これは、IDAの仕組みと申しますか、これから御説明を申し上げたほうがよろしいかと思ひますので申し上げますと、IDAは、ほかの世銀とかIMF等と違ひまして、金を出す国とそれから受ける国と、つまり先進国と発展途上国と申しますか、それが実はいさ然と分かれてゐる。第一部国というのが、加盟国百七カ国のうちの十八カ国、これを第一部国と申しまして、これがいわば金を出すほうでございます。それに対して、そのもうほうの第二部国が残りの八十九カ国でございます。そういうふうな仕組みに初めからなつております。それに対して、投票権はどうなつておるか申し上げますと、第一部国の投票権の総数が全体の六二・三七％、これに對しまして第二部の投票権の総数は三七・六三％ということに最初からなつております。実は、今回の増資に關しまして投票権の調整をやるべきだということは、わが国が前から主張いたしておりました。今回の第三次につきましては、それが実現をしたということでございますが、しかし、その場合でも、第一部国と第二部国の投票権を比べると申しますと、これはやはりIDAという組織、先ほど申し上げたあれからいたしまして、金を出すところがよい投票権をとるといひまして、これはやはり第一部国全体と第二部国全体とを比較いたします場合には投票権には変わりがないというほうがよいということになりまして、これはことに発展途上国に対する関係でそうなつておりました。その点で全体としての第一部国と第二部国の投票権の比率は今回も変わらない、こういうことに相なつております。

それでは、第一部相互の間の投票権がどうなつておるか申し上げますと、わが国につきましては、第一部国だけの割合を申し上げますと、現在のところ申しますと、当初からの投票権は日本が第一部国の中で四・五三％でございます。これを國ごとに申しますと、大きいところから申しますと、アメリカが四〇・五四、イギリスが一六・七九、それからフランスとドイツが同じでございます。六・九六、カナダが五・〇六と、こういう投票権になつております。これに對しまして、今回投票権を調整いたすということになりました。これは、今回だけでなくて、第一次と第二次の増資がございまして、今回が第三次の増資でございますが、これまでの累積を考へまして全体の資金の提出に合せて投票権を調整する、こういうことに相なりまして、まあわれわれの主張が通つたわけでございますが、これによりまして、日本は第一部国の中の投票権の割合は五・五四％に上り、逆に、いままで多かつたところが割合が下がつておりますが、アメリカが三八・二七、イギリスが一一・〇四、それからドイツがこれは提出が多うございまして九・〇五と上がつております。それからフランスが六・九五、カナダが五・八九というふうになることになつております。

○渡辺武君 イタリアはどのくらいになりますか。

○政府委員(稲村光一君) イタリアは、当初のと申しますと、現在の投票権が二・五九％でございますが、これが今回の調整によりまして三・八五％に相なります。

○渡辺武君 そうしますと、もつぱら投資をするほうの國ですね、これが全体の六二・三七％の投票権を占めておつて、いまおつちやつたパーセンテージですね、これは第一部国の比率ですか、それとも、全体の比率ですか。

○政府委員(稲村光一君) 便宜第一部国の間の比率を申し上げます。

○渡辺武君 全体の中での比率を聞かせてください。

○政府委員(稲村光一君) 全体につきましての比率を申し上げますと、國ごとに申し上げますと、アメリカが、全体の中で現在二五・二八％でございますが、これが今回二三・八七に相なります。それからイギリスが、全体では一〇・四七でございますが、これが八・一三に下がります。それからドイツが、四・三四でございますが、これが

五・六四になります。フランスが、四・三四が四・三三、日本が、二・八三が三・四六、カナダが、三・一六が三・六七、それからイタリアが一・六二が二・四〇と、こういうことに相なります。

○渡辺武君 そうしますと、アメリカが最大の投票権を持つておる、約四分の一の投票権を持つておるが、同時に、アメリカ以外の國で、まあ言つてみれば旧植民地、従属國ですね、これに對するいろいろな政策という点では主としてアメリカに同調するといふいわゆるアメリカの同盟國といわれる國ですね——フランスはとくいろいろな政策上の違いを見せておりますけれども、いま御報告いただいた國々は、いわばそういう点ではフランスほどにアメリカにたてをつくことも少ないといふような國がほとんどだと思ひます。それらの國の投票権を集めてみると、五〇％近いということになると思ひます。四割から五割の間だらうと思ひますけれども、こういう構成を持つた投票権がIDAの投票権であるとするれば、IDAの活動というものは、特にアメリカを中心とした世界のこのやういふ主要な帝國主義、独占資本主義國の政策に沿つて行なわれるということにならざるを得ないと思ひますけれども、その点はどうですか。

○政府委員(稲村光一君) アメリカが投票権が多いのは、これは言うまでもございせんが、提出額が多かつたからでございます。しかも、それは、当初に比べても、いまのように調整をいたしまして減つておるわけでございます。IDAは、やはり世銀、IMF等と同じでございます。加緊國も先ほど申し上げましたように百七といふやうなあれでございまして、それから同盟國といふやうなおつちやつたが、これは各國それぞれ立場なり政策がございまして、決してアメリカに追従してゐるというものではないと思ひます。これはフランスに限らないと思ひます。そういう意味で、特にこのIDAがアメリカの政策の遂行のための機關になつてゐる、あるいは、なる

可能性があるというようなことは、これは事実とは反するのではないかというふうに思っています。

○渡辺武君　そういう御答弁をなさるだらうと思つて伺つたわけですが、しかし、これから先いろいろ伺う点でその点はおのずから論議されるのじゃないかというふうに思つておられるのです。

しかし、もう一つ伺いたいことは、今度、増資にあつて、第二部国ですね、融資を受けるほうの側、これの投票権が、当初と同じように三七・六三%にとどめておるといふその事情ですね、これはどういふ事情からきておられるのですか。

○政府委員(稲村光一君)　これは、先ほどもちよつと御答弁申しましたが、このIDAの仕組みといつたしまして一部国、二部国というのが分かれておりますときに、この全体の政策を、金を出したらそつちのほうに投票権もそれだけよけい持つてそして全体を牛耳るということではやはり適当でない。もつちのほうの、つまり発展途上国の声につきましては、いまだと同等にやつぱり据え置いておく必要がある。これは、単に発展途上国の側のつまり二部国側の主張であつたばかりでなく、一部国のほうといつたしまして、IDAの組織の当然のあれとして、やはり一部国と二部国間の投票権については調整をしないほうがよいという結論に達したわけでございます。

○渡辺武君　私はその辺にかなり妙味があると思つて、藤田政務次官が、援助というものは、相手国の経済の発展を主として考へてやるものだといふような趣旨の御答弁をされましたけれども、そうだとすれば、私は、融資を受ける側の発言権というのはもつと大きく認めておくべきだと思つておられます。ところが、尊重するといふ形にはなつておりますけれども、しかし、全体としては半分以上といふ投票権しか認めていない。わずか十七の国が六二・三三%ですか、この投票権を持つて、そして八十九あるいは九十の国が三七・六三%といふような投票権しか持たぬという状況でIDA

が運営されているということですね。私はこの点にIDAの一つの重要な性格があると思つて、形はいかに民主的なものであるけれども、しかし、実質上はアメリカを中心とする旧帝国主義植民地所有国ですね、これが実質上の実権を握つてやつておられるところがあるのじゃないかというふうには思つておられます。

そこで、次に伺いたいことは、IDAと世界銀行との関係でついても、このIDAの融資の条件が、金利についても、それからまた貸し付け期間についても、返済条件などについても、世界銀行よりもはるかに緩和された条件だといふことは、これは明らかだと思つておられるのではないかと、その活動が世界銀行を補完するものだといふふうに言われております。第二世銀といふふうに呼ばれておることでもはつきりわかると思つておられるのか、その点をお答えいただきたいと思つておられます。

○政府委員(稲村光一君)　IDAと世界銀行との関係でございますが、これはただいま御指摘のとおり、IDAのほうの融資は五十年無利子、単に手数料として年四分の三%を取る。返済につきましても、十年間は据置き置き、あとの十年で一年ずつ、五十年で完済、こういったのがIDAの条件でございます。これに對しまして、世銀のほうの融資は、これは世銀の市中からの資金調達コストをもとにいたしまして、その時々きめておられるわけでございます。現在のところは四・二五%でございます。期限のほうは十五年から二十五年といふようなところが普通であらうかと思つておられます。このように条件が非常に違いがある。これは、世銀につきましては、融資対象と申しますか、むしろいまのように高い貸し出し金利でもまかなへるようなコモディティ・ベースに乗るプロジェクトと申しますか、そういういわば収益性のあるプロジェクトも出得るわけでございます。

そういうものが主になつておられる。これに對して、IDAは、いわばそういう世銀のベースの融資ではまかなへない、つまり、非常に収益性の少ない、あるいは償還に非常に長期を要する、主として産業の基礎と申しますか、あるいはインフラストラクチャーといふようなものに対して融資をする。それからまた、国に對しましては、国全体としてGNPの一人当たりが三百ドル以下といふような、後進国の中でも特におくれているところ、融資を行なう。世銀については、そういうものがございませぬ。そういうような点で、両者の関係といふのは、それぞれの機能と目的と申しますか、によりまして融資活動を行なつておられる、こういうことでございます。

○渡辺武君　このIDAの協定を見ても、協定の第六条に「組織及び運営」という項がございまして、これを見てみますと、IDAの総務、それから理事、総裁、これらが、世界銀行に加盟している国については、職権上、世界銀行の総裁、総務、理事が兼任するといふように書かれております。けれども、そのとおりでございますか。

○政府委員(稲村光一君)　そのとおりでございます。○渡辺武君　それからIDAの目的ですね、この点についても世界銀行との関連が書かれておられると思いますが、どんなふうなことになるのか、その点も伺いたいと思つておられます。

○政府委員(稲村光一君)　ただいま御説明申し上げましたとおり、IDA協定、国際開発協会の協定の第一条に「目的」といふのがございまして、これを讀み上げますと、「協会は、世界の低開発地域で協会の加盟国に含まれるものにおける重要な開発上の需要に應ずるため、特に、通常の貸付けの条件よりも弾力的なかつ国際収支に対する負担が軽い条件で融資を行ない、もつて国際復興開発銀行の開發目的を促進し、かつ、その活動を補足することにより、当該地域における經濟開發を促進し、生産性を増大し、及び生活水準をこうして向上させることを目的とする。」と、こういうふう

になつております。これはその実体が先ほど御説明申し上げましたようなことで、實際上この目的を達成するためのIDAの融資活動といふのが行なわれておられるわけでございます。

○渡辺武君　つまり、IDAの融資活動が、世界銀行の開發目的を促進するといふことに置かれておられることが、いまの御答弁で明らかだと思つておられるけれども、世界銀行の開發目的といふのは、一体どういふことなのか、それをお答えいただきたいと思つておられます。

○政府委員(稲村光一君)　国際復興開發銀行につきましては、やはりその第一条に「目的」といふのが書いてございまして、これは若干長いので、全部讀みますと時間の関係もあらうかと思つておられますが、要するに、戦後、戦時中のいろいろなことで經濟が荒廢をいたしました。そういうものに對する復興、これを復興させて、そしてその加盟国とも經濟の開發をはかつていくといふために、できました、長期の資金を供与する、こういう機関でございまして、わが国におきまして、国際復興開發銀行のほうからは融資を受けた事例が多く、それが日本の復興に非常に役立ったといふことは御承知のことであらうかと思つておられます。

○渡辺武君　形の上ではいまおっしゃつたとおりの目的でやつておられることになつておられると思つておられますけれども、しかし、現在の世界銀行の総裁は、これは私が申し上げるまでもなく、アメリカのものとの統合參謀本部の長官のマクナマラでございます。そして、IDAと同じように、投票権の大部分がアメリカに握られておられる状況で世界銀行といふものは運営されているわけですね。そして、世界銀行の發足の事情などを見てみますと、これはブレトン・ウッズ會議によつてつくられた機構であることは言ひまでもないことですが、特に私が重要視したいと思つておられるのは、アメリカの輸出輸入銀行ですね、これが従来は商品輸出のための信用もやつておつたけれども、同時に、長期固定融資ですね、これもやつておつたのを、その機能を分離して、そして世界銀行に主とし

て長期資金の供給をやらせる。で、アメリカの輸入銀行は商品輸出のための金融だけに限るといふようなことが世界銀行の発足にあたつて行なわれているようにですね。ですから、それらの事情から考へてみても、それからまた、その後、日本その他に行なわれた世界銀行の融資の実績から見ましても、この機構は、形は集団的な各国の出資及び各国参加した運営ということになっておりますけれども、しかし、事実上は、アメリカのドルの世界支配を促進するための国際機構といふふうに私は見るを得ないんじゃないかといふふうに思います。たとえば、日本の場合で考へてみますと、世界銀行の融資が最も集中したのは電力と鉄鋼だつたと思ふですね。その電力と鉄鋼が、いまだういふ事情になつてゐるか。たとえば電力については、世界銀行の融資の過程で、従来水力発電を主として火力発電は従来とすると、政策は基本的に転換して、そして火主水従といふのに変わつていきましたし、そしてアメリカからの一國じゃないですけれども、アメリカの石油独占資本ですね、これが握つてゐるところからの原油の輸入に日本の電力産業が圧倒的にたよるといふような事態が生み出されてゐるわけですね。そしてまた、日本の火力発電の設備なんかも、アメリカのゼネラル・エレクトリックやウエスチングハウスその他から導入されるというふうな経過があります。鉄鋼についても多かれ少なかれそういう同じような経過があつて、日本の鉄鋼の原材料、それからまた輸出市場は、電力と同じように、強くアメリカに依存するといふような事態になつてゐるのが現在の実情だと思ふですね。このこと一つ一つてみても、私は、世界銀行といふものが、これは確かに形の上では、あなたおっしゃる通りに、長期の融資を与えるもので、また、事実、そういうことになつてゐるのですが、それを通じて、いま申しましたように、アメリカのドルの世界支配を促進する機構として役立っているのではないかと思ふんです。IDAがそういうアメリカの開発目的を促進するといふことをその目的にうたつてい

る機構であるとするれば、IDAもまた同じような役割を演じてゐるというふうに考へざるを得ないと思ひます。特に、いま申しましたように、總裁や総務や理事というふうなのが、これが職權上、世界銀行の總裁、総務、理事と同じだといふような事態のもとは、IDAの性格といふものもおのづから明らかじゃないかといふふうに思ひますけれども、その点はどういふふうにお考へになつてゐますか。

○政府委員(稲村光一君) 總裁がアメリカ人であることは事実でございますけれども、しかし、理事は、これは二十一カ国から出てるわけでございます。副總裁もこれは数名ありますが、いずれもいろいろと各国から出てるのでございませう。そのことだけからしても、世銀及びIDAがアメリカの支配力を世界に及ぼすための機関であるといふふうに解するのはや行き過ぎではないかろうか、そういうふうに、おこたへでございますが、感じます。

それからわが国に対する世銀融資の問題でございますが、これは、確かに、御指摘のように、電力、鉄鋼等がございました。しかし、それだけではなくて、たとえば東海道新幹線でございますとか、あるいは愛知用水公団、それから高速道路等につきましても、まだ日本が十分に経済力がつかず、国際収支も苦んでおりましたところ、世銀の資金によりまして日本の開発が非常に進んだ、貢献をした点は、否定し得ないところではなからうかと、こういうふうに存じております。

○政府委員(藤田正明君) 先ほど来の渡辺委員の御意見は、御意見としては伺いますけれども、一つの方程式に乗つた主観的なものであるといふふうに思ふのでありまして、私たちが、そういうふうに、IDAなり第一世銀といふものが、アメリカの世界支配のためにあるいはドル支配のために利用されておるものとは思ひません。それから世銀なりIDAなりによつて、われわれ日本もそうでありましたが、また、低開発国の多大な経済的な復興なり開発も、そういう寄与を受けておるものと信じております。

と信じております。○渡辺武君 一つの方程式に基づいた主観的なものだといふのは、少し言い過ぎですね。やはり、問題というものは、これはもちろんそれぞれの理論に基づいて分析しますが、私は客観的な事実を言つてゐるわけですね。電力にいたつて、どうですか、いまのいわゆる石油騒動を見てもわかるでしょう。アメリカのとにかく石油独占が押えてゐる中近東、それから石油原油量といふのが圧倒的でしょう。しかも、日本の精製産業といふのは、これは日米合弁といふのが非常に多いでございます。もちろん、イギリスも入つてゐますけれども。そうして、日本の火力発電所といふのが、そういうアメリカが関与してゐる原油に非常に依存しております。もう一つ言つてみましようか、世界銀行の融資によつて、東京電力なりそれから関西電力なり、その他の日本の電力産業が導入した技術ですね、これはもつと私は深い結びつきを持つておると思ふんです。ただ単純に原料を買つて、原料上で強くアメリカに握られてゐるというだけじゃなくて、たとえば日本の東芝電気、これは御承知のとおりです。アメリカのゼネラル・エレクトリックが筆頭株主をしてゐる会社ですよ。そうして、世銀融資によつてアメリカから大型の火力発電機が採用されるときには、第二次の火力発電機については、たとえばゼネラル・エレクトリックと結びついておる東芝電気がそれをつくつて納めるといふような仕組みになつてゐる。しかも、東芝及びゼネラル・エレクトリックは主として東京電力系統にその機械を納めるし、ウエスチングハウス、それに結びついてゐる三菱電機、これは主として関西電力系統のところに機械を納めるといふふう

に、設備の供給という側面からしても、アメリカの巨大独占体に市場のほうで系列化してゐる。それがいまの日本の電力産業の実態だと思ふ。この世界銀行の融資といふのが、そういうことが実現されていく上に大きな役割を果たしてゐる。これは事実ですよ。何も特定なシエマに基づいて独

断を言つてゐるわけじゃないんですよ。あなたの方のほうで政府答弁の立場からいつてそういうことまで言えないでしうから、いまおっしゃつたような答弁をなさるでしうけれども、人の議論に對して無用なそういう中傷的なことを私は言ひやうと思ひます。その点はひとつ氣をつけてほしいですね。

○政府委員(藤田正明君) あくまでも意見と見方の相違でありまして、これ以上平行線をたどつてもいたし方ないと思ひますが、多くの例の中からたまたまそういうものを抽出されて言われてゐることに對しては遺憾であります。また、鉄道とかあるいは鉄鋼に關しまして、日本の再建にたいへん役立ち、そして、それらのものが、いま現在、鉄鋼のごときは逆にアメリカの基幹産業である鉄を圧迫してゐるという事実すらございませう。そしてまた、東海道新幹線のごときも、ほとんど全部日本の手でやりまして、世銀借款を得たからといってアメリカのひもつきのものは何もなかったはずであります。一、二の例をあげられましてそういうことを言われることもおかしいのではないかと思ひます。これはお互ひに意見は平行線でございますので、これ以上は申し上げません。

○渡辺武君 まあ議論をやつてもおそろしく平行線だといふことは私もわかりますが、ただ一つだけ申し上げておきましよう。一、二の例とおっしゃいますけれども、先ほど御答弁があつたように、鉄鋼と電力会社が世界銀行融資の最も集中したところですよ。東海道新幹線なんかは金額としてはほんのわずかですよ。それから愛知用水などは、これは初めは農業用水だ、そういうたてまえでやつて、いま何をやつてゐますか。工業用水の供給の水路になつてゐるじゃないですか。ですから、そんな例を持ち込んでも世銀融資の本質は変わらない、そのことだけ申し上げて、次の質問に移ります。

IDAが、いま申しましたように、世界銀行の開発目的を促進する、あるいは、総務、理事、総

裁なども世界銀行の総務、理事が兼任するという仕組みになって運営されている以上、やはりIDAの融資対象国の選定とか、あるいは対象事業の選定とか、あるいは融資の条件ですね、さつき申しました金利、あるいは据え置き期間とか、返済のやり方とか、これはまあ違っていることは明らかでありますけれども、そのほかの融資条件ですね、これは従来あるいは現在世銀がとっているやり方と同じようなやり方でやっているというふうに見てよろしくございませうか。

○政府委員(稲村光一君) 融資のプロジェクトをどういうふうにして選ぶかというこの御質問であらうかと存じますが、条件につきましては、IDAにつきましてはこれは一本でございまして、全然別の条件というものはございせん。むしろその点は将来の問題としては問題かという議論はございませうが、現在におきましては全部一本でございまして、その条件の差はないわけでございます。

それでは、そのプロジェクトをどうするかということでございますが、これは、先ほど申しましたとおり、まず全体の問題として、その相手の国がGNPの一人当たりが三百ドル以下のような非常に後進国の中でも特に後発と申しますか、そういうところにはIDAの資金は出さない、こういうことになっております。それから具体的にはそのプロジェクトを選ぶにつきましては、IDAのほうからミッションを派遣いたしまして、そしていろいろと現地での現地の国の政府当局と協議をいたしまして、そして慎重にきめまして、これをIDAの事務局のほうでこれまた融資委員会と申しますか、そういう組織がございまして、そこで審議を行ないまして、それが原案をつくりまして、それを最終的には理事会において審議いたして可否を決定する、こういう手続になっております。

○渡辺武君 こまかい点に移る前にもう一つだけ伺いたいと思うのですが、協定の第五条ですね、これの(イ)ですか、次のような条件がございませうか。

ね。「協会は、融資を受け入人にとって合理的な条件で民間資金から調達されることが可能であるか又は銀行が行なう種類の貸付けによって供給されることが可能であると認めるときは、融資を行なうてはならない」という条件がございませうか。ここで銀行といわれておるのは世界銀行であることは、申し上げるまでもないこととございませう。

この条件を讀んでみますと、こんなふうな解釈できると思ふんですが、その点はどうなふうに解釈したらいいか伺いたいのですが、つまり、先ほどの御答弁にもありましたが、世界銀行の融資が行なわれるほどの経済的な条件もないという低開発国ですね、これに非常に条件のゆるやかなIDAの融資をやる、そうしてそのことによってその国の経済的な発展がある程度もたらされて世界銀行の融資が可能になるということになった場合には、今度は世界銀行の融資に切りかえるということですね。そうして、世界銀行の融資をやることによってその国の経済がさらに発展して、民間資本の輸出も可能になるということになれば、それをまた民間輸出に切りかえていくというふうな仕組みになっておると理解してよろしくございませうか。

○政府委員(稲村光一君) 特定の国が非常に経済の発展段階が進んでおりませんでIDAからの融資が適当であるという場合に、だんだんに発展段階が進んでまいりまして、いわばコマース・ベースの融資でも、つまり世銀からの融資でも受けられるというふうな場合になりますれば、おっしゃるのとおりでございませうが、これは、国によつて、ある国はIDA融資のみ、ある国は世銀融資のみ、こういうふうに分けておるわけではございせんので、同じ後発の後進国の中でも、プロジェクトとして、これはコマース・ベースに乗り得るといふものにつきますと、これは世銀融資といふこともあり得るわけとございませう。したがって、両方からその融資を受けておるといふ国もあり得るわけとございませう。

○渡辺武君 世界銀行の融資の目的に、世界銀行の融資によつてその国の経済の発展を促進させ、そして民間資本の投資の状況をつくるというふうな趣旨のことがございませう。その点はどうですか。

○政府委員(稲村光一君) 御指摘のとおり、世界銀行協定の一条の二項にございませう。さらに、これは補足して申し上げますと、民間資金の補足のための機関としてはもう一つIFCというのがございませうが、これは主としてそちらのほうばかりをやっておるところでございませう。

○渡辺武君 いまの点は、私は、世界銀行の融資の戦後の変遷過程をたどつていけば、非常に明確にあらわれておると思うのです。大体、世界銀行の融資は、当初は西ヨーロッパの比較的發展した資本主義国に集中しておる。日本もそれに入ろうかと思ふんですが、それが五〇年代の半ばごろになると、そういう国に対する世界銀行の融資は大体終わつて、そして世界銀行の投資先は、アジアその他の旧植民地、従属国に転換する。それにかつてヨーロッパ諸国では大体貿易為替などの自由化がずつと促進されて、それに伴つてアメリカの民間資本も全面的にそれらの国に進出を始めるというふうな状況があらわれておると思ふんですが、日本は、それより四、五年おくれで、一九六〇年代の初めごろ世界銀行の融資は終わつておる。そして、その後、六〇年から始まつた貿易為替の自由化に伴つてアメリカの資本の輸入が急テンポに拡大して、現在また資本の自由化ということが最終段階に來ておるといふような事態になっておると思ふんですが、ですから、世界銀行の、言つてみれば最終的な目標、これは相手国の経済の発展ということにあるといわれておるけれども、実際のところは、アメリカその他の民間大企業の対外進出の条件を整えるというところにあることは、これは明らかだと思ふ。事実がこれを証明しておる。そして、IDAがそういう世界銀行融資ができるような条件を整えるために行なわれるとするならば、IDAというものが、主要な資本主義、帝國主義大國の大企業の

民間資本輸出、これの条件を整えるという遠大な目的をもつて運営されているものだというふうに見ざるを得ないと思ふけれども、その点はどうですか。

○政府委員(藤田正明君) 私たちはそう見ておらないのでございまして、世銀は世銀なりの一つの目標を持つてやっておりますし、IDAはIDAの一つの目標を持つてやっております。すなわち、IDAに対しては、一部国は出資をし、そして二部国に経済開発の援助、民生の安定というふうなはっきりした目標をやつておるわけでありませう。ただいま、先ほどの御質疑の中にもございましてけれども、見方の相違でありまして、これは平行線であります。

○渡辺武君 見方の相違とおっしゃいましたが、あなたの方、ものをとらへるに当たるときは、やはり世界銀行の協定なりIDAの協定なりに明確にうたわれていることをひとつ見落とさないようにしてほしい。また、事実、戦後の歴史的な経過の中であらわれておる各種の事実ですね、これもひとつ見落とさないであつた方その議論というものを立ててほしいと思ふんですが。

その点は要望して、時間もないので質問を次に移しますけれども、いただいた資料によりますと、IDAの融資がインド、パキスタン、インドネシアなどに大体集中している。七〇%程度はこの三国に集中しているんじゃないでしょうか。ところが、この協定の第五条の第一項の(イ)、これを見てみますと、「協会は、世界の低開発地域で協会の加盟国に含まれるものにおける開発を促進するため、融資を行なう」と、こういうことになっていませう。だから、IDAに加盟している国であつて、しかも世界の低開発地域に融資をやつてやるんだというふうになっているわけですね。けれども、一体何でこの三国に七〇%以上の融資が集中したのか、こういう融資の対象を選ぶにあつて何か特別の条件があるのか、その辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) IDAが、御指摘のとおり、その融資の従来の実績を見ますと、インドに非常に片寄っておりまして、それからそれに続いてパキスタンと、それから最近やつとインドネシアにも来るようになった。この点は、まさに御指摘のとおりでございます。なぜそれではこういうことになったかと申し上げます、これはIDAのほうの融資方針といたしまして、一人当たりのGNPと申しますか、それを重視いたしております。たとえばインドでございますと人口五億三千万人、それからパキスタンが一億三千万ぐらいだと思ひますが、インドネシアも同じぐらいでございますが、これはいづれもパー・ア・ヘッド百ドルぐらいのあれでございます。人口割りにいたしますと実はこの数字というのはあまりおかしくないこととなります。それで、従来は、むしろインド、パキスタンにのみ集中をいたしておりました。われわれのほうもつとほかの東南アジアの国にも融資を回してほしい、回すべきであるという主張をいふと繰り返してございまして、まあその結果、人口におきましてはパキスタンと同じ程度のインドネシアには、六九年からだったと思ひますが、IDAの資金が多く来るようになりました。今後におきましては、インドがやはり何と申しまして人口が多過ぎますから、したがって、全体の四割ぐらい、それからパキスタン、インドネシアがそれぞれ二・五割ぐらいというものが、現在のIDAの融資の国別のおおよそのめどということになっております。これは、むしろインド、パキスタンに集中しておりましたのを、東南アジアにも行かせるようにということ、日本といたしましては常に主張をいたしておりました、それがまあ次第に実現をしておるということでございます。

○渡辺武君 人口一人当たり三百ドル以下のGNPという条件なら、ほかにも幾らでもあると思うんですね。特にアジアに投資が集中しているわけですから、アフリカにももちろんたくさんあるし、中南米諸国にもあるだろうと思ひますね。ところが、アジアに特に集中している。そのアジアというのはいくつあるのか。いまアメリカのベトナム侵略戦争がますます拡大しているという条件でもわかりますように、アメリカが特殊な関心を持っている地域であることは明らかです。しかも、インド、パキスタンにしても、インドネシアにしても、これらがアメリカのアジア戦略について非常に重要な地位を占める国であるというところは明らかだと思ひます。私はGNP一人三百ドル以下というふうなことになるというけれども、三百ドル以下の国といへば、加盟国約百十カ国の中にたくさんあると思ひます。それがこういふような理由で集中している理由は、いまおっしゃったような理由ではどうにも納得できない。特に最近では韓国などがやはりずっと融資がふえていようでありまして、その辺韓国などはどういふ事情でもつてふえていのか、その辺もあわせて御答弁いただきたい。

○政府委員(稲村光一君) いまの一人当たり三百ドル以下のGNPというものが、以下というものが一応の基準であると申し上げましたが、さらに、御指摘のとおり、それは何も東南アジアの国に限らず、アフリカ及び中南米にもあるかと思ひますが、そういう国の中でも特にIDAの資金を必要といたしますのは、やはり一人当たりのGNPが低いところでございます。そういうところを基準にいたしましてIDA当局として融資方針をつくっておるわけでございます。たとえば台湾について申し上げますと、これは一人当たりのGNPが二百七十ドル、六八年基準でございますが、したがって、いまの三百ドルの基準からいへばそこに入るわけでございますけれども、しかし、台湾はもう三百ドルに近くなつておるわけでございます。これはすでに六二年でございますが、一

人出ただけで、その後全然IDA資金は出ておりません。韓国につきましては、一人当たりは百八十ドル、六八年の数字で申し上げます。ここにいては、三百ドルの中でまだ上のほうでないと思ひますか、プロジェクトによつてはIDAに融資対象となり得るものがあるということ、わずかなでありますけれども。しかし、大部分は、先ほど申しましたとおり、インド、パキスタン、インドネシアというふうなGNPの百ドル程度という、さらにGNPの一人当たりの額の低いところ、大体そのめどとしては人口に応じまして資金の融資を行なつておる、こういうことがIDAの融資方針であるというふうにご理解しております。○渡辺武君 初めは、人口がたかさんあつて、そしてGNPが三百ドル以下というふうなお話で、それじゃ人口が少くない韓国はどうなのかというところ、やっぱり韓国にも融資条件があるというふうな御答弁で、御答弁がやっぱり矛盾していると思ひます。その辺はまた平行線でございます。その辺にどういふ答弁があるかわからぬので、その辺にどういふ答弁を移しますけれども、いまあげられたような国は、経済状況も非常によくないし、特に外貨事情が非常に困難な国がほとんどだらうと思ひます。現に、先ほど午前中の御討議の中で出てきましたインドネシア、ここでは、国際的な再建会議ができていて、いわば借金奴隷のような状態に落ち込んでいます。インドもそうだと思ひます。ですから、そういう国に非常に条件のゆるやかな融資をIDAはやるわけですね。そうすると、しつと考へてみても、返済できないような状況が起こつたときどうするのだから、こんな条件のいい融資をやつてどうするのだから、ただ単に十年据置きで、次の十年間が一年で、次の三十年間が三％だというふうなことでなくて、そういう返済を裏づけるためにいろいろな条件がつけられているのじゃないかというふうに思ひますけれども、その点はどんな条件がつけられているか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) IDAが融資を決定いたします前には、先ほど申し上げましたとおり、IDAの事務局といたしまして慎重な調査をいた

しまして、その中にはそのプロジェクトの有効性と申しますか、その国の経済の発展に対する有効なものというもののほかに、むしろその国の今後の返済能力と申しますか、そういうものも当然勘案してきめるわけでございます。ただ、その場合に、何か担保と申しますか、そういうものをとっているかどうかと申しますと、これは、協定上、IDAが低開発国の政府以外に貸す場合につきましては政府保証をとり得るという規定がございますが、現在までのところ、IDAの融資は、全部借り入れ国政府が借り入れ人になっておりまして、したがって、そういう意味で政府保証というものは意味がございません。政府に対する貸し付けという形をとつております。したがって、政府の約束ということになると思ひます。

それから返済の問題でございますが、先ほど申し上げましたとおり、据置き期間十年でございますので、IDAが六一年にできましてからまだやつとそろそろ最初のものについて据置き期間が過ぎるかという状態でございます。むしろその返済が滞るというふうな事態は現在全然ございせんし、まあないのが当然でございますが、今後につきましても、いまのようにソフトな条件でございまして、したがって、その返済についても心配はないというふうにIDAの当局としても判断をしておるようでございます。それから万一それで返済がなかつたらどうするかという点につきましては、これはIDAの協定の中に規定がございまして、若干さらに繰り延べをしてやるというふうなことが可能である場合には、むしろその繰り延べをすることができるといふ規定がございまして、まあこれは現実の問題としてそういうことではないと思ひますが、非常に悪質と申しますか、そういうものがあれば、これはまあ一種のIDAに対する義務の不履行としてその資格停止処分というふうな規定もございまして、これは両様のあれがございまして、現実問題としては、ただいま申し上げましたとおり、まだ据え置

しまして、その中にはそのプロジェクトの有効性と申しますか、その国の経済の発展に対する有効なものというもののほかに、むしろその国の今後の返済能力と申しますか、そういうものも当然勘案してきめるわけでございます。ただ、その場合に、何か担保と申しますか、そういうものをとっているかどうかと申しますと、これは、協定上、IDAが低開発国の政府以外に貸す場合につきましては政府保証をとり得るという規定がございますが、現在までのところ、IDAの融資は、全部借り入れ国政府が借り入れ人になっておりまして、したがって、そういう意味で政府保証というものは意味がございません。政府に対する貸し付けという形をとつております。したがって、政府の約束ということになると思ひます。

き期間をやつと過ぎる国が出てくるかという程度でございまして、現実問題として返済ができなくてこれの焦げつく心配があるというような事例はございません。

○渡辺武君 インドやパキスタンにIDAが融資した場合のその借款協定ですね、これの詳細は日本政府にも届いておりますか。たとえばインドやパキスタンの港や鉄道に融資する場合に、どういふような協定で融資したかというようなことについて、そのほかの国についても、従来のIDAの融資の全部について報告が来ているわけですか。

○政府委員(稲村光一君) その協定はIDAと借り入れ国との協定でございまして、これはIDAのコンフィデンシャルな文書となつておりまして、当方には来ておりません。むしろ、その審査の途中で理事会において議論が行なわれますから、したがって、日本の理事がその審査に参画するという機会はあるのでございます。

○渡辺武君 日本が世界銀行から最初に火力借款を受けた当時、一九五三年の十月の十六日付で外務省の情報文化局が発表したものでありますが、「火力借款の締結について」という文書がある。それを見てみますと、いまあなた御答弁になつたような形式的なこととでもものの真実というものはわからぬということがはつきりわかります。もう時間が来たので、内容の詳しいことは申し上げませんけれども、これによりまして、日本の電力会社は電力の事業計画についてのすべての報告を世界銀行にやらなければならぬというようになつておりますし、特に電力料金はこれを改定するというような約束まで取りつけられているし、それからさらに、これは日本開発銀行のことだろうと思うのですけれども、日本の銀行は世界銀行の融資した火力発電会社が事業をやる上において必要な資金は優先的に保証しなければならぬというようにまで約定して取りかわされている。特に重要なことは、日本政府の財産がこの世界銀行から金を借りるにあたって担保と

して入っている。その日本政府の財産の中には、当然のことながら日本銀行が保有する財産も含まれるというところが明らかになっている。また、こういう正式な発表された文書ではなくして、世界銀行の融資協定の一、二を内容を調べてみましたところが、その内容の中には、自己資本——資本構成ですね、これを改善するためどうしろこうしろというようなきびしい条件もつけているし、労働組合の問題についても世界銀行が公然と関与しているというような事態がはつきりと出てくるわけですね。また、日本政府は、この世界銀行融資の返済の条件を報告する意味でしるわけけれども、日本の経済政策、特に外貨の事情ですね、これについて世界銀行に報告を求められたときには報告しなければならぬというような状況に置かれているわけですよ。だから、これは、いまあなたがおっしゃつたような形式的な表面的な御答弁では、とうていIDAの本質を尽くさないと私は思います。先ほどあなたがおっしゃいましたように、IDAが世界銀行を補完するものとして機能している、そうして世界銀行の融資条件とはほとんど同じように一本でやつていくというようになつたら、これは低開発国の援助なんというもののじゃない。実質上世界の高度に発達した資本主義国、これがアメリカを中心として、集団的に経済的な後進国に経済的に介入をする、そうしてその経済を言つてみれば漸次支配していくというための機構にはかならないということが実に明らかだと思ふ。時間が来たのでこの辺でとめておきますけれども、そういう機構に日本がこのたび増資をするということでありまして、これは日本政府が常々言っている相手国の経済を發展させることが主たる目的だというようなことは私はまづかな偽りだと思ふ。その点をはつきり申し上げて、私の質問を終わります。

○政府委員(藤田正明君) ただいまの渡辺委員のおっしゃいましたのは世界銀行の例でございまして、世界銀行ではコーモーション・ベースののつております。コーモーション・ベースののつた場合は、相手方の融資先に対してある程度の条件をつけるのは当然であります。債権の確保のためにそれらのことは融資として私は常識的である。ただし、この第二世銀といわれますところのIDAに關しましては、そのようなコーモーション・ベースではないのでありまして、ただいま言われたような例は世界銀行の例であります。その点の相違ははつきりいたしておると思ひます。

○松井誠君 ちよつと資料のことで伺いたいのですが、一昨日、四つの国の派遣された調査団の報告書を読みましたのですけれども、もう一ついろいろな統計をお願いしまして、きのうからきょうにかけて大体の資料をいただきました。これについてこの次にいろいろとお尋ねしたいと思ふのですが、そのときに、調査団の報告書の中で、ベトナムと韓国については公表をはばかる部分があるの、この点は要約をして提出をしたいというようなお話でしたけれども、実際にいただいた報告書は、韓国においては全文であるようでありますが、ベトナムについては全然ない。あのときの理解では、全然ないということではなかったと思うのですけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(沢本正男君) ベトナムに出しました政府派遣コミッションの報告につきましては、取りまとめましてその重要な部分について資料として提出する用意がございまして、

○委員長(柴田栄君) 三案に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十分散会

三月九日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月三日)

一、日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案

一、相続税法の一部を改正する法律案

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中「二十八万円」を「三十万円」に、「若しくは同法」を「同法」に改め、「設立された法人」の下に「若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める法人」を加え、同項第三十三号中「十万円」を「十五万円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第三条第一項中「少額預金等の利子所得」を「少額預金の利子所得等」に改める。

第十条の見出し中「少額預金等の利子所得」を「少額預金の利子所得等」に改め、同条第一項中「公社債投資信託」を「証券投資信託」に改め、同条第六項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

第二十八条第三項中「百十万円」を「百十三万円」に、「十万円」を「十三万円」に、「二十万円」を「二十十三万円」に、「三十万円」を「三十三万円」に、「四十万円」を「四十三万円」に、「五十万円」を「五十三万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 その年中の給与等の収入金額が二百十三万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第七の附表の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

第三十二条第四項、第三十三条第四項及び第三十四条第三項中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第五十五条の二の見出しを「製品保証等引当金」に改め、同条第一項中「を営むものが、その建設請負に係る目的物の欠陥についてその引渡し後において行なうべき、又は政令で定める製造業の営むものうち、その請負又は製造に係る目的物の欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修すべきものとして政令で定めるものが、その「完成工事補償引当金勘定」を「製品保証等引当金勘定」に改め、「当該建設業」の下に「又は政令で定める製造業」を加え、同条第二項、第三項及び第五項中「完成工事補償引当金勘定」を「製品保証等引当金勘定」に改める。

第五十七条第三項第一号を次のように改める。
一 十七万円

第五十八条第一項第一号中「賃借権」の下に「並びに農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項(定義)に規定する農地の上に存する耕作に關する権利」を加える。

第七十四条第二項第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料

第七十五条の見出しを「小規模企業共済等掛金控除」に改め、同条第一項中「小規模企業共済掛金」を「小規模企業共済等掛金」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項中「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に改める。

2 前項に規定する小規模企業共済等掛金とは、次に掲げる契約に基づく掛金をいう。

一 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)第二条の三(第一種共済契約)に規定する第一種共済契約

二 第九条第一項第三号ハ(年金等の非課税)に規定する政令で定める共済制度に係る契約
第七十六条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第七十八条第二項第三号中「科学技術若しくは教育の振興に寄与する法人又は赤字に關する諸条約に基づく業務を行なう法人」を「別表第一第一号に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの」に、「前号」を「前二号」に改める。
第七十九条第一項及び第二項中「十万円」を「十万円」に、「十四万円」を「十五万円」に改める。
第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十万円」を「十一万円」に改める。
第八十三条第一項中「十八万円」を「十九万円」に改める。

第八十四条第一項中「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第二項中「十三万円」を「十四万円」に改める。
第八十六条第一項中「十八万円」を「十九万円」に改める。

第八十七条第一項中「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に改める。
第九十条第一項中「その者の選択により」を削り、「に」によることをできる」とするに改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の合計額の計算に關する明細の記載がある場合に限り、適用する。

第九十条に次の一項を加える。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があることを認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第九十六条第四号中「五万円」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 主たる所得者の配偶者 配偶者控除の額に相当する金額

ロ イに掲げる者以外の者 第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額に相当する金額

第九十七条第二項中「十万円」を「基礎控除の額に相当する金額」に改める。

第九十八条第四項第二号及び第三号中「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に、「小規模企業共済掛金」を「小規模企業共済等掛金」に改める。

第九十五条中「六月一日」を「五月十五日」に、「六月二日」を「五月十六日」に改める。
第九十六条第一項中「六月一日」を「五月十五日」に、「同月十五日」を「その年六月十五日」に改める。

第九八条中「十月一日」を「九月十五日」に、「十月二日」を「九月十六日」に改める。
第九九条第一項中「十月一日」を「九月十五日」に、「同月十五日」を「その年十月十五日」に改める。

第一百二十条第一項第二号中「選択をする」を「規定の適用を受ける」に改め、同条第三項第一号中「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に改める。

第一百二十一条第一項第一号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十万円」に、「三十万円」を「六十万円」に、「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に改める。
第一百二十八条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「手続の下に」を「同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充当をする場合の方法」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による還付金を同項の確定申告書に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合においては、その還付金の額のうちその充当する金額に附さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

第一百五十九条第五項中「前二項」を「前三項」に改める。

め、「規定」の下に「による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充当をする場合の方法その他これらの規定」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項又は第二項の規定による還付金を第一項の決定又は第二項の更正に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

第一百六十一条第七号中「並びに映画フィルムの上映権及びこれに準ずるものとして政令で定めるもの」及び著作隣接権その他これに準ずるものに改める。

第一百七十六条第二項中「納付した所得税」の下に「(外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。次項において同じ。)」を加える。

第一百九十条第二号ロ中「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に、「小規模企業共済掛金の額」を「小規模企業共済等掛金の額」に改める。

第一百九十六条第一項中、「小規模企業共済掛金」を「小規模企業共済等掛金」に、「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に、「小規模企業共済掛金の額」を「小規模企業共済等掛金の額」に改め、同条第二項中「小規模企業共済掛金の額」を「小規模企業共済等掛金の額」に改める。

第二百四十四条第一項第一号中「著作権」の下に「著作隣接権を含む」を加える。

第二百二十五条第一項第一号中「支払をする者」の下に「(外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国法人の発行する債券の利子に居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む)」を加える。

第二百三十三条中「五百万円」を「千万円」に改める。

別表第一第一号の表農業者年金基金の項中「昭和四十五年法律第七十八号」を削る。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表
(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
32,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額	
32,000	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0	2,600	
33,000	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0	2,800	
34,000	35,000	310	0	0	0	0	0	0	0	2,900	
35,000	36,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
36,000	37,000	470	0	0	0	0	0	0	0	3,100	
37,000	38,000	550	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
38,000	39,000	630	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
39,000	40,000	710	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
40,000	41,000	790	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
41,000	42,000	870	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
42,000	43,000	950	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
43,000	44,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
44,000	45,000	1,110	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
45,000	46,000	1,190	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
46,000	47,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
47,000	48,000	1,350	0	0	0	0	0	0	0	4,500	
48,000	49,000	1,430	0	0	0	0	0	0	0	4,700	
49,000	50,000	1,510	0	0	0	0	0	0	0	4,900	
50,000	51,000	1,590	0	0	0	0	0	0	0	5,300	
51,000	52,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	5,400	
52,000	53,000	1,750	170	0	0	0	0	0	0	5,600	
53,000	54,000	1,830	250	0	0	0	0	0	0	5,800	
54,000	55,000	1,910	330	0	0	0	0	0	0	5,900	
55,000	56,000	1,990	410	0	0	0	0	0	0	6,100	
56,000	57,000	2,070	490	0	0	0	0	0	0	6,300	
57,000	58,000	2,150	570	0	0	0	0	0	0	6,500	
58,000	59,000	2,230	650	0	0	0	0	0	0	6,700	
59,000	60,000	2,310	730	0	0	0	0	0	0	6,900	
60,000	61,000	2,390	810	0	0	0	0	0	0	7,100	
61,000	62,000	2,470	890	0	0	0	0	0	0	7,300	
62,000	63,000	2,560	970	0	0	0	0	0	0	7,500	
63,000	64,000	2,660	1,050	0	0	0	0	0	0	7,700	
64,000	65,000	2,750	1,130	0	0	0	0	0	0	7,900	
65,000	66,000	2,850	1,210	120	0	0	0	0	0	8,100	
66,000	67,000	2,940	1,290	200	0	0	0	0	0	8,300	
67,000	68,000	3,040	1,370	280	0	0	0	0	0	8,500	
68,000	69,000	3,140	1,450	360	0	0	0	0	0	8,700	
69,000	70,000	3,230	1,530	440	0	0	0	0	0	9,000	
70,000	71,000	3,330	1,610	520	0	0	0	0	0	9,200	
71,000	72,000	3,420	1,690	600	0	0	0	0	0	9,500	
72,000	73,000	3,520	1,770	680	0	0	0	0	0	9,700	
73,000	74,000	3,620	1,850	760	0	0	0	0	0	9,900	
74,000	75,000	3,710	1,930	840	0	0	0	0	0	10,200	
75,000	76,000	3,810	2,010	920	0	0	0	0	0	10,400	
76,000	77,000	3,900	2,090	1,000	0	0	0	0	0	10,700	

イ 甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
77,000	78,000	4,000	2,170	1,080	0	0	0	0	10,900	
78,000	79,000	4,100	2,250	1,160	0	0	0	0	11,100	
79,000	80,000	4,190	2,330	1,240	160	0	0	0	11,400	
80,000	81,000	4,290	2,410	1,320	240	0	0	0	11,600	
81,000	82,000	4,380	2,490	1,400	320	0	0	0	11,800	
82,000	83,000	4,480	2,580	1,480	400	0	0	0	12,100	
83,000	84,000	4,580	2,680	1,560	480	0	0	0	12,400	
84,000	85,000	4,670	2,770	1,640	560	0	0	0	12,700	
85,000	86,000	4,770	2,870	1,720	640	0	0	0	13,000	
86,000	87,000	4,860	2,960	1,800	720	0	0	0	13,300	
87,000	88,000	4,960	3,060	1,880	800	0	0	0	13,500	
88,000	89,000	5,060	3,160	1,960	880	0	0	0	13,800	
89,000	90,000	5,150	3,250	2,040	960	0	0	0	14,100	
90,000	91,000	5,250	3,350	2,120	1,040	0	0	0	14,400	
91,000	92,000	5,340	3,440	2,200	1,120	0	0	0	14,700	
92,000	93,000	5,440	3,540	2,280	1,200	120	0	0	15,000	
93,000	94,000	5,540	3,640	2,360	1,280	200	0	0	15,300	
94,000	95,000	5,660	3,740	2,450	1,360	280	0	0	15,600	
95,000	96,000	5,780	3,840	2,540	1,450	370	0	0	15,800	
96,000	97,000	5,910	3,950	2,650	1,540	460	0	0	16,100	
97,000	98,000	6,040	4,060	2,760	1,630	550	0	0	16,400	
98,000	99,000	6,160	4,170	2,870	1,720	640	0	0	16,700	
99,000	101,000	6,350	4,330	3,030	1,860	770	0	0	17,000	
101,000	103,000	6,600	4,550	3,250	2,040	950	0	0	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額	
103,000	105,000	6,860	4,760	3,460	2,220	1,130	0	0		
105,000	107,000	7,110	4,980	3,680	2,400	1,310	230	0		
107,000	109,000	7,360	5,190	3,890	2,590	1,490	410	0		
109,000	111,000	7,610	5,410	4,110	2,810	1,670	590	0	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額	
111,000	113,000	7,860	5,650	4,330	3,030	1,850	770	0		
113,000	115,000	8,120	5,900	4,540	3,240	2,030	950	0		
115,000	117,000	8,370	6,150	4,760	3,460	2,210	1,130	0		
117,000	119,000	8,620	6,400	4,970	3,670	2,390	1,310	230	0	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額
119,000	121,000	8,870	6,650	5,190	3,890	2,590	1,490	410	0	
121,000	123,000	9,140	6,910	5,410	4,110	2,810	1,670	590	0	
123,000	125,000	9,430	7,160	5,640	4,320	3,020	1,850	770	0	
125,000	127,000	9,720	7,410	5,890	4,540	3,240	2,030	950	0	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額
127,000	129,000	10,010	7,660	6,150	4,750	3,450	2,210	1,130	0	
129,000	131,000	10,290	7,910	6,400	4,970	3,670	2,390	1,310	220	
131,000	133,000	10,580	8,170	6,650	5,190	3,890	2,590	1,490	400	
133,000	135,000	10,870	8,420	6,900	5,400	4,100	2,800	1,670	580	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額
135,000	137,000	11,160	8,670	7,150	5,640	4,320	3,020	1,850	760	
137,000	139,000	11,450	8,920	7,410	5,890	4,530	3,230	2,030	940	
139,000	141,000	11,730	9,200	7,660	6,140	4,750	3,450	2,210	1,120	
141,000	143,000	12,020	9,490	7,910	6,390	4,970	3,670	2,390	1,300	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額
143,000	145,000	12,310	9,780	8,160	6,650	5,180	3,880	2,580	1,480	
145,000	147,000	12,600	10,060	8,410	6,900	5,400	4,100	2,800	1,660	
147,000	149,000	12,890	10,350	8,670	7,150	5,630	4,310	3,010	1,840	
149,000	151,000	13,190	10,640	8,920	7,400	5,880	4,530	3,230	2,020	40,000円
151,000	153,000	13,520	10,930	9,190	7,650	6,140	4,750	3,450	2,200	40,000円に、そ の月の社会保険
153,000	155,000	13,840	11,220	9,480	7,910	6,390	4,960	3,660	2,380	

イ 甲 表
(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	料控除後の給与 等の金額のうち 150,000 円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額
155,000	157,000	14,170	11,500	9,770	8,160	6,640	5,180	3,880	2,580	
157,000	159,000	14,490	11,790	10,060	8,410	6,890	5,390	4,090	2,790	
159,000	161,000	14,810	12,080	10,350	8,660	7,140	5,630	4,310	3,010	
161,000	163,000	15,140	12,370	10,630	8,910	7,400	5,880	4,530	3,230	
163,000	165,000	15,460	12,660	10,920	9,190	7,650	6,130	4,740	3,440	
165,000	167,000	15,790	12,940	11,210	9,480	7,900	6,380	4,960	3,660	
167,000	169,000	16,110	13,260	11,500	9,760	8,150	6,640	5,170	3,870	
169,000	171,000	16,430	13,580	11,790	10,050	8,400	6,890	5,390	4,090	
171,000	173,000	16,760	13,910	12,070	10,340	8,660	7,140	5,620	4,310	
173,000	175,000	17,080	14,230	12,360	10,630	8,910	7,390	5,870	4,520	
175,000	177,000	17,410	14,560	12,650	10,920	9,180	7,640	6,130	4,740	
177,000	179,000	17,770	14,890	12,940	11,210	9,480	7,900	6,380	4,960	
179,000	181,000	18,170	15,230	13,280	11,510	9,780	8,170	6,650	5,180	
181,000	183,000	18,570	15,570	13,620	11,820	10,080	8,430	6,910	5,410	
183,000	185,000	18,970	15,910	13,960	12,120	10,390	8,700	7,180	5,660	
185,000	187,000	19,370	16,250	14,300	12,420	10,690	8,960	7,450	5,930	
187,000	189,000	19,770	16,600	14,650	12,730	11,000	9,260	7,710	6,200	
189,000	191,000	20,170	16,940	14,990	13,040	11,300	9,570	7,980	6,460	
191,000	193,000	20,570	17,280	15,330	13,380	11,600	9,870	8,240	6,730	
193,000	195,000	20,970	17,640	15,670	13,720	11,910	10,170	8,510	6,990	
195,000	197,000	21,370	18,040	16,010	14,060	12,210	10,480	8,780	7,260	
197,000	199,000	21,760	18,440	16,360	14,400	12,520	10,780	9,050	7,530	
199,000	201,000	22,160	18,840	16,700	14,750	12,820	11,090	9,350	7,790	
201,000	204,000	22,660	19,340	17,120	15,170	13,220	11,470	9,730	8,120	
204,000	207,000	23,260	19,940	17,660	15,690	13,740	11,920	10,190	8,520	
207,000	210,000	23,860	20,530	18,260	16,200	14,250	12,380	10,640	8,920	
210,000	213,000	24,460	21,130	18,860	16,710	14,760	12,830	11,100	9,370	
213,000	216,000	25,060	21,730	19,460	17,230	15,280	13,330	11,560	9,820	
216,000	219,000	25,650	22,330	20,050	17,780	15,790	13,840	12,010	10,280	
219,000	222,000	26,250	22,930	20,650	18,380	16,300	14,350	12,470	10,740	
222,000	225,000	26,940	23,530	21,250	18,980	16,820	14,870	12,920	11,190	
225,000	228,000	27,620	24,130	21,850	19,570	17,330	15,380	13,430	11,650	
228,000	231,000	28,310	24,720	22,450	20,170	17,900	15,890	13,940	12,100	
231,000	234,000	28,990	25,320	23,050	20,770	18,500	16,400	14,450	12,560	
234,000	237,000	29,670	25,920	23,650	21,370	19,100	16,920	14,970	13,020	
237,000	240,000	30,360	26,560	24,240	21,970	19,690	17,430	15,480	13,530	
240,000	243,000	31,040	27,240	24,840	22,570	20,290	18,020	15,990	14,040	
243,000	246,000	31,730	27,930	25,440	23,170	20,890	18,620	16,510	14,560	
246,000	249,000	32,410	28,610	26,040	23,760	21,490	19,210	17,020	15,070	
249,000	252,000	33,090	29,290	26,690	24,360	22,090	19,810	17,540	15,580	
252,000	255,000	33,780	29,980	27,380	24,960	22,690	20,410	18,140	16,090	
255,000	258,000	34,460	30,660	28,060	25,560	23,280	21,010	18,730	16,610	
258,000	261,000	35,150	31,350	28,750	26,160	23,880	21,610	19,330	17,120	
261,000	264,000	35,830	32,030	29,430	26,830	24,480	22,210	19,930	17,660	
264,000	267,000	36,550	32,710	30,110	27,510	25,080	22,810	20,530	18,250	
267,000	270,000	37,320	33,400	30,800	28,200	25,680	23,400	21,130	18,850	
270,000	273,000	38,090	34,080	31,480	28,880	26,280	24,000	21,730	19,450	
273,000	276,000	38,860	34,770	32,170	29,570	26,970	24,600	22,330	20,050	
276,000	279,000	39,620	35,450	32,850	30,250	27,650	25,200	22,920	20,650	
279,000	282,000	40,390	36,130	33,530	30,930	28,330	25,800	23,520	21,250	

イ 甲 表
(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
282,000	285,000	41,160	36,890	34,220	31,620	29,020	26,420	24,120	21,850	
285,000	288,000	41,930	37,660	34,900	32,300	29,700	27,100	24,720	22,440	
288,000	291,000	42,700	38,430	35,590	32,990	30,390	27,780	25,320	23,040	
291,000	294,000	43,470	39,200	36,270	33,670	31,070	28,470	25,920	23,640	
294,000	297,000	44,240	39,970	37,040	34,350	31,750	29,150	26,550	24,240	
297,000	300,000	45,010	40,740	37,810	35,040	32,440	29,840	27,240	24,840	
300,000円		45,400	41,120	38,200	35,380	32,780	30,180	27,580	25,140	
300,000 円をこえ 310,000 円に満た ない金額		300,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000 円をこえる金額の 27% に相当する金額を加算した金額								
310,000 円		48,100	43,820	40,900	38,080	35,480	32,880	30,280	27,840	
310,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額		310,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額								
360,000 円		63,100	58,820	55,900	53,080	50,480	47,880	45,280	42,840	
360,000 円をこえ 390,000 円に満た ない金額		360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000 円をこえる金額の 34% に相当する金額を加算した金額								
390,000 円		73,300	69,020	66,100	63,280	60,680	58,080	55,480	53,040	
390,000 円をこえ 480,000 円に満た ない金額		390,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000 円をこえる金額の 38% に相当する金額を加算した金額								
480,000 円		107,500	103,220	100,300	97,480	94,880	92,280	89,680	87,240	
480,000 円をこえ 560,000 円に満た ない金額		480,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 480,000 円をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額								
560,000 円		141,100	136,820	133,900	131,080	128,480	125,880	123,280	120,840	
560,000 円をこえ 730,000 円に満た ない金額		560,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000 円をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額								

イ 甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
730,000円		219,300円	215,020円	212,100円	209,280円	206,680円	204,080円	201,480円	199,040円	388,000円
730,000円をこえ890,000円に満たない金額		730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち730,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								388,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち730,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
890,000円		299,300円	295,020円	292,100円	289,280円	286,680円	284,080円	281,480円	279,040円	
890,000円をこえ1,730,000円に満たない金額		890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額								
1,730,000円		761,300円	757,020円	754,100円	751,280円	748,680円	746,080円	743,480円	741,040円	
1,730,000円をこえる金額		1,730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,730,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,300円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に依り、扶養親族等1人ごとに1,300円を控除した金額）が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0
45,000	46,000	110	0	0	0	0	0	0
46,000	47,000	190	0	0	0	0	0	0
47,000	48,000	270	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	350	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	430	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	510	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	590	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	670	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	750	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	830	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	910	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	990	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,070	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,150	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,230	140	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,310	220	0	0	0	0	0
61,000	62,000	1,390	300	0	0	0	0	0
62,000	63,000	1,470	380	0	0	0	0	0
63,000	64,000	1,550	460	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,630	540	0	0	0	0	0
65,000	66,000	1,710	620	0	0	0	0	0
66,000	67,000	1,790	700	0	0	0	0	0
67,000	68,000	1,870	780	0	0	0	0	0
68,000	69,000	1,950	860	0	0	0	0	0
69,000	70,000	2,030	940	0	0	0	0	0
70,000	71,000	2,110	1,020	0	0	0	0	0
71,000	72,000	2,190	1,100	0	0	0	0	0
72,000	73,000	2,270	1,180	100	0	0	0	0
73,000	74,000	2,350	1,260	180	0	0	0	0
74,000	75,000	2,430	1,340	260	0	0	0	0
75,000	76,000	2,510	1,420	340	0	0	0	0
76,000	77,000	2,600	1,500	420	0	0	0	0
77,000	78,000	2,700	1,580	500	0	0	0	0
78,000	79,000	2,800	1,660	580	0	0	0	0
79,000	80,000	2,890	1,740	660	0	0	0	0
80,000	81,000	2,990	1,820	740	0	0	0	0
81,000	82,000	3,080	1,900	820	0	0	0	0
82,000	83,000	3,180	1,980	900	0	0	0	0
83,000	84,000	3,280	2,060	980	0	0	0	0
84,000	85,000	3,370	2,140	1,060	0	0	0	0
85,000	86,000	3,470	2,220	1,140	0	0	0	0
86,000	87,000	3,560	2,300	1,220	140	0	0	0
87,000	88,000	3,660	2,380	1,300	220	0	0	0
88,000	89,000	3,760	2,460	1,380	300	0	0	0
89,000	90,000	3,850	2,550	1,460	380	0	0	0

ロ 乙 表
(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
90,000	91,000	3,950	2,650	1,540	460	0	0	0
91,000	92,000	4,040	2,740	1,620	540	0	0	0
92,000	93,000	4,140	2,840	1,700	620	0	0	0
93,000	94,000	4,240	2,940	1,780	700	0	0	0
94,000	95,000	4,340	3,040	1,860	780	0	0	0
95,000	96,000	4,440	3,140	1,950	870	0	0	0
96,000	97,000	4,550	3,250	2,040	960	0	0	0
97,000	98,000	4,660	3,360	2,130	1,050	0	0	0
98,000	99,000	4,770	3,470	2,220	1,140	0	0	0
99,000	101,000	4,930	3,630	2,360	1,270	190	0	0
101,000	103,000	5,150	3,850	2,550	1,450	370	0	0
103,000	105,000	5,360	4,060	2,760	1,630	550	0	0
105,000	107,000	5,590	4,280	2,980	1,810	730	0	0
107,000	109,000	5,840	4,490	3,190	1,990	910	0	0
109,000	111,000	6,090	4,710	3,410	2,170	1,090	0	0
111,000	113,000	6,350	4,930	3,630	2,350	1,270	190	0
113,000	115,000	6,600	5,140	3,840	2,540	1,450	370	0
115,000	117,000	6,850	5,360	4,060	2,760	1,630	550	0
117,000	119,000	7,100	5,590	4,270	2,970	1,810	730	0
119,000	121,000	7,350	5,840	4,490	3,190	1,990	910	0
121,000	123,000	7,610	6,090	4,710	3,410	2,170	1,090	0
123,000	125,000	7,860	6,340	4,920	3,620	2,350	1,270	180
125,000	127,000	8,110	6,590	5,140	3,840	2,540	1,450	360
127,000	129,000	8,360	6,850	5,350	4,050	2,750	1,630	540
129,000	131,000	8,610	7,100	5,580	4,270	2,970	1,810	720
131,000	133,000	8,870	7,350	5,830	4,490	3,190	1,990	900
133,000	135,000	9,140	7,600	6,090	4,700	3,400	2,170	1,080
135,000	137,000	9,420	7,850	6,340	4,920	3,620	2,350	1,260
137,000	139,000	9,710	8,110	6,590	5,130	3,830	2,530	1,440
139,000	141,000	10,000	8,360	6,840	5,350	4,050	2,750	1,620
141,000	143,000	10,290	8,610	7,090	5,580	4,270	2,970	1,800
143,000	145,000	10,580	8,860	7,350	5,830	4,480	3,180	1,980
145,000	147,000	10,860	9,130	7,600	6,080	4,700	3,400	2,160
147,000	149,000	11,150	9,420	7,850	6,330	4,910	3,610	2,340
149,000	151,000	11,440	9,710	8,100	6,580	5,130	3,830	2,530
151,000	153,000	11,730	9,990	8,350	6,840	5,350	4,050	2,750
153,000	155,000	12,020	10,280	8,610	7,090	5,570	4,260	2,960
155,000	157,000	12,300	10,570	8,860	7,340	5,820	4,480	3,180
157,000	159,000	12,590	10,860	9,120	7,590	6,080	4,690	3,390
159,000	161,000	12,880	11,150	9,410	7,840	6,330	4,910	3,610
161,000	163,000	13,190	11,430	9,700	8,100	6,580	5,130	3,830
163,000	165,000	13,510	11,720	9,990	8,350	6,830	5,340	4,040
165,000	167,000	13,840	12,010	10,280	8,600	7,080	5,570	4,260
167,000	169,000	14,160	12,300	10,560	8,850	7,340	5,820	4,470
169,000	171,000	14,480	12,590	10,850	9,120	7,590	6,070	4,690
171,000	173,000	14,810	12,870	11,140	9,410	7,840	6,320	4,910
173,000	175,000	15,130	13,180	11,430	9,700	8,090	6,570	5,120
175,000	177,000	15,460	13,510	11,720	9,980	8,340	6,830	5,340
177,000	179,000	15,790	13,840	12,010	10,280	8,600	7,080	5,570
179,000	181,000	16,130	14,180	12,310	10,580	8,870	7,350	5,830

ロ 乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
181,000	183,000	16,470	14,520	12,620	10,880	9,150	7,610	6,100
183,000	185,000	16,810	14,860	12,920	11,190	9,450	7,880	6,360
185,000	187,000	17,150	15,200	13,250	11,490	9,760	8,150	6,630
187,000	189,000	17,500	15,550	13,590	11,800	10,060	8,410	6,900
189,000	191,000	17,890	15,890	13,940	12,100	10,370	8,680	7,160
191,000	193,000	18,290	16,230	14,280	12,400	10,670	8,940	7,430
193,000	195,000	18,690	16,570	14,620	12,710	10,970	9,240	7,690
195,000	197,000	19,090	16,910	14,960	13,010	11,280	9,540	7,960
197,000	199,000	19,490	17,260	15,300	13,350	11,580	9,850	8,230
199,000	201,000	19,890	17,610	15,650	13,700	11,890	10,150	8,490
201,000	204,000	20,390	18,110	16,070	14,120	12,270	10,530	8,820
204,000	207,000	20,990	18,710	16,590	14,640	12,720	10,990	9,260
207,000	210,000	21,580	19,310	17,100	15,150	13,200	11,440	9,710
210,000	213,000	22,180	19,910	17,630	15,660	13,710	11,900	10,170
213,000	216,000	22,780	20,510	18,230	16,180	14,230	12,360	10,620
216,000	219,000	23,380	21,100	18,830	16,690	14,740	12,810	11,080
219,000	222,000	23,980	21,700	19,430	17,200	15,250	13,300	11,540
222,000	225,000	24,580	22,300	20,030	17,750	15,770	13,820	11,990
225,000	228,000	25,180	22,900	20,620	18,350	16,280	14,330	12,450
228,000	231,000	25,770	23,500	21,220	18,950	16,790	14,840	12,900
231,000	234,000	26,390	24,100	21,820	19,550	17,300	15,350	13,400
234,000	237,000	27,070	24,700	22,420	20,150	17,870	15,870	13,920
237,000	240,000	27,760	25,290	23,020	20,740	18,470	16,380	14,430
240,000	243,000	28,440	25,890	23,620	21,340	19,070	16,890	14,940
243,000	246,000	29,130	26,530	24,220	21,940	19,670	17,410	15,460
246,000	249,000	29,810	27,210	24,810	22,540	20,260	17,990	15,970
249,000	252,000	30,490	27,890	25,410	23,140	20,860	18,590	16,480
252,000	255,000	31,180	28,580	26,010	23,740	21,460	19,190	16,990
255,000	258,000	31,860	29,260	26,660	24,330	22,060	19,780	17,510
258,000	261,000	32,550	29,950	27,350	24,930	22,660	20,380	18,110
261,000	264,000	33,230	30,630	28,030	25,530	23,260	20,980	18,710
264,000	267,000	33,910	31,310	28,710	26,130	23,860	21,580	19,300
267,000	270,000	34,600	32,000	29,400	26,800	24,450	22,180	19,900
270,000	273,000	35,280	32,680	30,080	27,480	25,050	22,780	20,500
273,000	276,000	35,970	33,370	30,770	28,170	25,650	23,380	21,100
276,000	279,000	36,700	34,050	31,450	28,850	26,250	23,970	21,700
279,000	282,000	37,470	34,730	32,130	29,530	26,930	24,570	22,300
282,000	285,000	38,240	35,420	32,820	30,220	27,620	25,170	22,900
285,000	288,000	39,010	36,100	33,500	30,900	28,300	25,770	23,490
288,000	291,000	39,780	36,850	34,190	31,590	28,980	26,380	24,090
291,000	294,000	40,550	37,620	34,870	32,270	29,670	27,070	24,690
294,000	297,000	41,320	38,390	35,550	32,950	30,350	27,750	25,290
297,000	300,000	42,090	39,160	36,240	33,640	31,040	28,440	25,890
300,000 円		42,470	39,550	36,620	33,980	31,380	28,780	26,190
300,000 円をこえ 310,000 円に満た ない金額		300,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000 円をこえる金額の 27% に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数						
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上 未 満	税 額						
310,000 円	45,170 ^円	42,250 ^円	39,320 ^円	36,680 ^円	34,080 ^円	31,480 ^円	28,890 ^円
310,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額	310,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額						
360,000 円	60,170 ^円	57,250 ^円	54,320 ^円	51,680 ^円	49,080 ^円	46,480 ^円	43,890 ^円
360,000 円をこえ 390,000 円に満た ない金額	360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000 円をこえる金額の 34% に相当する金額を加算した金額						
390,000 円	70,370 ^円	67,450 ^円	64,520 ^円	61,880 ^円	59,280 ^円	56,680 ^円	54,090 ^円
390,000 円をこえ 480,000 円に満た ない金額	390,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000 円をこえる金額の 38% に相当する金額を加算した金額						
480,000 円	104,570 ^円	101,650 ^円	98,720 ^円	96,080 ^円	93,480 ^円	90,880 ^円	88,290 ^円
480,000 円をこえ 560,000 円に満た ない金額	480,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 480,000 円をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額						
560,000 円	138,170 ^円	135,250 ^円	132,320 ^円	129,680 ^円	127,080 ^円	124,480 ^円	121,890 ^円
560,000 円をこえ 730,000 円に満た ない金額	560,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000 円をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額						
730,000 円	216,370 ^円	213,450 ^円	210,520 ^円	207,880 ^円	205,280 ^円	202,680 ^円	200,090 ^円
730,000 円をこえ 890,000 円に満た ない金額	730,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 730,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額			扶 養 親 族 の 数						
			1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額							
890,000 円			296,370 ^円	293,450 ^円	290,520 ^円	287,880 ^円	285,280 ^円	282,680 ^円	280,090 ^円
890,000 円をこえ 1,730,000 円に満 たない金額			890,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 890,000 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額						
1,730,000 円			758,370 ^円	755,450 ^円	752,520 ^円	749,880 ^円	747,280 ^円	744,680 ^円	742,090 ^円
1,730,000 円をこ える金額			1,730,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,730,000 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が 7 人をこえる場合には、扶養親族の数が 7 人の場合の税額から、その 7 人をこえる 1 人ごとに 1,300 円を控除した金額									

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 7 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 7 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 7 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 7 人をこえる 1 人ごとに 1,300 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに 1 人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者 1 人につき 1 人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が 1 人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表
(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,050	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	0
1,050	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,100	1,150	10	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,150	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,200	1,250	15	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,250	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,300	1,350	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,350	1,400	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,400	1,450	30	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,450	1,500	35	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,500	1,550	40	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,550	1,600	45	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,600	1,650	50	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,650	1,700	50	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,700	1,750	55	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,750	1,800	60	5	0	0	0	0	0	0	0	190	0
1,800	1,850	65	10	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,850	1,900	70	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0
1,900	1,950	70	20	0	0	0	0	0	0	0	220	0
1,950	2,000	75	25	0	0	0	0	0	0	0	230	0
2,000	2,050	80	25	0	0	0	0	0	0	0	240	0
2,050	2,100	85	30	0	0	0	0	0	0	0	250	0
2,100	2,150	90	35	0	0	0	0	0	0	0	260	0
2,150	2,200	95	40	5	0	0	0	0	0	0	270	0
2,200	2,250	100	45	5	0	0	0	0	0	0	280	0
2,250	2,300	105	45	10	0	0	0	0	0	0	290	0
2,300	2,350	110	50	15	0	0	0	0	0	0	300	0
2,350	2,400	110	55	20	0	0	0	0	0	0	310	0
2,400	2,450	115	60	25	0	0	0	0	0	0	320	0
2,450	2,500	120	65	25	0	0	0	0	0	0	340	0
2,500	2,550	125	65	30	0	0	0	0	0	0	350	0
2,550	2,600	130	70	35	0	0	0	0	0	0	360	0
2,600	2,650	135	75	40	5	0	0	0	0	0	370	0
2,650	2,700	140	80	45	5	0	0	0	0	0	380	0
2,700	2,750	145	85	45	10	0	0	0	0	0	390	0
2,750	2,800	150	90	50	15	0	0	0	0	0	410	0
2,800	2,850	155	90	55	20	0	0	0	0	0	420	0
2,850	2,900	160	95	60	25	0	0	0	0	0	440	0
2,900	2,950	165	100	65	25	0	0	0	0	0	450	0
2,950	3,000	170	105	65	30	0	0	0	0	0	470	0
3,000	3,050	175	110	70	35	0	0	0	0	0	480	0
3,050	3,100	180	115	75	40	0	0	0	0	0	490	0
3,100	3,150	185	120	80	45	5	0	0	0	0	510	0
3,150	3,200	190	125	85	45	10	0	0	0	0	520	0
3,200	3,250	195	130	90	50	15	0	0	0	0	540	0
3,250	3,300	205	135	95	55	20	0	0	0	0	550	0

イ 甲 表
(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,300	3,400	215	145	100	65	25	0	0	0	0	570	0	
3,400	3,500	225	155	115	70	35	0	0	0	0	570円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のう ち3,300円 をこえる金 額の46%に 相当する金 額を加算し た金額	0	
3,500	3,600	240	165	125	80	45	10	0	0	0	0	0	
3,600	3,700	250	180	135	90	55	15	0	0	0	0	6	
3,700	3,800	265	190	145	100	65	25	0	0	0	0	14	
3,800	3,900	275	200	155	110	70	35	0	0	0	0	22	
3,900	4,000	290	215	165	125	80	45	10	0	0	0	30	
4,000	4,100	300	230	175	135	90	55	15	0	0	0	38	
4,100	4,200	315	240	190	145	100	60	25	0	0	0	46	
4,200	4,300	330	255	200	155	110	70	35	0	0	0	54	
4,300	4,400	345	265	215	165	125	80	45	10	0	0	62	
4,400	4,500	360	280	225	175	135	90	55	15	0	0	71	
4,500	4,600	375	290	240	190	145	100	60	25	0	0	80	
4,600	4,700	390	305	250	200	155	110	70	35	0	0	89	
4,700	4,800	405	320	265	215	165	125	80	45	0	0	98	
4,800	4,900	415	330	280	225	175	135	90	55	0	0	107	
4,900	5,000	430	345	290	240	190	145	100	60	0	0	116	
5,000	5,100	445	360	305	250	200	155	110	70	0	0	127	
5,100	5,200	465	375	320	265	215	165	120	80	0	0	138	
5,200	5,300	480	390	330	275	225	175	135	90	0	0	148	
5,300	5,400	495	405	345	290	240	190	145	100	0	0	159	
5,400	5,500	510	420	360	305	250	200	155	110	0	0	170	
5,500	5,600	530	435	375	315	265	215	165	120	0	0	181	
5,600	5,700	545	450	390	330	275	225	175	135	0	0	192	
5,700	5,800	560	465	405	345	290	240	190	145	0	0	202	
5,800	5,900	575	480	420	360	305	250	200	155	0	0	213	
5,900	6,000	595	500	435	375	315	265	215	165	0	0	224	
6,000	6,100	615	515	450	390	330	280	225	175	0	0	235	
6,100	6,200	635	530	465	405	350	290	240	190	0	0	246	
6,200	6,300	655	550	485	420	365	305	255	205	0	0	258	
6,300	6,400	675	565	500	435	380	320	265	215	0	0	271	
6,400	6,500	695	585	520	455	395	335	280	230	0	0	283	
6,500	6,600	715	605	535	470	410	350	295	245	0	0	296	
6,600	6,700	735	625	555	485	425	365	310	255	0	0	308	
6,700	6,800	755	645	570	505	440	380	325	270	0	0	321	
6,800	6,900	775	665	585	520	455	395	340	285	0	0	334	
6,900	7,000	795	685	605	540	475	410	355	295	0	0	346	
7,000	7,100	815	705	625	555	490	425	370	310	0	0	359	
7,100	7,200	835	725	645	575	510	445	385	325	0	0	371	
7,200	7,300	855	745	665	590	525	460	400	340	0	0	384	
7,300	7,400	875	765	685	610	540	475	415	355	0	0	397	
7,400	7,500	900	785	705	630	560	495	430	370	0	0	409	
7,500	7,600	920	805	725	650	575	510	445	385	0	0	424	
7,600	7,700	945	825	745	670	595	530	465	400	0	0	438	
7,700	7,800	965	845	765	690	615	545	480	415	0	0	453	
7,800	7,900	990	865	785	710	635	560	495	430	0	0	467	
7,900	8,000	1,010	885	805	730	655	580	515	450	0	0	481	
8,000	8,100	1,035	910	825	750	675	600	530	465	0	0	496	
8,100	8,200	1,055	930	845	770	695	620	550	485	0	0	510	
8,200	8,300	1,080	955	865	790	715	640	565	500	0	0	526	

イ 甲 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8,300	8,400	1,105	975	890	810	735	660	585	515	541	
8,400	8,500	1,125	1,000	910	830	755	680	605	535	556	
8,500	8,600	1,150	1,020	935	850	775	700	620	550	571	
8,600	8,700	1,170	1,045	960	870	795	720	640	570	586	
8,700	8,800	1,195	1,065	980	895	815	740	660	585	603	
8,800	8,900	1,215	1,090	1,005	915	835	760	680	605	620	
8,900	9,000	1,245	1,115	1,025	940	855	780	700	625	637	
9,000	9,100	1,270	1,135	1,050	960	875	800	720	645	654	
9,100	9,200	1,295	1,160	1,070	985	900	820	740	665	671	
9,200	9,300	1,320	1,180	1,095	1,005	920	840	760	685	688	
9,300	9,400	1,345	1,205	1,115	1,030	945	860	780	705	705	
9,400	9,500	1,370	1,230	1,140	1,055	965	880	800	725	723	
9,500	9,600	1,395	1,255	1,165	1,075	990	900	820	745	740	
9,600	9,700	1,420	1,280	1,185	1,100	1,010	925	840	765	757	
9,700	9,800	1,450	1,305	1,210	1,120	1,035	950	860	785	774	
9,800	9,900	1,475	1,330	1,235	1,145	1,055	970	885	805	791	
9,900	10,000	1,500	1,355	1,260	1,165	1,080	995	905	825	810	
10,000円		1,510	1,370	1,270	1,180	1,090	1,005	920	835	830	
10,000円をこえ 10,500円に満たない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の27％に相当する金額を加算した金額									830円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の27％に相当する金額を加算した金額	
10,500円		円 1,645	円 1,505	円 1,405	円 1,315	円 1,225	円 1,140	円 1,055	円 970		
10,500円をこえ 12,000円に満たない金額	10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,500円をこえる金額の30％に相当する金額を加算した金額										
12,000円		円 2,095	円 1,955	円 1,855	円 1,765	円 1,675	円 1,590	円 1,505	円 1,420	円 1,250	
12,000円をこえ 13,000円に満たない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の34％に相当する金額を加算した金額									1,250円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の34％に相当する金額を加算した金額	

イ 甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
13,000円		2,435 ^円	2,295 ^円	2,195 ^円	2,105 ^円	2,015 ^円	1,930 ^円	1,845 ^円	1,760 ^円		1,490 ^円
13,000円をこえ 16,000円に満たない金額		13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額									1,490円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額
16,000円		3,575 ^円	3,435 ^円	3,335 ^円	3,245 ^円	3,155 ^円	3,070 ^円	2,985 ^円	2,900 ^円		2,300 ^円
16,000円をこえ 18,500円に満たない金額		16,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額									2,300円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額
18,500円		4,625 ^円	4,485 ^円	4,385 ^円	4,295 ^円	4,205 ^円	4,120 ^円	4,035 ^円	3,950 ^円		
18,500円をこえ 24,000円に満たない金額		18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額									
24,000円		7,155 ^円	7,015 ^円	6,915 ^円	6,825 ^円	6,735 ^円	6,650 ^円	6,565 ^円	6,480 ^円	12,760 ^円	
24,000円をこえ 29,500円に満たない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									12,760円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額
29,500円		9,905 ^円	9,765 ^円	9,665 ^円	9,575 ^円	9,485 ^円	9,400 ^円	9,315 ^円	9,230 ^円		
29,500円をこえ 57,500円に満たない金額		29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
57,500円		25,305 ^円	25,165 ^円	25,065 ^円	24,975 ^円	24,885 ^円	24,800 ^円	24,715 ^円	24,630 ^円		
57,500 円 を こえる金額		57,500 円 の 場 合 の 税 額 に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額										従たる給与等について扶養親族等が7人を超えている場合は、当該申請書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに45円を、上つ各欄によつて求めた税額から控除した金額	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに45円を控除した金額）が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500円未満		0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	5	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	10	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	10	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	15	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	20	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	25	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	30	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	30	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	35	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	40	5	0	0	0	0	0
2,000	2,050	45	5	0	0	0	0	0
2,050	2,100	50	10	0	0	0	0	0
2,100	2,150	50	15	0	0	0	0	0
2,150	2,200	55	20	0	0	0	0	0
2,200	2,250	60	25	0	0	0	0	0
2,250	2,300	65	25	0	0	0	0	0
2,300	2,350	70	30	0	0	0	0	0
2,350	2,400	70	35	0	0	0	0	0
2,400	2,450	75	40	5	0	0	0	0
2,450	2,500	80	45	5	0	0	0	0
2,500	2,550	85	45	10	0	0	0	0
2,550	2,600	90	50	15	0	0	0	0
2,600	2,650	95	55	20	0	0	0	0
2,650	2,700	100	60	25	0	0	0	0
2,700	2,750	105	65	25	0	0	0	0
2,750	2,800	105	65	30	0	0	0	0
2,800	2,850	110	70	35	0	0	0	0
2,850	2,900	115	75	40	5	0	0	0
2,900	2,950	120	80	45	5	0	0	0
2,950	3,000	125	85	45	10	0	0	0
3,000	3,050	130	90	50	15	0	0	0
3,050	3,100	135	95	55	20	0	0	0
3,100	3,150	140	100	60	25	0	0	0
3,150	3,200	145	105	65	25	0	0	0
3,200	3,250	150	110	70	30	0	0	0
3,250	3,300	155	115	75	35	0	0	0
3,300	3,400	165	120	80	45	5	0	0
3,400	3,500	175	135	90	50	15	0	0
3,500	3,600	190	145	100	60	25	0	0
3,600	3,700	200	155	110	70	35	0	0
3,700	3,800	215	165	120	80	45	5	0
3,800	3,900	225	175	130	90	50	15	0
3,900	4,000	240	190	145	100	60	25	0
4,000	4,100	250	200	155	110	70	35	0
4,100	4,200	265	215	165	120	80	45	5

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,200	4,300	275	225	175	130	90	50	15
4,300	4,400	290	240	185	145	100	60	25
4,400	4,500	300	250	200	155	110	70	35
4,500	4,600	315	265	210	165	120	80	45
4,600	4,700	330	275	225	175	130	90	50
4,700	4,800	345	290	240	185	145	100	60
4,800	4,900	360	300	250	200	155	110	70
4,900	5,000	375	315	265	210	165	120	80
5,000	5,100	390	330	275	225	175	130	90
5,100	5,200	400	345	290	235	185	140	100
5,200	5,300	415	360	300	250	200	155	110
5,300	5,400	430	375	315	265	210	165	120
5,400	5,500	445	390	330	275	225	175	130
5,500	5,600	465	400	345	290	235	185	140
5,600	5,700	480	415	360	300	250	200	155
5,700	5,800	495	430	375	315	260	210	165
5,800	5,900	510	445	385	330	275	225	175
5,900	6,000	530	465	400	345	290	235	185
6,000	6,100	545	480	415	360	300	250	200
6,100	6,200	560	495	430	375	315	265	215
6,200	6,300	580	515	450	390	330	275	225
6,300	6,400	600	530	465	405	345	290	240
6,400	6,500	620	550	485	420	360	305	255
6,500	6,600	640	565	500	435	375	320	265
6,600	6,700	660	580	515	450	390	335	280
6,700	6,800	680	600	535	470	410	350	295
6,800	6,900	700	620	550	485	425	365	305
6,900	7,000	720	640	570	505	440	380	320
7,000	7,100	740	660	585	520	455	395	335
7,100	7,200	760	680	605	540	470	410	350
7,200	7,300	780	700	625	555	490	425	370
7,300	7,400	800	720	645	570	505	440	385
7,400	7,500	820	740	665	590	525	460	400
7,500	7,600	840	760	685	610	540	475	415
7,600	7,700	860	780	705	630	560	495	430
7,700	7,800	880	800	725	650	575	510	445
7,800	7,900	900	820	745	670	595	525	460
7,900	8,000	925	840	765	690	615	545	480
8,000	8,100	945	860	785	710	635	560	495
8,100	8,200	970	885	805	730	655	580	515
8,200	8,300	995	905	825	750	675	595	530
8,300	8,400	1,015	930	845	770	695	615	545
8,400	8,500	1,040	950	865	790	715	635	565
8,500	8,600	1,060	975	890	810	735	655	580
8,600	8,700	1,085	995	910	830	755	675	600
8,700	8,800	1,105	1,020	935	850	775	695	620
8,800	8,900	1,130	1,045	955	870	795	715	640
8,900	9,000	1,155	1,065	980	890	815	735	660
9,000	9,100	1,175	1,090	1,000	915	835	755	680
9,100	9,200	1,200	1,110	1,025	940	855	775	700

口 乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,200	9,300	1,220	1,135	1,045	960	875	795	720
9,300	9,400	1,250	1,155	1,070	985	895	815	740
9,400	9,500	1,275	1,180	1,095	1,005	920	835	760
9,500	9,600	1,300	1,205	1,115	1,030	940	855	780
9,600	9,700	1,325	1,225	1,140	1,050	965	880	800
9,700	9,800	1,350	1,250	1,160	1,075	990	900	820
9,800	9,900	1,375	1,280	1,185	1,095	1,010	925	840
9,900	10,000	1,400	1,305	1,205	1,120	1,035	945	860
10,000 円		1,415	1,315	1,220	1,130	1,045	960	870
10,000 円をこえ 10,500 円に満た ない金額		10,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 10,000 円をこえる金額の 27% に相当する金額を加算した金額						
10,500 円		1,550	1,450	1,355	1,265	1,180	1,095	1,005
10,500 円をこえ 12,000 円に満た ない金額		10,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 10,500 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額						
12,000 円		2,000	1,900	1,805	1,715	1,630	1,545	1,455
12,000 円をこえ 13,000 円に満た ない金額		12,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,000 円をこえる金額の 34% に相当する金額を加算した金額						
13,000 円		2,340	2,240	2,145	2,055	1,970	1,885	1,795
13,000 円をこえ 16,000 円に満た ない金額		13,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 13,000 円をこえる金額の 38% に相当する金額を加算した金額						
16,000 円		3,480	3,380	3,285	3,195	3,110	3,025	2,935
16,000 円をこえ 18,500 円に満た ない金額		16,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 16,000 円をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額						
18,500 円		4,530	4,430	4,335	4,245	4,160	4,075	3,985
18,500 円をこえ 24,000 円に満た ない金額		18,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 18,500 円をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額						
24,000 円		7,060	6,960	6,865	6,775	6,690	6,605	6,515
24,000 円をこえ 29,500 円に満た ない金額		24,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 24,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数						
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上 未 満	税 額						
29,500 円	9,810 ^円	9,710 ^円	9,615 ^円	9,525 ^円	9,440 ^円	9,355 ^円	9,265 ^円
29,500 円をこえ 57,500 円に満た ない金額	29,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 29,500 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額						
57,500 円	25,210 ^円	25,110 ^円	25,015 ^円	24,925 ^円	24,840 ^円	24,755 ^円	24,665 ^円
57,500 円をこえ る金額	57,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 57,500 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が 7 人をこえる場合には、扶養親族の数が 7 人の場合の税額から、その 7 人をこえる 1 人ごとに 45 円を控除した金額							

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに45 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数								乙			
4 人	5 人	6 人	7 人 以 上								
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料控除後の給与等の金額			
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満		
千円 70千円未満	千円 70千円未満	千円 80千円未満	千円 80千円未満	千円 89千円未満	千円 89千円未満	千円 98千円未満	千円 98千円未満	千円	千円		
70	75	80	85	89	95	98	105	70千円未満			
75	81	85	91	95	102	105	113				
81	87	91	98	102	109	113	120				
87	102	98	112	109	122	120	131				
102	128	112	136	122	144	131	152				
128	148	136	156	144	165	152	173				
148	168	156	176	165	186	173	195				
168	188	176	197	186	207	195	217				
188	210	197	220	207	229	217	239				
210	236	220	245	229	253	239	261			70	110
236	261	245	269	253	276	261	284	110	140		
261	280	269	287	276	295	284	303				
280	300	287	308	295	316	303	324				
300	318	308	326	316	335	324	343				
318	336	326	344	335	353	343	362				
336	368	344	378	353	387	362	397				
368	407	378	416	387	425	397	434				
407	459	416	467	425	476	434	485				
459	518	467	528	476	537	485	547				
518	606	528	615	537	625	547	634			170	240
606	718	615	726	625	735	634	744	140	170		
718	941	726	952	735	963	744	974				
941	1,775	952	1,785	963	1,796	974	1,807				
1,775	3,441	1,785	3,452	1,796	3,463	1,807	3,474				
3,441千円以上		3,452千円以上		3,463千円以上		3,474千円以上				1,110千円以上	

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算したその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

た居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額がは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 金 乗 き	与 額 ず 率	の に べ	甲 族 親 養 扶											
			0 人			1 人			2 人			3 人		
			前 月 の 社 会 保 険 料 控											
			以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
0	%		千円 23千円未満	千円		千円 39千円未満	千円		千円 49千円未満	千円		千円 60千円未満	千円	
2			23	25	39	42	49	53	60	65	70	76		
4			25	28	42	46	53	58	65	70	76	81		
6			28	45	46	59	58	69	70	81	92	103		
8			45	70	59	78	69	85	76	87	98	109		
10			70	87	78	98	85	109	92	103	114	125		
12			87	109	98	124	109	132	119	125	136	147		
14			109	132	124	143	132	151	140	146	157	168		
16			132	148	143	160	151	169	159	165	176	187		
18			148	168	160	181	169	191	178	184	195	206		
20			168	195	181	208	191	218	201	207	218	229		
22			195	218	208	233	218	243	227	233	244	255		
24			218	245	233	257	243	265	253	259	270	281		
26			245	264	257	276	265	284	272	278	289	300		
28			264	284	276	295	284	303	292	298	309	320		
30			284	299	295	311	303	319	311	317	328	339		
32			299	329	311	340	319	349	327	333	344	355		
35			329	366	340	379	349	388	359	365	376	387		
38			366	419	379	432	388	441	397	403	414	425		
41			419	473	432	488	441	498	450	456	467	478		
44			473	567	488	579	498	587	508	514	525	536		
47			567	678	579	691	587	700	596	602	613	624		
50			678	893	691	909	700	920	709	715	726	737		
55			893	1,726	909	1,742	920	1,753	930	936	947	958		
60			1,726	3,393	1,742	3,409	1,753	3,420	1,764	1,770	1,781	1,792		
65			3,393千円以上		3,409千円以上		3,420千円以上		3,430千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のをを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数に

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この三項の規定を含む。)により税額を計算する。

(四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められていから控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
428,000	430,000	238,400	528,000	530,000	318,400	628,000	630,000	398,400
430,000	432,000	240,000	530,000	532,000	320,000	630,000	632,000	400,000
432,000	434,000	241,600	532,000	534,000	321,600	632,000	634,000	401,600
434,000	436,000	243,200	534,000	536,000	323,200	634,000	636,000	403,200
436,000	438,000	244,800	536,000	538,000	324,800	636,000	638,000	404,800
438,000	440,000	246,400	538,000	540,000	326,400	638,000	640,000	406,400
440,000	442,000	248,000	540,000	542,000	328,000	640,000	642,000	408,000
442,000	444,000	249,600	542,000	544,000	329,600	642,000	644,000	409,600
444,000	446,000	251,200	544,000	546,000	331,200	644,000	646,000	411,200
446,000	448,000	252,800	546,000	548,000	332,800	646,000	648,000	412,800
448,000	450,000	254,400	548,000	550,000	334,400	648,000	650,000	414,400
450,000	452,000	256,000	550,000	552,000	336,000	650,000	652,000	416,000
452,000	454,000	257,600	552,000	554,000	337,600	652,000	654,000	417,600
454,000	456,000	259,200	554,000	556,000	339,200	654,000	656,000	419,200
456,000	458,000	260,800	556,000	558,000	340,800	656,000	658,000	420,800
458,000	460,000	262,400	558,000	560,000	342,400	658,000	660,000	422,400
460,000	462,000	264,000	560,000	562,000	344,000	660,000	662,000	424,000
462,000	464,000	265,600	562,000	564,000	345,600	662,000	664,000	425,600
464,000	466,000	267,200	564,000	566,000	347,200	664,000	666,000	427,200
466,000	468,000	268,800	566,000	568,000	348,800	666,000	668,000	428,800
468,000	470,000	270,400	568,000	570,000	350,400	668,000	670,000	430,400
470,000	472,000	272,000	570,000	572,000	352,000	670,000	672,000	432,000
472,000	474,000	273,600	572,000	574,000	353,600	672,000	674,000	433,600
474,000	476,000	275,200	574,000	576,000	355,200	674,000	676,000	435,200
476,000	478,000	276,800	576,000	578,000	356,800	676,000	678,000	436,800
478,000	480,000	278,400	578,000	580,000	358,400	678,000	680,000	438,400
480,000	482,000	280,000	580,000	582,000	360,000	680,000	682,000	440,000
482,000	484,000	281,600	582,000	584,000	361,600	682,000	684,000	441,600
484,000	486,000	283,200	584,000	586,000	363,200	684,000	686,000	443,200
486,000	488,000	284,800	586,000	588,000	364,800	686,000	688,000	444,800
488,000	490,000	286,400	588,000	590,000	366,400	688,000	690,000	446,400
490,000	492,000	288,000	590,000	592,000	368,000	690,000	692,000	448,000
492,000	494,000	289,600	592,000	594,000	369,600	692,000	694,000	449,600
494,000	496,000	291,200	594,000	596,000	371,200	694,000	696,000	451,200
496,000	498,000	292,800	596,000	598,000	372,800	696,000	698,000	452,800
498,000	500,000	294,400	598,000	600,000	374,400	698,000	700,000	454,400
500,000	502,000	296,000	600,000	602,000	376,000	700,000	702,000	456,000
502,000	504,000	297,600	602,000	604,000	377,600	702,000	704,000	457,600
504,000	506,000	299,200	604,000	606,000	379,200	704,000	706,000	459,200
506,000	508,000	300,800	606,000	608,000	380,800	706,000	708,000	460,800
508,000	510,000	302,400	608,000	610,000	382,400	708,000	710,000	462,400
510,000	512,000	304,000	610,000	612,000	384,000	710,000	712,000	464,000
512,000	514,000	305,600	612,000	614,000	385,600	712,000	714,000	465,600
514,000	516,000	307,200	614,000	616,000	387,200	714,000	716,000	467,200
516,000	518,000	308,800	616,000	618,000	388,800	716,000	718,000	468,800
518,000	520,000	310,400	618,000	620,000	390,400	718,000	720,000	470,400
520,000	522,000	312,000	620,000	622,000	392,000	720,000	722,000	472,000
522,000	524,000	313,600	622,000	624,000	393,600	722,000	724,000	473,600
524,000	526,000	315,200	624,000	626,000	395,200	724,000	726,000	475,200
526,000	528,000	316,800	626,000	628,000	396,800	726,000	728,000	476,800

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
728,000	730,000	478,400	828,000	830,000	558,400	928,000	930,000	638,400
730,000	732,000	480,000	830,000	832,000	560,000	930,000	932,000	640,000
732,000	734,000	481,600	832,000	834,000	561,600	932,000	934,000	641,600
734,000	736,000	483,200	834,000	836,000	563,200	934,000	936,000	643,200
736,000	738,000	484,800	836,000	838,000	564,800	936,000	938,000	644,800
738,000	740,000	486,400	838,000	840,000	566,400	938,000	940,000	646,400
740,000	742,000	488,000	840,000	842,000	568,000	940,000	942,000	648,000
742,000	744,000	489,600	842,000	844,000	569,600	942,000	944,000	649,600
744,000	746,000	491,200	844,000	846,000	571,200	944,000	946,000	651,200
746,000	748,000	492,800	846,000	848,000	572,800	946,000	948,000	652,800
748,000	750,000	494,400	848,000	850,000	574,400	948,000	950,000	654,400
750,000	752,000	496,000	850,000	852,000	576,000	950,000	952,000	656,000
752,000	754,000	497,600	852,000	854,000	577,600	952,000	954,000	657,600
754,000	756,000	499,200	854,000	856,000	579,200	954,000	956,000	659,200
756,000	758,000	500,800	856,000	858,000	580,800	956,000	958,000	660,800
758,000	760,000	502,400	858,000	860,000	582,400	958,000	960,000	662,400
760,000	762,000	504,000	860,000	862,000	584,000	960,000	962,000	664,000
762,000	764,000	505,600	862,000	864,000	585,600	962,000	964,000	665,600
764,000	766,000	507,200	864,000	866,000	587,200	964,000	966,000	667,200
766,000	768,000	508,800	866,000	868,000	588,800	966,000	968,000	668,800
768,000	770,000	510,400	868,000	870,000	590,400	968,000	970,000	670,400
770,000	772,000	512,000	870,000	872,000	592,000	970,000	972,000	672,000
772,000	774,000	513,600	872,000	874,000	593,600	972,000	974,000	673,600
774,000	776,000	515,200	874,000	876,000	595,200	974,000	976,000	675,200
776,000	778,000	516,800	876,000	878,000	596,800	976,000	978,000	676,800
778,000	780,000	518,400	878,000	880,000	598,400	978,000	980,000	678,400
780,000	782,000	520,000	880,000	882,000	600,000	980,000	982,000	680,000
782,000	784,000	521,600	882,000	884,000	601,600	982,000	984,000	681,600
784,000	786,000	523,200	884,000	886,000	603,200	984,000	986,000	683,200
786,000	788,000	524,800	886,000	888,000	604,800	986,000	988,000	684,800
788,000	790,000	526,400	888,000	890,000	606,400	988,000	990,000	686,400
790,000	792,000	528,000	890,000	892,000	608,000	990,000	992,000	688,000
792,000	794,000	529,600	892,000	894,000	609,600	992,000	994,000	689,600
794,000	796,000	531,200	894,000	896,000	611,200	994,000	996,000	691,200
796,000	798,000	532,800	896,000	898,000	612,800	996,000	998,000	692,800
798,000	800,000	534,400	898,000	900,000	614,400	998,000	1,000,000	694,400
800,000	802,000	536,000	900,000	902,000	616,000	1,000,000	1,002,000	696,000
802,000	804,000	537,600	902,000	904,000	617,600	1,002,000	1,004,000	697,600
804,000	806,000	539,200	904,000	906,000	619,200	1,004,000	1,006,000	699,200
806,000	808,000	540,800	906,000	908,000	620,800	1,006,000	1,008,000	700,800
808,000	810,000	542,400	908,000	910,000	622,400	1,008,000	1,010,000	702,400
810,000	812,000	544,000	910,000	912,000	624,000	1,010,000	1,012,000	704,000
812,000	814,000	545,600	912,000	914,000	625,600	1,012,000	1,014,000	705,600
814,000	816,000	547,200	914,000	916,000	627,200	1,014,000	1,016,000	707,200
816,000	818,000	548,800	916,000	918,000	628,800	1,016,000	1,018,000	708,800
818,000	820,000	550,400	918,000	920,000	630,400	1,018,000	1,020,000	710,400
820,000	822,000	552,000	920,000	922,000	632,000	1,020,000	1,022,000	712,000
822,000	824,000	553,600	922,000	924,000	633,600	1,022,000	1,024,000	713,600
824,000	826,000	555,200	924,000	926,000	635,200	1,024,000	1,026,000	715,200
826,000	828,000	556,800	926,000	928,000	636,800	1,026,000	1,028,000	716,800

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,028,000	1,030,000	718,400	1,128,000	1,130,000	798,400	1,228,000	1,230,000	888,200
1,030,000	1,032,000	720,000	1,130,000	1,132,000	800,000	1,230,000	1,232,000	890,000
1,032,000	1,034,000	721,600	1,132,000	1,134,000	801,800	1,232,000	1,234,000	891,800
1,034,000	1,036,000	723,200	1,134,000	1,136,000	803,600	1,234,000	1,236,000	893,600
1,036,000	1,038,000	724,800	1,136,000	1,138,000	805,400	1,236,000	1,238,000	895,400
1,038,000	1,040,000	726,400	1,138,000	1,140,000	807,200	1,238,000	1,240,000	897,200
1,040,000	1,042,000	728,000	1,140,000	1,142,000	809,000	1,240,000	1,242,000	899,000
1,042,000	1,044,000	729,600	1,142,000	1,144,000	810,800	1,242,000	1,244,000	900,800
1,044,000	1,046,000	731,200	1,144,000	1,146,000	812,600	1,244,000	1,246,000	902,600
1,046,000	1,048,000	732,800	1,146,000	1,148,000	814,400	1,246,000	1,248,000	904,400
1,048,000	1,050,000	734,400	1,148,000	1,150,000	816,200	1,248,000	1,250,000	906,200
1,050,000	1,052,000	736,000	1,150,000	1,152,000	818,000	1,250,000	1,252,000	908,000
1,052,000	1,054,000	737,600	1,152,000	1,154,000	819,800	1,252,000	1,254,000	909,800
1,054,000	1,056,000	739,200	1,154,000	1,156,000	821,600	1,254,000	1,256,000	911,600
1,056,000	1,058,000	740,800	1,156,000	1,158,000	823,400	1,256,000	1,258,000	913,400
1,058,000	1,060,000	742,400	1,158,000	1,160,000	825,200	1,258,000	1,260,000	915,200
1,060,000	1,062,000	744,000	1,160,000	1,162,000	827,000	1,260,000	1,262,000	917,000
1,062,000	1,064,000	745,600	1,162,000	1,164,000	828,800	1,262,000	1,264,000	918,800
1,064,000	1,066,000	747,200	1,164,000	1,166,000	830,600	1,264,000	1,266,000	920,600
1,066,000	1,068,000	748,800	1,166,000	1,168,000	832,400	1,266,000	1,268,000	922,400
1,068,000	1,070,000	750,400	1,168,000	1,170,000	834,200	1,268,000	1,270,000	924,200
1,070,000	1,072,000	752,000	1,170,000	1,172,000	836,000	1,270,000	1,272,000	926,000
1,072,000	1,074,000	753,600	1,172,000	1,174,000	837,800	1,272,000	1,274,000	927,800
1,074,000	1,076,000	755,200	1,174,000	1,176,000	839,600	1,274,000	1,276,000	929,600
1,076,000	1,078,000	756,800	1,176,000	1,178,000	841,400	1,276,000	1,278,000	931,400
1,078,000	1,080,000	758,400	1,178,000	1,180,000	843,200	1,278,000	1,280,000	933,200
1,080,000	1,082,000	760,000	1,180,000	1,182,000	845,000	1,280,000	1,282,000	935,000
1,082,000	1,084,000	761,600	1,182,000	1,184,000	846,800	1,282,000	1,284,000	936,800
1,084,000	1,086,000	763,200	1,184,000	1,186,000	848,600	1,284,000	1,286,000	938,600
1,086,000	1,088,000	764,800	1,186,000	1,188,000	850,400	1,286,000	1,288,000	940,400
1,088,000	1,090,000	766,400	1,188,000	1,190,000	852,200	1,288,000	1,290,000	942,200
1,090,000	1,092,000	768,000	1,190,000	1,192,000	854,000	1,290,000	1,292,000	944,000
1,092,000	1,094,000	769,600	1,192,000	1,194,000	855,800	1,292,000	1,294,000	945,800
1,094,000	1,096,000	771,200	1,194,000	1,196,000	857,600	1,294,000	1,296,000	947,600
1,096,000	1,098,000	772,800	1,196,000	1,198,000	859,400	1,296,000	1,298,000	949,400
1,098,000	1,100,000	774,400	1,198,000	1,200,000	861,200	1,298,000	1,300,000	951,200
1,100,000	1,102,000	776,000	1,200,000	1,202,000	863,000	1,300,000	1,302,000	953,000
1,102,000	1,104,000	777,600	1,202,000	1,204,000	864,800	1,302,000	1,304,000	954,800
1,104,000	1,106,000	779,200	1,204,000	1,206,000	866,600	1,304,000	1,306,000	956,600
1,106,000	1,108,000	780,800	1,206,000	1,208,000	868,400	1,306,000	1,308,000	958,400
1,108,000	1,110,000	782,400	1,208,000	1,210,000	870,200	1,308,000	1,310,000	960,200
1,110,000	1,112,000	784,000	1,210,000	1,212,000	872,000	1,310,000	1,312,000	962,000
1,112,000	1,114,000	785,600	1,212,000	1,214,000	873,800	1,312,000	1,314,000	963,800
1,114,000	1,116,000	787,200	1,214,000	1,216,000	875,600	1,314,000	1,316,000	965,600
1,116,000	1,118,000	788,800	1,216,000	1,218,000	877,400	1,316,000	1,318,000	967,400
1,118,000	1,120,000	790,400	1,218,000	1,220,000	879,200	1,318,000	1,320,000	969,200
1,120,000	1,122,000	792,000	1,220,000	1,222,000	881,000	1,320,000	1,322,000	971,000
1,122,000	1,124,000	793,600	1,222,000	1,224,000	882,800	1,322,000	1,324,000	972,800
1,124,000	1,126,000	795,200	1,224,000	1,226,000	884,600	1,324,000	1,326,000	974,600
1,126,000	1,128,000	796,800	1,226,000	1,228,000	886,400	1,326,000	1,328,000	976,400

(五)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,328,000	1,330,000	978,200	1,428,000	1,430,000	1,068,200	1,528,000	1,530,000	1,158,200
1,330,000	1,332,000	980,000	1,430,000	1,432,000	1,070,000	1,530,000	1,532,000	1,160,000
1,332,000	1,334,000	981,800	1,432,000	1,434,000	1,071,800	1,532,000	1,534,000	1,161,800
1,334,000	1,336,000	983,600	1,434,000	1,436,000	1,073,600	1,534,000	1,536,000	1,163,600
1,336,000	1,338,000	985,400	1,436,000	1,438,000	1,075,400	1,536,000	1,538,000	1,165,400
1,338,000	1,340,000	987,200	1,438,000	1,440,000	1,077,200	1,538,000	1,540,000	1,167,200
1,340,000	1,342,000	989,000	1,440,000	1,442,000	1,079,000	1,540,000	1,542,000	1,169,000
1,342,000	1,344,000	990,800	1,442,000	1,444,000	1,080,800	1,542,000	1,544,000	1,170,800
1,344,000	1,346,000	992,600	1,444,000	1,446,000	1,082,600	1,544,000	1,546,000	1,172,600
1,346,000	1,348,000	994,400	1,446,000	1,448,000	1,084,400	1,546,000	1,548,000	1,174,400
1,348,000	1,350,000	996,200	1,448,000	1,450,000	1,086,200	1,548,000	1,550,000	1,176,200
1,350,000	1,352,000	998,000	1,450,000	1,452,000	1,088,000	1,550,000	1,552,000	1,178,000
1,352,000	1,354,000	999,800	1,452,000	1,454,000	1,089,800	1,552,000	1,554,000	1,179,800
1,354,000	1,356,000	1,001,600	1,454,000	1,456,000	1,091,600	1,554,000	1,556,000	1,181,600
1,356,000	1,358,000	1,003,400	1,456,000	1,458,000	1,093,400	1,556,000	1,558,000	1,183,400
1,358,000	1,360,000	1,005,200	1,458,000	1,460,000	1,095,200	1,558,000	1,560,000	1,185,200
1,360,000	1,362,000	1,007,000	1,460,000	1,462,000	1,097,000	1,560,000	1,562,000	1,187,000
1,362,000	1,364,000	1,008,800	1,462,000	1,464,000	1,098,800	1,562,000	1,564,000	1,188,800
1,364,000	1,366,000	1,010,600	1,464,000	1,466,000	1,100,600	1,564,000	1,566,000	1,190,600
1,366,000	1,368,000	1,012,400	1,466,000	1,468,000	1,102,400	1,566,000	1,568,000	1,192,400
1,368,000	1,370,000	1,014,200	1,468,000	1,470,000	1,104,200	1,568,000	1,570,000	1,194,200
1,370,000	1,372,000	1,016,000	1,470,000	1,472,000	1,106,000	1,570,000	1,572,000	1,196,000
1,372,000	1,374,000	1,017,800	1,472,000	1,474,000	1,107,800	1,572,000	1,574,000	1,197,800
1,374,000	1,376,000	1,019,600	1,474,000	1,476,000	1,109,600	1,574,000	1,576,000	1,199,600
1,376,000	1,378,000	1,021,400	1,476,000	1,478,000	1,111,400	1,576,000	1,578,000	1,201,400
1,378,000	1,380,000	1,023,200	1,478,000	1,480,000	1,113,200	1,578,000	1,580,000	1,203,200
1,380,000	1,382,000	1,025,000	1,480,000	1,482,000	1,115,000	1,580,000	1,582,000	1,205,000
1,382,000	1,384,000	1,026,800	1,482,000	1,484,000	1,116,800	1,582,000	1,584,000	1,206,800
1,384,000	1,386,000	1,028,600	1,484,000	1,486,000	1,118,600	1,584,000	1,586,000	1,208,600
1,386,000	1,388,000	1,030,400	1,486,000	1,488,000	1,120,400	1,586,000	1,588,000	1,210,400
1,388,000	1,390,000	1,032,200	1,488,000	1,490,000	1,122,200	1,588,000	1,590,000	1,212,200
1,390,000	1,392,000	1,034,000	1,490,000	1,492,000	1,124,000	1,590,000	1,592,000	1,214,000
1,392,000	1,394,000	1,035,800	1,492,000	1,494,000	1,125,800	1,592,000	1,594,000	1,215,800
1,394,000	1,396,000	1,037,600	1,494,000	1,496,000	1,127,600	1,594,000	1,596,000	1,217,600
1,396,000	1,398,000	1,039,400	1,496,000	1,498,000	1,129,400	1,596,000	1,598,000	1,219,400
1,398,000	1,400,000	1,041,200	1,498,000	1,500,000	1,131,200	1,598,000	1,600,000	1,221,200
1,400,000	1,402,000	1,043,000	1,500,000	1,502,000	1,133,000	1,600,000	1,602,000	1,223,000
1,402,000	1,404,000	1,044,800	1,502,000	1,504,000	1,134,800	1,602,000	1,604,000	1,224,800
1,404,000	1,406,000	1,046,600	1,504,000	1,506,000	1,136,600	1,604,000	1,606,000	1,226,600
1,406,000	1,408,000	1,048,400	1,506,000	1,508,000	1,138,400	1,606,000	1,608,000	1,228,400
1,408,000	1,410,000	1,050,200	1,508,000	1,510,000	1,140,200	1,608,000	1,610,000	1,230,200
1,410,000	1,412,000	1,052,000	1,510,000	1,512,000	1,142,000	1,610,000	1,612,000	1,232,000
1,412,000	1,414,000	1,053,800	1,512,000	1,514,000	1,143,800	1,612,000	1,614,000	1,233,800
1,414,000	1,416,000	1,055,600	1,514,000	1,516,000	1,145,600	1,614,000	1,616,000	1,235,600
1,416,000	1,418,000	1,057,400	1,516,000	1,518,000	1,147,400	1,616,000	1,618,000	1,237,400
1,418,000	1,420,000	1,059,200	1,518,000	1,520,000	1,149,200	1,618,000	1,620,000	1,239,200
1,420,000	1,422,000	1,061,000	1,520,000	1,522,000	1,151,000	1,620,000	1,622,000	1,241,000
1,422,000	1,424,000	1,062,800	1,522,000	1,524,000	1,152,800	1,622,000	1,624,000	1,242,800
1,424,000	1,426,000	1,064,600	1,524,000	1,526,000	1,154,600	1,624,000	1,626,000	1,244,600
1,426,000	1,428,000	1,066,400	1,526,000	1,528,000	1,156,400	1,626,000	1,628,000	1,246,400

(六)

給 与 等 の 金 額			給与所得控			給 与 等 の 金 額			給与所得控			給 与 等 の 金 額			給与所得控											
除後の給与 等の金額			除後の給与 等の金額			除後の給与 等の金額			除後の給与 等の金額			除後の給与 等の金額			除後の給与 等の金額											
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円							
1,628,000	1,630,000	1,248,200	1,728,000	1,730,000	1,338,200	1,828,000	1,830,000	1,428,200	1,630,000	1,632,000	1,250,000	1,730,000	1,732,000	1,340,000	1,830,000	1,832,000	1,430,000	1,632,000	1,634,000	1,251,800	1,732,000	1,734,000	1,341,800	1,832,000	1,834,000	1,431,800
1,634,000	1,636,000	1,253,600	1,734,000	1,736,000	1,343,600	1,834,000	1,836,000	1,433,600	1,636,000	1,638,000	1,255,400	1,736,000	1,738,000	1,345,400	1,836,000	1,838,000	1,435,400	1,638,000	1,640,000	1,257,200	1,738,000	1,740,000	1,347,200	1,838,000	1,840,000	1,437,200
1,640,000	1,642,000	1,259,000	1,740,000	1,742,000	1,349,000	1,840,000	1,842,000	1,439,000	1,642,000	1,644,000	1,260,800	1,742,000	1,744,000	1,350,800	1,842,000	1,844,000	1,440,800	1,644,000	1,646,000	1,262,600	1,744,000	1,746,000	1,352,600	1,844,000	1,846,000	1,442,600
1,646,000	1,648,000	1,264,400	1,746,000	1,748,000	1,354,400	1,846,000	1,848,000	1,444,400	1,648,000	1,650,000	1,266,200	1,748,000	1,750,000	1,356,200	1,848,000	1,850,000	1,446,200	1,650,000	1,652,000	1,268,000	1,750,000	1,752,000	1,358,000	1,850,000	1,852,000	1,448,000
1,652,000	1,654,000	1,269,800	1,752,000	1,754,000	1,359,800	1,852,000	1,854,000	1,449,800	1,654,000	1,656,000	1,271,600	1,754,000	1,756,000	1,361,600	1,854,000	1,856,000	1,451,600	1,656,000	1,658,000	1,273,400	1,756,000	1,758,000	1,363,400	1,856,000	1,858,000	1,453,400
1,658,000	1,660,000	1,275,200	1,758,000	1,760,000	1,365,200	1,858,000	1,860,000	1,455,200	1,660,000	1,662,000	1,277,000	1,760,000	1,762,000	1,367,000	1,860,000	1,862,000	1,457,000	1,662,000	1,664,000	1,278,800	1,762,000	1,764,000	1,368,800	1,862,000	1,864,000	1,458,800
1,664,000	1,666,000	1,280,600	1,764,000	1,766,000	1,370,600	1,864,000	1,866,000	1,460,600	1,666,000	1,668,000	1,282,400	1,766,000	1,768,000	1,372,400	1,866,000	1,868,000	1,462,400	1,668,000	1,670,000	1,284,200	1,768,000	1,770,000	1,374,200	1,868,000	1,870,000	1,464,200
1,670,000	1,672,000	1,286,000	1,770,000	1,772,000	1,376,000	1,870,000	1,872,000	1,466,000	1,672,000	1,674,000	1,287,800	1,772,000	1,774,000	1,377,800	1,872,000	1,874,000	1,467,800	1,674,000	1,676,000	1,289,600	1,774,000	1,776,000	1,379,600	1,874,000	1,876,000	1,469,600
1,676,000	1,678,000	1,291,400	1,776,000	1,778,000	1,381,400	1,876,000	1,878,000	1,471,400	1,678,000	1,680,000	1,293,200	1,778,000	1,780,000	1,383,200	1,878,000	1,880,000	1,473,200	1,680,000	1,682,000	1,295,000	1,780,000	1,782,000	1,385,000	1,880,000	1,882,000	1,475,000
1,682,000	1,684,000	1,296,800	1,782,000	1,784,000	1,386,800	1,882,000	1,884,000	1,476,800	1,684,000	1,686,000	1,298,600	1,784,000	1,786,000	1,388,600	1,884,000	1,886,000	1,478,600	1,686,000	1,688,000	1,300,400	1,786,000	1,788,000	1,390,400	1,886,000	1,888,000	1,480,400
1,688,000	1,690,000	1,302,200	1,788,000	1,790,000	1,392,200	1,888,000	1,890,000	1,482,200	1,690,000	1,692,000	1,304,000	1,790,000	1,792,000	1,394,000	1,890,000	1,892,000	1,484,000	1,692,000	1,694,000	1,305,800	1,792,000	1,794,000	1,395,800	1,892,000	1,894,000	1,485,800
1,694,000	1,696,000	1,307,600	1,794,000	1,796,000	1,397,600	1,894,000	1,896,000	1,487,600	1,696,000	1,698,000	1,309,400	1,796,000	1,798,000	1,399,400	1,896,000	1,898,000	1,489,400	1,698,000	1,700,000	1,311,200	1,798,000	1,800,000	1,401,200	1,898,000	1,900,000	1,491,200
1,700,000	1,702,000	1,313,000	1,800,000	1,802,000	1,403,000	1,900,000	1,902,000	1,493,000	1,702,000	1,704,000	1,314,800	1,802,000	1,804,000	1,404,800	1,902,000	1,904,000	1,494,800	1,704,000	1,706,000	1,316,600	1,804,000	1,806,000	1,406,600	1,904,000	1,906,000	1,496,600
1,706,000	1,708,000	1,318,400	1,806,000	1,808,000	1,408,400	1,906,000	1,908,000	1,498,400	1,708,000	1,710,000	1,320,200	1,808,000	1,810,000	1,410,200	1,908,000	1,910,000	1,500,200	1,710,000	1,712,000	1,322,000	1,810,000	1,812,000	1,412,000	1,910,000	1,912,000	1,502,000
1,712,000	1,714,000	1,323,800	1,812,000	1,814,000	1,413,800	1,912,000	1,914,000	1,503,800	1,714,000	1,716,000	1,325,600	1,814,000	1,816,000	1,415,600	1,914,000	1,916,000	1,505,600	1,716,000	1,718,000	1,327,400	1,816,000	1,818,000	1,417,400	1,916,000	1,918,000	1,507,400
1,718,000	1,720,000	1,329,200	1,818,000	1,820,000	1,419,200	1,918,000	1,920,000	1,509,200	1,720,000	1,722,000	1,331,000	1,820,000	1,822,000	1,421,000	1,920,000	1,922,000	1,511,000	1,722,000	1,724,000	1,332,800	1,822,000	1,824,000	1,422,800	1,922,000	1,924,000	1,512,800
1,724,000	1,726,000	1,334,600	1,824,000	1,826,000	1,424,600	1,924,000	1,926,000	1,514,600	1,726,000	1,728,000	1,336,400	1,826,000	1,828,000	1,426,400	1,926,000	1,928,000	1,516,400									

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1.928.000	1.930.000	1.518.200	2.008.000	2.010.000	1.590.200	2.088.000	2.090.000	1.662.200
1.930.000	1.932.000	1.520.000	2.010.000	2.012.000	1.592.000	2.090.000	2.092.000	1.664.000
1.932.000	1.934.000	1.521.800	2.012.000	2.014.000	1.593.800	2.092.000	2.094.000	1.665.800
1.934.000	1.936.000	1.523.600	2.014.000	2.016.000	1.595.600	2.094.000	2.096.000	1.667.600
1.936.000	1.938.000	1.525.400	2.016.000	2.018.000	1.597.400	2.096.000	2.098.000	1.669.400
1.938.000	1.940.000	1.527.200	2.018.000	2.020.000	1.599.200	2.098.000	2.100.000	1.671.200
1.940.000	1.942.000	1.529.000	2.020.000	2.022.000	1.601.000	2.100.000	2.102.000	1.673.000
1.942.000	1.944.000	1.530.800	2.022.000	2.024.000	1.602.800	2.102.000	2.104.000	1.674.800
1.944.000	1.946.000	1.532.600	2.024.000	2.026.000	1.604.600	2.104.000	2.106.000	1.676.600
1.946.000	1.948.000	1.534.400	2.026.000	2.028.000	1.606.400	2.106.000	2.108.000	1.678.400
1.948.000	1.950.000	1.536.200	2.028.000	2.030.000	1.608.200	2.108.000	2.110.000	1.680.200
1.950.000	1.952.000	1.538.000	2.030.000	2.032.000	1.610.000	2.110.000	2.112.000	1.682.000
1.952.000	1.954.000	1.539.800	2.032.000	2.034.000	1.611.800	2.112.000	2.114.000	1.683.800
1.954.000	1.956.000	1.541.600	2.034.000	2.036.000	1.613.600	2.114.000	2.116.000	1.685.600
1.956.000	1.958.000	1.543.400	2.036.000	2.038.000	1.615.400	2.116.000	2.118.000	1.687.400
1.958.000	1.960.000	1.545.200	2.038.000	2.040.000	1.617.200	2.118.000	2.120.000	1.689.200
1.960.000	1.962.000	1.547.000	2.040.000	2.042.000	1.619.000	2.120.000	2.122.000	1.691.000
1.962.000	1.964.000	1.548.800	2.042.000	2.044.000	1.620.800	2.122.000	2.124.000	1.692.800
1.964.000	1.966.000	1.550.600	2.044.000	2.046.000	1.622.600	2.124.000	2.126.000	1.694.600
1.966.000	1.968.000	1.552.400	2.046.000	2.048.000	1.624.400	2.126.000	2.128.000	1.696.400
1.968.000	1.970.000	1.554.200	2.048.000	2.050.000	1.626.200	2.128.000	2.130.000	1.698.200
1.970.000	1.972.000	1.556.000	2.050.000	2.052.000	1.628.000	2,130,000 4,130,000 給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 323,500円を控 除した金額		
1.972.000	1.974.000	1.557.800	2.052.000	2.054.000	1.629.800			
1.974.000	1.976.000	1.559.600	2.054.000	2.056.000	1.631.600			
1.976.000	1.978.000	1.561.400	2.056.000	2.058.000	1.633.400			
1.978.000	1.980.000	1.563.200	2.058.000	2.060.000	1.635.200	2,130,000 4,130,000 4,130,000円以上 給与等の金額か ら530,000円を 控除した金額		
1.980.000	1.982.000	1.565.000	2.060.000	2.062.000	1.637.000			
1.982.000	1.984.000	1.566.800	2.062.000	2.064.000	1.638.800			
1.984.000	1.986.000	1.568.600	2.064.000	2.066.000	1.640.600			
1.986.000	1.988.000	1.570.400	2.066.000	2.068.000	1.642.400			
1.988.000	1.990.000	1.572.200	2.068.000	2.070.000	1.644.200	4,130,000円以上		
1.990.000	1.992.000	1.574.000	2.070.000	2.072.000	1.646.000			
1.992.000	1.994.000	1.575.800	2.072.000	2.074.000	1.647.800			
1.994.000	1.996.000	1.577.600	2.074.000	2.076.000	1.649.600			
1.996.000	1.998.000	1.579.400	2.076.000	2.078.000	1.651.400			
1.998.000	2.000.000	1.581.200	2.078.000	2.080.000	1.653.200	4,130,000円以上		
2.000.000	2.002.000	1.583.000	2.080.000	2.082.000	1.655.000			
2.002.000	2.004.000	1.584.800	2.082.000	2.084.000	1.656.800			
2.004.000	2.006.000	1.586.600	2.084.000	2.086.000	1.658.600			
2.006.000	2.008.000	1.588.400	2.086.000	2.088.000	1.660.400			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,130,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項及び第十条の改正規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十六年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例)

第三条 昭和四十六年分の給与所得の金額は、同年中の新法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下「給与等」という。)の収入金額を附則別表第一の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

2 昭和四十六年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条第三項第一号(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)

第七十九条第一項及び第二項(障害者控除)

第八十条第一項(老年者控除)、第八十一条第一項(寡婦控除)及び第八十二条第一項(勤労学生控除)

第八十三条第一項(配偶者控除)

第八十四条第一項(扶養控除)

第八十四条第二項

第八十六条第一項(基礎控除)

第九十条第二号(年末調整)

別表第七の表

十七万円	十六万五千円
十一万円	十万七千五百円
十五万円	十四万七千五百円
十一万円	十万七千五百円
十九万円	十八万七千五百円
十三万円	十二万七千五百円
十四万円	十三万七千五百円
十九万円	十八万七千五百円
別表第七の附表	所得税法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第...号)以下「改正新法」という。附則別表第一
4,280,000	4,290,000

別表第七の備考(一)

別表第七の備考(二)

(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第十条(少額預金の利子所得等の非課税)の規定は、昭和四十七年一月一日以後に預入し、信託し又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

2 居住者が、昭和四十七年一月一日前に預入し、信託し又は購入した改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合

には、当該預貯金、合同運用信託又は有価証券については、その者が同日において新法第十条の要件に従つて預入し、信託し又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

(昭和四十六年分及び昭和四十七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第五条 居住者の昭和四十六年分の所得税については、新法第四十四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十五年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額が

986,400	1,000,200
この表の附表	改正法律別表第一
110,000円	107,500円
150,000円	147,500円

あつた場合には、旧法第四十四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十五年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規

定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別第二表により求めた率

2 昭和四十五年分の課税総所得金額等が八千万円以上である居住者の昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から五十八万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十五年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十六年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十六年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第二」とあるのは「附則別表第三」と、第二項中「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十六年分」と、「八千万円」とあるのは「五千万円」と、「五十八万円」とあるのは「三千円」と、第三項中「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十六年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替へるものとする。

（源泉徴収税額等に係る還付金に関する経過措置）
第六条 新法第三百三十八条第四項（源泉徴収税額等の還付）及び第五百九条第五項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）の規定は、こ

の法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定に規定する充当をする場合について適用する。

（信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）
第七条 新法第七十六條第二項及び第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定は、施行日以後に支払うべき同条第二項に規定する収益の分配について適用し、同日前に支払うべき当該収益の分配については、なお従前の例による。

（給与所得等に係る源泉徴収に関する経過措置）
第八条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第二項（昭和四十六年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十條（年末調整）の規定並びに附則別表第一は、昭和四十六年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第二百四條第一項第一号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）の規定は、施行日以後に支払うべき同号に掲げる報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき当該報酬又は料金については、なお従前の例による。

4 新法第六十一條第七号ロ（国内源泉所得）に掲げる使用料又は対価に係る新法第四編第五章

（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収）の規定は、施行日以後に支払うべき当該使用料又は対価について適用し、同日前に支払うべき当該使用料又は対価については、なお従前の例による。

（支取調書の提出に関する経過措置）
第九条 新法第二百二十五條第一項第一号（支取調書）の規定（外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国法人の発行する債券の利子に係る部分に限る。）は、施行日以後に支払う当該債券の利子について適用する。

2 新法第二百二十五條第一項第三号又は第七号の規定（新法第六十一條第七号ロ（国内源泉所得）に掲げる使用料若しくは対価又は第二百四條第一項第一号（報酬、料金等）に係る源泉徴収義務）に規定する著作権（著作権隣接権を含む。）の使用料に係る部分に限る。）は、施行日以後に支払うべきこれらの使用料又は対価について適用し、同日前に支払うべきこれらの使用料又は対価については、なお従前の例による。

（申告書の公示に関する経過措置）
第十条 新法第二百三十三條（申告書の公示）の規定は、施行日以後に同条の規定による公示をする場合について適用する。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）
第十一条 施行日前に昭和四十六年分の所得税につき旧法第二百七條（年の中途で出国をする場合の確定申告）（旧法第六十六條（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五條（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載され

た事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四條（更正）又は第二十六條（再更正）の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十七年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項（更正の請求）の更正の請求をすることが出来る。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合において、新法第五百九條第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第六十八條（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項（充当）の規定による充当をする日（同日前に当該充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）
第十二条 所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「及び昭和四十六年分を削り、同条第五項を削る。」

附則別表第四を次のように改める。

逕理逕理逕理

附則別表第一 昭和46年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等	除後の給与		等	除後の給与		等
以	上		以	上		以	上	
未	満	等	未	満	等	未	満	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円
123,800	円未満	0	220,000	222,000	78,000	320,000	322,000	158,000
123,800	124,000	1,000	222,000	224,000	79,600	322,000	324,000	159,600
124,000	126,000	1,200	224,000	226,000	81,200	324,000	326,000	161,200
126,000	128,000	2,800	226,000	228,000	82,800	326,000	328,000	162,800
128,000	130,000	4,400	228,000	230,000	84,400	328,000	330,000	164,400
130,000	132,000	6,000	230,000	232,000	86,000	330,000	332,000	166,000
132,000	134,000	7,600	232,000	234,000	87,600	332,000	334,000	167,600
134,000	136,000	9,200	234,000	236,000	89,200	334,000	336,000	169,200
136,000	138,000	10,800	236,000	238,000	90,800	336,000	338,000	170,800
138,000	140,000	12,400	238,000	240,000	92,400	338,000	340,000	172,400
140,000	142,000	14,000	240,000	242,000	94,000	340,000	342,000	174,000
142,000	144,000	15,600	242,000	244,000	95,600	342,000	344,000	175,600
144,000	146,000	17,200	244,000	246,000	97,200	344,000	346,000	177,200
146,000	148,000	18,800	246,000	248,000	98,800	346,000	348,000	178,800
148,000	150,000	20,400	248,000	250,000	100,400	348,000	350,000	180,400
150,000	152,000	22,000	250,000	252,000	102,000	350,000	352,000	182,000
152,000	154,000	23,600	252,000	254,000	103,600	352,000	354,000	183,600
154,000	156,000	25,200	254,000	256,000	105,200	354,000	356,000	185,200
156,000	158,000	26,800	256,000	258,000	106,800	356,000	358,000	186,800
158,000	160,000	28,400	258,000	260,000	108,400	358,000	360,000	188,400
160,000	162,000	30,000	260,000	262,000	110,000	360,000	362,000	190,000
162,000	164,000	31,600	262,000	264,000	111,600	362,000	364,000	191,600
164,000	166,000	33,200	264,000	266,000	113,200	364,000	366,000	193,200
166,000	168,000	34,800	266,000	268,000	114,800	366,000	368,000	194,800
168,000	170,000	36,400	268,000	270,000	116,400	368,000	370,000	196,400
170,000	172,000	38,000	270,000	272,000	118,000	370,000	372,000	198,000
172,000	174,000	39,600	272,000	274,000	119,600	372,000	374,000	199,600
174,000	176,000	41,200	274,000	276,000	121,200	374,000	376,000	201,200
176,000	178,000	42,800	276,000	278,000	122,800	376,000	378,000	202,800
178,000	180,000	44,400	278,000	280,000	124,400	378,000	380,000	204,400
180,000	182,000	46,000	280,000	282,000	126,000	380,000	382,000	206,000
182,000	184,000	47,600	282,000	284,000	127,600	382,000	384,000	207,600
184,000	186,000	49,200	284,000	286,000	129,200	384,000	386,000	209,200
186,000	188,000	50,800	286,000	288,000	130,800	386,000	388,000	210,800
188,000	190,000	52,400	288,000	290,000	132,400	388,000	390,000	212,400
190,000	192,000	54,000	290,000	292,000	134,000	390,000	392,000	214,000
192,000	194,000	55,600	292,000	294,000	135,600	392,000	394,000	215,600
194,000	196,000	57,200	294,000	296,000	137,200	394,000	396,000	217,200
196,000	198,000	58,800	296,000	298,000	138,800	396,000	398,000	218,800
198,000	200,000	60,400	298,000	300,000	140,400	398,000	400,000	220,400
200,000	202,000	62,000	300,000	302,000	142,000	400,000	402,000	222,000
202,000	204,000	63,600	302,000	304,000	143,600	402,000	404,000	223,600
204,000	206,000	65,200	304,000	306,000	145,200	404,000	406,000	225,200
206,000	208,000	66,800	306,000	308,000	146,800	406,000	408,000	226,800
208,000	210,000	68,400	308,000	310,000	148,400	408,000	410,000	228,400
210,000	212,000	70,000	310,000	312,000	150,000	410,000	412,000	230,000
212,000	214,000	71,600	312,000	314,000	151,600	412,000	414,000	231,600
214,000	216,000	73,200	314,000	316,000	153,200	414,000	416,000	233,200
216,000	218,000	74,800	316,000	318,000	154,800	416,000	418,000	234,800
218,000	220,000	76,400	318,000	320,000	156,400	418,000	420,000	236,400

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控		給 与 等 の 金 額		給与所得控		給 与 等 の 金 額		給与所得控	
除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
420,000	422,000	238,000	520,000	522,000	318,000	620,000	622,000	398,000			
422,000	424,000	239,600	522,000	524,000	319,600	622,000	624,000	399,600			
424,000	426,000	241,200	524,000	526,000	321,200	624,000	626,000	401,200			
426,000	428,000	242,800	526,000	528,000	322,800	626,000	628,000	402,800			
428,000	430,000	244,400	528,000	530,000	324,400	628,000	630,000	404,400			
430,000	432,000	246,000	530,000	532,000	326,000	630,000	632,000	406,000			
432,000	434,000	247,600	532,000	534,000	327,600	632,000	634,000	407,600			
434,000	436,000	249,200	534,000	536,000	329,200	634,000	636,000	409,200			
436,000	438,000	250,800	536,000	538,000	330,800	636,000	638,000	410,800			
438,000	440,000	252,400	538,000	540,000	332,400	638,000	640,000	412,400			
440,000	442,000	254,000	540,000	542,000	334,000	640,000	642,000	414,000			
442,000	444,000	255,600	542,000	544,000	335,600	642,000	644,000	415,600			
444,000	446,000	257,200	544,000	546,000	337,200	644,000	646,000	417,200			
446,000	448,000	258,800	546,000	548,000	338,800	646,000	648,000	418,800			
448,000	450,000	260,400	548,000	550,000	340,400	648,000	650,000	420,400			
450,000	452,000	262,000	550,000	552,000	342,000	650,000	652,000	422,000			
452,000	454,000	263,600	552,000	554,000	343,600	652,000	654,000	423,600			
454,000	456,000	265,200	554,000	556,000	345,200	654,000	656,000	425,200			
456,000	458,000	266,800	556,000	558,000	346,800	656,000	658,000	426,800			
458,000	460,000	268,400	558,000	560,000	348,400	658,000	660,000	428,400			
460,000	462,000	270,000	560,000	562,000	350,000	660,000	662,000	430,000			
462,000	464,000	271,600	562,000	564,000	351,600	662,000	664,000	431,600			
464,000	466,000	273,200	564,000	566,000	353,200	664,000	666,000	433,200			
466,000	468,000	274,800	566,000	568,000	354,800	666,000	668,000	434,800			
468,000	470,000	276,400	568,000	570,000	356,400	668,000	670,000	436,400			
470,000	472,000	278,000	570,000	572,000	358,000	670,000	672,000	438,000			
472,000	474,000	279,600	572,000	574,000	359,600	672,000	674,000	439,600			
474,000	476,000	281,200	574,000	576,000	361,200	674,000	676,000	441,200			
476,000	478,000	282,800	576,000	578,000	362,800	676,000	678,000	442,800			
478,000	480,000	284,400	578,000	580,000	364,400	678,000	680,000	444,400			
480,000	482,000	286,000	580,000	582,000	366,000	680,000	682,000	446,000			
482,000	484,000	287,600	582,000	584,000	367,600	682,000	684,000	447,600			
484,000	486,000	289,200	584,000	586,000	369,200	684,000	686,000	449,200			
486,000	488,000	290,800	586,000	588,000	370,800	686,000	688,000	450,800			
488,000	490,000	292,400	588,000	590,000	372,400	688,000	690,000	452,400			
490,000	492,000	294,000	590,000	592,000	374,000	690,000	692,000	454,000			
492,000	494,000	295,600	592,000	594,000	375,600	692,000	694,000	455,600			
494,000	496,000	297,200	594,000	596,000	377,200	694,000	696,000	457,200			
496,000	498,000	298,800	596,000	598,000	378,800	696,000	698,000	458,800			
498,000	500,000	300,400	598,000	600,000	380,400	698,000	700,000	460,400			
500,000	502,000	302,000	600,000	602,000	382,000	700,000	702,000	462,000			
502,000	504,000	303,600	602,000	604,000	383,600	702,000	704,000	463,600			
504,000	506,000	305,200	604,000	606,000	385,200	704,000	706,000	465,200			
506,000	508,000	306,800	606,000	608,000	386,800	706,000	708,000	466,800			
508,000	510,000	308,400	608,000	610,000	388,400	708,000	710,000	468,400			
510,000	512,000	310,000	610,000	612,000	390,000	710,000	712,000	470,000			
512,000	514,000	311,600	612,000	614,000	391,600	712,000	714,000	471,600			
514,000	516,000	313,200	614,000	616,000	393,200	714,000	716,000	473,200			
516,000	518,000	314,800	616,000	618,000	394,800	716,000	718,000	474,800			
518,000	520,000	316,400	618,000	620,000	396,400	718,000	720,000	476,400			

$$\left(\begin{array}{c} \rightarrow \\ \rightarrow \\ \rightarrow \end{array} \right)$$

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
720,000	722,000	478,000	820,000	822,000	558,000	920,000	922,000	638,000
722,000	724,000	479,600	822,000	824,000	559,600	922,000	924,000	639,600
724,000	726,000	481,200	824,000	826,000	561,200	924,000	926,000	641,200
726,000	728,000	482,800	826,000	828,000	562,800	926,000	928,000	642,800
728,000	730,000	484,400	828,000	830,000	564,400	928,000	930,000	644,400
730,000	732,000	486,000	830,000	832,000	566,000	930,000	932,000	646,000
732,000	734,000	487,600	832,000	834,000	567,600	932,000	934,000	647,600
734,000	736,000	489,200	834,000	836,000	569,200	934,000	936,000	649,200
736,000	738,000	490,800	836,000	838,000	570,800	936,000	938,000	650,800
738,000	740,000	492,400	838,000	840,000	572,400	938,000	940,000	652,400
740,000	742,000	494,000	840,000	842,000	574,000	940,000	942,000	654,000
742,000	744,000	495,600	842,000	844,000	575,600	942,000	944,000	655,600
744,000	746,000	497,200	844,000	846,000	577,200	944,000	946,000	657,200
746,000	748,000	498,800	846,000	848,000	578,800	946,000	948,000	658,800
748,000	750,000	500,400	848,000	850,000	580,400	948,000	950,000	660,400
750,000	752,000	502,000	850,000	852,000	582,000	950,000	952,000	662,000
752,000	754,000	503,600	852,000	854,000	583,600	952,000	954,000	663,600
754,000	756,000	505,200	854,000	856,000	585,200	954,000	956,000	665,200
756,000	758,000	506,800	856,000	858,000	586,800	956,000	958,000	666,800
758,000	760,000	508,400	858,000	860,000	588,400	958,000	960,000	668,400
760,000	762,000	510,000	860,000	862,000	590,000	960,000	962,000	670,000
762,000	764,000	511,600	862,000	864,000	591,600	962,000	964,000	671,600
764,000	766,000	513,200	864,000	866,000	593,200	964,000	966,000	673,200
766,000	768,000	514,800	866,000	868,000	594,800	966,000	968,000	674,800
768,000	770,000	516,400	868,000	870,000	596,400	968,000	970,000	676,400
770,000	772,000	518,000	870,000	872,000	598,000	970,000	972,000	678,000
772,000	774,000	519,600	872,000	874,000	599,600	972,000	974,000	679,600
774,000	776,000	521,200	874,000	876,000	601,200	974,000	976,000	681,200
776,000	778,000	522,800	876,000	878,000	602,800	976,000	978,000	682,800
778,000	780,000	524,400	878,000	880,000	604,400	978,000	980,000	684,400
780,000	782,000	526,000	880,000	882,000	606,000	980,000	982,000	686,000
782,000	784,000	527,600	882,000	884,000	607,600	982,000	984,000	687,600
784,000	786,000	529,200	884,000	886,000	609,200	984,000	986,000	689,200
786,000	788,000	530,800	886,000	888,000	610,800	986,000	988,000	690,800
788,000	790,000	532,400	888,000	890,000	612,400	988,000	990,000	692,400
790,000	792,000	534,000	890,000	892,000	614,000	990,000	992,000	694,000
792,000	794,000	535,600	892,000	894,000	615,600	992,000	994,000	695,600
794,000	796,000	537,200	894,000	896,000	617,200	994,000	996,000	697,200
796,000	798,000	538,800	896,000	898,000	618,800	996,000	998,000	698,800
798,000	800,000	540,400	898,000	900,000	620,400	998,000	1,000,000	700,400
800,000	802,000	542,000	900,000	902,000	622,000	1,000,000	1,002,000	702,000
802,000	804,000	543,600	902,000	904,000	623,600	1,002,000	1,004,000	703,600
804,000	806,000	545,200	904,000	906,000	625,200	1,004,000	1,006,000	705,200
806,000	808,000	546,800	906,000	908,000	626,800	1,006,000	1,008,000	706,800
808,000	810,000	548,400	908,000	910,000	628,400	1,008,000	1,010,000	708,400
810,000	812,000	550,000	910,000	912,000	630,000	1,010,000	1,012,000	710,000
812,000	814,000	551,600	912,000	914,000	631,600	1,012,000	1,014,000	711,600
814,000	816,000	553,200	914,000	916,000	633,200	1,014,000	1,016,000	713,200
816,000	818,000	554,800	916,000	918,000	634,800	1,016,000	1,018,000	714,800
818,000	820,000	556,400	918,000	920,000	636,400	1,018,000	1,020,000	716,400

(四)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,020,000	1,022,000	718,000	1,120,000	1,122,000	798,000	1,220,000	1,222,000	887,750
1,022,000	1,024,000	719,600	1,122,000	1,124,000	799,600	1,222,000	1,224,000	889,550
1,024,000	1,026,000	721,200	1,124,000	1,126,000	801,350	1,224,000	1,226,000	891,350
1,026,000	1,028,000	722,800	1,126,000	1,128,000	803,150	1,226,000	1,228,000	893,150
1,028,000	1,030,000	724,400	1,128,000	1,130,000	804,950	1,228,000	1,230,000	894,950
1,030,000	1,032,000	726,000	1,130,000	1,132,000	806,750	1,230,000	1,232,000	896,750
1,032,000	1,034,000	727,600	1,132,000	1,134,000	808,550	1,232,000	1,234,000	898,550
1,034,000	1,036,000	729,200	1,134,000	1,136,000	810,350	1,234,000	1,236,000	900,350
1,036,000	1,038,000	730,800	1,136,000	1,138,000	812,150	1,236,000	1,238,000	902,150
1,038,000	1,040,000	732,400	1,138,000	1,140,000	813,950	1,238,000	1,240,000	903,950
1,040,000	1,042,000	734,000	1,140,000	1,142,000	815,750	1,240,000	1,242,000	905,750
1,042,000	1,044,000	735,600	1,142,000	1,144,000	817,550	1,242,000	1,244,000	907,550
1,044,000	1,046,000	737,200	1,144,000	1,146,000	819,350	1,244,000	1,246,000	909,350
1,046,000	1,048,000	738,800	1,146,000	1,148,000	821,150	1,246,000	1,248,000	911,150
1,048,000	1,050,000	740,400	1,148,000	1,150,000	822,950	1,248,000	1,250,000	912,950
1,050,000	1,052,000	742,000	1,150,000	1,152,000	824,750	1,250,000	1,252,000	914,750
1,052,000	1,054,000	743,600	1,152,000	1,154,000	826,550	1,252,000	1,254,000	916,550
1,054,000	1,056,000	745,200	1,154,000	1,156,000	828,350	1,254,000	1,256,000	918,350
1,056,000	1,058,000	746,800	1,156,000	1,158,000	830,150	1,256,000	1,258,000	920,150
1,058,000	1,060,000	748,400	1,158,000	1,160,000	831,950	1,258,000	1,260,000	921,950
1,060,000	1,062,000	750,000	1,160,000	1,162,000	833,750	1,260,000	1,262,000	923,750
1,062,000	1,064,000	751,600	1,162,000	1,164,000	835,550	1,262,000	1,264,000	925,550
1,064,000	1,066,000	753,200	1,164,000	1,166,000	837,350	1,264,000	1,266,000	927,350
1,066,000	1,068,000	754,800	1,166,000	1,168,000	839,150	1,266,000	1,268,000	929,150
1,068,000	1,070,000	756,400	1,168,000	1,170,000	840,950	1,268,000	1,270,000	930,950
1,070,000	1,072,000	758,000	1,170,000	1,172,000	842,750	1,270,000	1,272,000	932,750
1,072,000	1,074,000	759,600	1,172,000	1,174,000	844,550	1,272,000	1,274,000	934,550
1,074,000	1,076,000	761,200	1,174,000	1,176,000	846,350	1,274,000	1,276,000	936,350
1,076,000	1,078,000	762,800	1,176,000	1,178,000	848,150	1,276,000	1,278,000	938,150
1,078,000	1,080,000	764,400	1,178,000	1,180,000	849,950	1,278,000	1,280,000	939,950
1,080,000	1,082,000	766,000	1,180,000	1,182,000	851,750	1,280,000	1,282,000	941,750
1,082,000	1,084,000	767,600	1,182,000	1,184,000	853,550	1,282,000	1,284,000	943,550
1,084,000	1,086,000	769,200	1,184,000	1,186,000	855,350	1,284,000	1,286,000	945,350
1,086,000	1,088,000	770,800	1,186,000	1,188,000	857,150	1,286,000	1,288,000	947,150
1,088,000	1,090,000	772,400	1,188,000	1,190,000	858,950	1,288,000	1,290,000	948,950
1,090,000	1,092,000	774,000	1,190,000	1,192,000	860,750	1,290,000	1,292,000	950,750
1,092,000	1,094,000	775,600	1,192,000	1,194,000	862,550	1,292,000	1,294,000	952,550
1,094,000	1,096,000	777,200	1,194,000	1,196,000	864,350	1,294,000	1,296,000	954,350
1,096,000	1,098,000	778,800	1,196,000	1,198,000	866,150	1,296,000	1,298,000	956,150
1,098,000	1,100,000	780,400	1,198,000	1,200,000	867,950	1,298,000	1,300,000	957,950
1,100,000	1,102,000	782,000	1,200,000	1,202,000	869,750	1,300,000	1,302,000	959,750
1,102,000	1,104,000	783,600	1,202,000	1,204,000	871,550	1,302,000	1,304,000	961,550
1,104,000	1,106,000	785,200	1,204,000	1,206,000	873,350	1,304,000	1,306,000	963,350
1,106,000	1,108,000	786,800	1,206,000	1,208,000	875,150	1,306,000	1,308,000	965,150
1,108,000	1,110,000	788,400	1,208,000	1,210,000	876,950	1,308,000	1,310,000	966,950
1,110,000	1,112,000	790,000	1,210,000	1,212,000	878,750	1,310,000	1,312,000	968,750
1,112,000	1,114,000	791,600	1,212,000	1,214,000	880,550	1,312,000	1,314,000	970,550
1,114,000	1,116,000	793,200	1,214,000	1,216,000	882,350	1,314,000	1,316,000	972,350
1,116,000	1,118,000	794,800	1,216,000	1,218,000	884,150	1,316,000	1,318,000	974,150
1,118,000	1,120,000	796,400	1,218,000	1,220,000	885,950	1,318,000	1,320,000	975,950

(五)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,320,000	1,322,000	977.750	1,420,000	1,422,000	1,067.750	1,520,000	1,522,000	1,157.750
1,322,000	1,324,000	979.550	1,422,000	1,424,000	1,069.550	1,522,000	1,524,000	1,159.550
1,324,000	1,326,000	981.350	1,424,000	1,426,000	1,071.350	1,524,000	1,526,000	1,161.350
1,326,000	1,328,000	983.150	1,426,000	1,428,000	1,073.150	1,526,000	1,528,000	1,163.150
1,328,000	1,330,000	984.950	1,428,000	1,430,000	1,074.950	1,528,000	1,530,000	1,164.950
1,330,000	1,332,000	986.750	1,430,000	1,432,000	1,076.750	1,530,000	1,532,000	1,166.750
1,332,000	1,334,000	988.550	1,432,000	1,434,000	1,078.550	1,532,000	1,534,000	1,168.550
1,334,000	1,336,000	990.350	1,434,000	1,436,000	1,080.350	1,534,000	1,536,000	1,170.350
1,336,000	1,338,000	992.150	1,436,000	1,438,000	1,082.150	1,536,000	1,538,000	1,172.150
1,338,000	1,340,000	993.950	1,438,000	1,440,000	1,083.950	1,538,000	1,540,000	1,173.950
1,340,000	1,342,000	995.750	1,440,000	1,442,000	1,085.750	1,540,000	1,542,000	1,175.750
1,342,000	1,344,000	997.550	1,442,000	1,444,000	1,087.550	1,542,000	1,544,000	1,177.550
1,344,000	1,346,000	999.350	1,444,000	1,446,000	1,089.350	1,544,000	1,546,000	1,179.350
1,346,000	1,348,000	1,001.150	1,446,000	1,448,000	1,091.150	1,546,000	1,548,000	1,181.150
1,348,000	1,350,000	1,002.950	1,448,000	1,450,000	1,092.950	1,548,000	1,550,000	1,182.950
1,350,000	1,352,000	1,004.750	1,450,000	1,452,000	1,094.750	1,550,000	1,552,000	1,184.750
1,352,000	1,354,000	1,006.550	1,452,000	1,454,000	1,096.550	1,552,000	1,554,000	1,186.550
1,354,000	1,356,000	1,008.350	1,454,000	1,456,000	1,098.350	1,554,000	1,556,000	1,188.350
1,356,000	1,358,000	1,010.150	1,456,000	1,458,000	1,100.150	1,556,000	1,558,000	1,190.150
1,358,000	1,360,000	1,011.950	1,458,000	1,460,000	1,101.950	1,558,000	1,560,000	1,191.950
1,360,000	1,362,000	1,013.750	1,460,000	1,462,000	1,103.750	1,560,000	1,562,000	1,193.750
1,362,000	1,364,000	1,015.550	1,462,000	1,464,000	1,105.550	1,562,000	1,564,000	1,195.550
1,364,000	1,366,000	1,017.350	1,464,000	1,466,000	1,107.350	1,564,000	1,566,000	1,197.350
1,366,000	1,368,000	1,019.150	1,466,000	1,468,000	1,109.150	1,566,000	1,568,000	1,199.150
1,368,000	1,370,000	1,020.950	1,468,000	1,470,000	1,110.950	1,568,000	1,570,000	1,200.950
1,370,000	1,372,000	1,022.750	1,470,000	1,472,000	1,112.750	1,570,000	1,572,000	1,202.750
1,372,000	1,374,000	1,024.550	1,472,000	1,474,000	1,114.550	1,572,000	1,574,000	1,204.550
1,374,000	1,376,000	1,026.350	1,474,000	1,476,000	1,116.350	1,574,000	1,576,000	1,206.350
1,376,000	1,378,000	1,028.150	1,476,000	1,478,000	1,118.150	1,576,000	1,578,000	1,208.150
1,378,000	1,380,000	1,029.950	1,478,000	1,480,000	1,119.950	1,578,000	1,580,000	1,209.950
1,380,000	1,382,000	1,031.750	1,480,000	1,482,000	1,121.750	1,580,000	1,582,000	1,211.750
1,382,000	1,384,000	1,033.550	1,482,000	1,484,000	1,123.550	1,582,000	1,584,000	1,213.550
1,384,000	1,386,000	1,035.350	1,484,000	1,486,000	1,125.350	1,584,000	1,586,000	1,215.350
1,386,000	1,388,000	1,037.150	1,486,000	1,488,000	1,127.150	1,586,000	1,588,000	1,217.150
1,388,000	1,390,000	1,038.950	1,488,000	1,490,000	1,128.950	1,588,000	1,590,000	1,218.950
1,390,000	1,392,000	1,040.750	1,490,000	1,492,000	1,130.750	1,590,000	1,592,000	1,220.750
1,392,000	1,394,000	1,042.550	1,492,000	1,494,000	1,132.550	1,592,000	1,594,000	1,222.550
1,394,000	1,396,000	1,044.350	1,494,000	1,496,000	1,134.350	1,594,000	1,596,000	1,224.350
1,396,000	1,398,000	1,046.150	1,496,000	1,498,000	1,136.150	1,596,000	1,598,000	1,226.150
1,398,000	1,400,000	1,047.950	1,498,000	1,500,000	1,137.950	1,598,000	1,600,000	1,227.950
1,400,000	1,402,000	1,049.750	1,500,000	1,502,000	1,139.750	1,600,000	1,602,000	1,229.750
1,402,000	1,404,000	1,051.550	1,502,000	1,504,000	1,141.550	1,602,000	1,604,000	1,231.550
1,404,000	1,406,000	1,053.350	1,504,000	1,506,000	1,143.350	1,604,000	1,606,000	1,233.350
1,406,000	1,408,000	1,055.150	1,506,000	1,508,000	1,145.150	1,606,000	1,608,000	1,235.150
1,408,000	1,410,000	1,056.950	1,508,000	1,510,000	1,146.950	1,608,000	1,610,000	1,236.950
1,410,000	1,412,000	1,058.750	1,510,000	1,512,000	1,148.750	1,610,000	1,612,000	1,238.750
1,412,000	1,414,000	1,060.550	1,512,000	1,514,000	1,150.550	1,612,000	1,614,000	1,240.550
1,414,000	1,416,000	1,062.350	1,514,000	1,516,000	1,152.350	1,614,000	1,616,000	1,242.350
1,416,000	1,418,000	1,064.150	1,516,000	1,518,000	1,154.150	1,616,000	1,618,000	1,244.150
1,418,000	1,420,000	1,065.950	1,518,000	1,520,000	1,155.950	1,618,000	1,620,000	1,245.950

(六)

給 与 等 の 金 額			給 与 等 の 金 額			給 与 等 の 金 額		
給与所得控 除後の給与 等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額		
以 上	未 満	等	以 上	未 満	等	以 上	未 満	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,620,000	1,622,000	1,247,750	1,720,000	1,722,000	1,337,750	1,820,000	1,822,000	1,427,750
1,622,000	1,624,000	1,249,550	1,722,000	1,724,000	1,339,550	1,822,000	1,824,000	1,429,550
1,624,000	1,626,000	1,251,350	1,724,000	1,726,000	1,341,350	1,824,000	1,826,000	1,431,350
1,626,000	1,628,000	1,253,150	1,726,000	1,728,000	1,343,150	1,826,000	1,828,000	1,433,150
1,628,000	1,630,000	1,254,950	1,728,000	1,730,000	1,344,950	1,828,000	1,830,000	1,434,950
1,630,000	1,632,000	1,256,750	1,730,000	1,732,000	1,346,750	1,830,000	1,832,000	1,436,750
1,632,000	1,634,000	1,258,550	1,732,000	1,734,000	1,348,550	1,832,000	1,834,000	1,438,550
1,634,000	1,636,000	1,260,350	1,734,000	1,736,000	1,350,350	1,834,000	1,836,000	1,440,350
1,636,000	1,638,000	1,262,150	1,736,000	1,738,000	1,352,150	1,836,000	1,838,000	1,442,150
1,638,000	1,640,000	1,263,950	1,738,000	1,740,000	1,353,950	1,838,000	1,840,000	1,443,950
1,640,000	1,642,000	1,265,750	1,740,000	1,742,000	1,355,750	1,840,000	1,842,000	1,445,750
1,642,000	1,644,000	1,267,550	1,742,000	1,744,000	1,357,550	1,842,000	1,844,000	1,447,550
1,644,000	1,646,000	1,269,350	1,744,000	1,746,000	1,359,350	1,844,000	1,846,000	1,449,350
1,646,000	1,648,000	1,271,150	1,746,000	1,748,000	1,361,150	1,846,000	1,848,000	1,451,150
1,648,000	1,650,000	1,272,950	1,748,000	1,750,000	1,362,950	1,848,000	1,850,000	1,452,950
1,650,000	1,652,000	1,274,750	1,750,000	1,752,000	1,364,750	1,850,000	1,852,000	1,454,750
1,652,000	1,654,000	1,276,550	1,752,000	1,754,000	1,366,550	1,852,000	1,854,000	1,456,550
1,654,000	1,656,000	1,278,350	1,754,000	1,756,000	1,368,350	1,854,000	1,856,000	1,458,350
1,656,000	1,658,000	1,280,150	1,756,000	1,758,000	1,370,150	1,856,000	1,858,000	1,460,150
1,658,000	1,660,000	1,281,950	1,758,000	1,760,000	1,371,950	1,858,000	1,860,000	1,461,950
1,660,000	1,662,000	1,283,750	1,760,000	1,762,000	1,373,750	1,860,000	1,862,000	1,463,750
1,662,000	1,664,000	1,285,550	1,762,000	1,764,000	1,375,550	1,862,000	1,864,000	1,465,550
1,664,000	1,666,000	1,287,350	1,764,000	1,766,000	1,377,350	1,864,000	1,866,000	1,467,350
1,666,000	1,668,000	1,289,150	1,766,000	1,768,000	1,379,150	1,866,000	1,868,000	1,469,150
1,668,000	1,670,000	1,290,950	1,768,000	1,770,000	1,380,950	1,868,000	1,870,000	1,470,950
1,670,000	1,672,000	1,292,750	1,770,000	1,772,000	1,382,750	1,870,000	1,872,000	1,472,750
1,672,000	1,674,000	1,294,550	1,772,000	1,774,000	1,384,550	1,872,000	1,874,000	1,474,550
1,674,000	1,676,000	1,296,350	1,774,000	1,776,000	1,386,350	1,874,000	1,876,000	1,476,350
1,676,000	1,678,000	1,298,150	1,776,000	1,778,000	1,388,150	1,876,000	1,878,000	1,478,150
1,678,000	1,680,000	1,299,950	1,778,000	1,780,000	1,389,950	1,878,000	1,880,000	1,479,950
1,680,000	1,682,000	1,301,750	1,780,000	1,782,000	1,391,750	1,880,000	1,882,000	1,481,750
1,682,000	1,684,000	1,303,550	1,782,000	1,784,000	1,393,550	1,882,000	1,884,000	1,483,550
1,684,000	1,686,000	1,305,350	1,784,000	1,786,000	1,395,350	1,884,000	1,886,000	1,485,350
1,686,000	1,688,000	1,307,150	1,786,000	1,788,000	1,397,150	1,886,000	1,888,000	1,487,150
1,688,000	1,690,000	1,308,950	1,788,000	1,790,000	1,398,950	1,888,000	1,890,000	1,488,950
1,690,000	1,692,000	1,310,750	1,790,000	1,792,000	1,400,750	1,890,000	1,892,000	1,490,750
1,692,000	1,694,000	1,312,550	1,792,000	1,794,000	1,402,550	1,892,000	1,894,000	1,492,550
1,694,000	1,696,000	1,314,350	1,794,000	1,796,000	1,404,350	1,894,000	1,896,000	1,494,350
1,696,000	1,698,000	1,316,150	1,796,000	1,798,000	1,406,150	1,896,000	1,898,000	1,496,150
1,698,000	1,700,000	1,317,950	1,798,000	1,800,000	1,407,950	1,898,000	1,900,000	1,497,950
1,700,000	1,702,000	1,319,750	1,800,000	1,802,000	1,409,750	1,900,000	1,902,000	1,499,750
1,702,000	1,704,000	1,321,550	1,802,000	1,804,000	1,411,550	1,902,000	1,904,000	1,501,550
1,704,000	1,706,000	1,323,350	1,804,000	1,806,000	1,413,350	1,904,000	1,906,000	1,503,350
1,706,000	1,708,000	1,325,150	1,806,000	1,808,000	1,415,150	1,906,000	1,908,000	1,505,150
1,708,000	1,710,000	1,326,950	1,808,000	1,810,000	1,416,950	1,908,000	1,910,000	1,506,950
1,710,000	1,712,000	1,328,750	1,810,000	1,812,000	1,418,750	1,910,000	1,912,000	1,508,750
1,712,000	1,714,000	1,330,550	1,812,000	1,814,000	1,420,550	1,912,000	1,914,000	1,510,550
1,714,000	1,716,000	1,332,350	1,814,000	1,816,000	1,422,350	1,914,000	1,916,000	1,512,350
1,716,000	1,718,000	1,334,150	1,816,000	1,818,000	1,424,150	1,916,000	1,918,000	1,514,150
1,718,000	1,720,000	1,335,950	1,818,000	1,820,000	1,425,950	1,918,000	1,920,000	1,515,950

(七)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,920,000	1,922,000	1,517,750	2,000,000	2,002,000	1,589,750	2,080,000	2,082,000	1,661,750
1,922,000	1,924,000	1,519,550	2,002,000	2,004,000	1,591,550	2,082,000	2,084,000	1,663,550
1,924,000	1,926,000	1,521,350	2,004,000	2,006,000	1,593,350	2,084,000	2,086,000	1,665,350
1,926,000	1,928,000	1,523,150	2,006,000	2,008,000	1,595,150	2,086,000	2,088,000	1,667,150
1,928,000	1,930,000	1,524,950	2,008,000	2,010,000	1,596,950	2,088,000	2,090,000	1,668,950
1,930,000	1,932,000	1,526,750	2,010,000	2,012,000	1,598,750	2,090,000	2,092,000	1,670,750
1,932,000	1,934,000	1,528,550	2,012,000	2,014,000	1,600,550	2,092,000	2,094,000	1,672,550
1,934,000	1,936,000	1,530,350	2,014,000	2,016,000	1,602,350	2,094,000	2,096,000	1,674,350
1,936,000	1,938,000	1,532,150	2,016,000	2,018,000	1,604,150	2,096,000	2,098,000	1,676,150
1,938,000	1,940,000	1,533,950	2,018,000	2,020,000	1,605,950	2,098,000	2,100,000	1,677,950
1,940,000	1,942,000	1,535,750	2,020,000	2,022,000	1,607,750	2,100,000	2,102,000	1,679,750
1,942,000	1,944,000	1,537,550	2,022,000	2,024,000	1,609,550	2,102,000	2,104,000	1,681,550
1,944,000	1,946,000	1,539,350	2,024,000	2,026,000	1,611,350	2,104,000	2,106,000	1,683,350
1,946,000	1,948,000	1,541,150	2,026,000	2,028,000	1,613,150	2,106,000	2,108,000	1,685,150
1,948,000	1,950,000	1,542,950	2,028,000	2,030,000	1,614,950	2,108,000	2,110,000	1,686,950
1,950,000	1,952,000	1,544,750	2,030,000	2,032,000	1,616,750	2,110,000	2,112,000	1,688,750
1,952,000	1,954,000	1,546,550	2,032,000	2,034,000	1,618,550	2,112,000	2,114,000	1,690,550
1,954,000	1,956,000	1,548,350	2,034,000	2,036,000	1,620,350	2,114,000	2,116,000	1,692,350
1,956,000	1,958,000	1,550,150	2,036,000	2,038,000	1,622,150	2,116,000	2,118,000	1,694,150
1,958,000	1,960,000	1,551,950	2,038,000	2,040,000	1,623,950	2,118,000	2,120,000	1,695,950
1,960,000	1,962,000	1,553,750	2,040,000	2,042,000	1,625,750	2,120,000	2,122,000	1,697,750
1,962,000	1,964,000	1,555,550	2,042,000	2,044,000	1,627,550	2,122,000	2,122,500	1,699,550
1,964,000	1,966,000	1,557,350	2,044,000	2,046,000	1,629,350	2,122,500 4,122,500		給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 316,375円を控 除した金額
1,966,000	1,968,000	1,559,150	2,046,000	2,048,000	1,631,150			
1,968,000	1,970,000	1,560,950	2,048,000	2,050,000	1,632,950			
1,970,000	1,972,000	1,562,750	2,050,000	2,052,000	1,634,750			
1,972,000	1,974,000	1,564,550	2,052,000	2,054,000	1,636,550			
1,974,000	1,976,000	1,566,350	2,054,000	2,056,000	1,638,350	4,122,500円以上		給与等の金額か ら522,500円を 控除した金額
1,976,000	1,978,000	1,568,150	2,056,000	2,058,000	1,640,150			
1,978,000	1,980,000	1,569,950	2,058,000	2,060,000	1,641,950			
1,980,000	1,982,000	1,571,750	2,060,000	2,062,000	1,643,750			
1,982,000	1,984,000	1,573,550	2,062,000	2,064,000	1,645,550			
1,984,000	1,986,000	1,575,350	2,064,000	2,066,000	1,647,350			
1,986,000	1,988,000	1,577,150	2,066,000	2,068,000	1,649,150			
1,988,000	1,990,000	1,578,950	2,068,000	2,070,000	1,650,950			
1,990,000	1,992,000	1,580,750	2,070,000	2,072,000	1,652,750			
1,992,000	1,994,000	1,582,550	2,072,000	2,074,000	1,654,550			
1,994,000	1,996,000	1,584,350	2,074,000	2,076,000	1,656,350			
1,996,000	1,998,000	1,586,150	2,076,000	2,078,000	1,658,150			
1,998,000	2,000,000	1,587,950	2,078,000	2,080,000	1,659,950			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,122,500円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

族		等		の		数	
4	人	5	人	6	人	7	人 以 上
税 総 所 得 金 額 等							
以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円		千円		千円
	288千円未満		288千円未満		288千円未満		330千円未満

所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

合の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定計をいう。

第一号に掲げる金額から58万円を控除した金額が昭和46年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第二 昭和46年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和45年分の課税総所得金額等に係る額の率	扶				養				親			
	0人		1人		2人		3人					
	昭和45年分の課											
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
%	千円		千円		千円		千円		千円		千円	
0	225	円未満			225	円未満			237	円未満		
60												
70												
80										252		370
85								237	420	370		810
90	225	4,520			225	4,920		420	5,460	810		5,920
95	4,520	18,480			4,920	19,480		5,460	20,940	5,920		22,190
99	18,480	80,000			19,480	80,000		20,940	80,000	22,190		80,000

(注)

(一) この表は、昭和45年分の課税総所得金額等が8,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和45年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十六年分及び昭和四十七年分の

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和45年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合

(三) 昭和45年分の課税総所得金額等が8,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第一項

族		等		の		数	
4	人	5	人	6	人	7	人 以 上
税 総		所 得		金 額		等	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 225千円未満	千円	千円 225千円未満	千円	千円 225千円未満	千円	千円 225千円未満	千円
225	250	225	350	225	400	225	450
250	470	350	630	400	720	450	800
470	1,750	630	2,190	720	2,640	800	3,100
1,750	5,000	2,190	5,000	2,640	5,000	3,100	5,000

に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。及び所得控除等に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から3,000円を控除した金額が昭和47年分の所得税に係る予定納税

附則別表第三 昭和47年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和46年分の課税総所得金額等に係る所得の額に乘ずべき率	扶				養				親			
	0		1		2		3					
	人		人		人		人		人		人	
	昭和46年分の課											
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
0	%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		207	千円未満		207	千円未満		213	千円未満		213	千円未満
90												
95								213	250		213	390
97		207	250		207	630		250	980		390	1,340
99		250	5,000		630	5,000		980	5,000		1,340	5,000

(注)

- (一) この表は、昭和46年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和46年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項（昭和四十六年分及び昭和四十七年分の所得税）
- (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和46年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十六年分の給与所得の金額の必要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読より読み替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。
- (三) 昭和46年分の課税総所得金額等が500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五項に基準額である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十八号中「並びに延滞税及び利子税」を「及び附帯税」に改める。

第三十七条第三項第三号中「科学技術若しくは教育の振興に寄与する法人又は赤字に關する諸条約に基づく業務を行なう法人」を「公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの」に、「前号」を「前二号」に改める。

第五十条第一項第一号中「賃借権」の下に「並びに農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項(定義)に規定する農地の上に存する耕作に關する権利」を加える。

第五十六条の二の見出しを「(製品保証等引当金)」に改め、同条第一項中「を営むものが、その建設請負に係る目的物の欠陥についてその引渡し後において行なう」と又は政令で定める製造業を営むもののうち、その請負又は製造に係る目的物の欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修すべきものとして政令で定めるものが、その「完成工事補償引当金勘定」を「製品保証等引当金勘定」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「完成工事補償引当金勘定」を「製品保証等引当金勘定」に改める。

第七十九条第三項中「前項」を「前二項」に改め、

「手続」の下に「同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充当する場合の方法」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による還付金を同項の確定申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

第三百三十三条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による還付金を同項の確定申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第百三十八条第七号ロ中「並びに映画フィルムの上映権及びこれに準ずるものとして政令で定めるもの」を「及び著作隣接権その他これに準ずるもの」に改める。

第百五十二条中「千円」を「二千万円」に、「二千万円」を「四千万円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第二条第十八号(利益積立金額の定義)(附帯税に關する部分に限る。)の規定は、法人(同条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について課される附帯税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第三十七条第三項(寄付金の損金不算入に対する特例)の規定は、法人が施行日以後に支出する寄付金の額について適用し、法人が同日前に支出した寄付金の額については、なお従前の例による。

4 新法第五十条第一項(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 新法第五十六条の二(製品保証等引当金)の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

6 新法第七十九条第三項(所得税額等の還付)及び第百三十三条第三項(確定申告に係る更正による所得税額等の還付)の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する充当をする場合について適用する。

7 新法第百三十八条第七号ロ(国内源泉所得)に掲げる使用料又は対価に係る新法第三編(外国法人の納税義務)の規定は、外国法人が施行日以後に受けるべき当該使用料又は対価について適用し、外国法人が同日前に受けるべき当該使用料又は対価については、なお従前の例による。

8 新法第百五十二条(申告書の公示)の規定は、施行日以後に提出される法人税に係る申告書について適用し、同日前に提出された法人税に係る申告書については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第九条」を「第十八条の三」に、「第二十八條の二」を「第二十八條の三」に、「第三十條の三」を「第三十條の二」に、「第四十一條の十三」を「第四十一條の十四」に、「第八十八條の三」を「第八十八條の二」に、「第九十五條」を「第九十四條」に改める。
第一条中、「入場税」及び「入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)」を削る。

第二条第一項第五号中「又は公社債投資信託」を「公社債投資信託又は有価証券」に、「又は第十五号」を「第十五号又は第十七号」に改め、同項第七号中「又は譲渡所得」を「譲渡所得又は一時所得」に改める。

第四条第二項中「百万円」を「百五十万円」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第 号)第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所(以下この条において

「金融機関の営業所等」という。)において同法第

六条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づき預貯金、合同運用信託又は有価証券で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成貯蓄」という。)の預入、信託又は購入(以下この条に

おいて「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税貯蓄申込書」という。)を、同法第二条第二号に規定する

貸金の支払者(所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該貸金の支払事務を取り扱うもの(以下この項において「勤務先」という。)を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等

を經由して提出した次項において準用する所得税法第十条第三項の財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額(同条第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。)をこえない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した前号に規定する財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同号に規定する最高限度額をこえない場合(その合同運用信託が無記名の受益証券に係る貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて政令で定めるところにより保管の委託をしている場合に限る。)その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。、政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの(以下この条において「額面金額等」という。)とその金融機関の営業所等において財産形成非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第一号に規定する財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同号に規定する最高限度額をこえない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

2 所得税法第十条第二項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて(その有価証券が当

所得税法第十条第二項	非課税貯蓄申告書	財産形成非課税貯蓄申告書
所得税法第十条第三項	第一項 非課税貯蓄申告書 を、同項の規定 の名称及び所在地	租税特別措置法第四条の二第一項 財産形成非課税貯蓄申告書 に、同項に規定する勤務先（以下この条において「勤務先」という。）の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附して、これを勤務先及び同項の規定及び勤務先の名称及び所在地
所得税法第十条第四項	非課税貯蓄申告書 金融機関の営業所等	財産形成非課税貯蓄申告書 勤務先及び金融機関の営業所等
所得税法第十条第五項	非課税貯蓄申告書 税務署長に提出	財産形成非課税貯蓄申告書 金融機関の営業所等に受理
所得税法第十条第六項	非課税貯蓄申告書 百五十万円 提出する	財産形成非課税貯蓄申告書 百万円 勤務先は、これを受理する
所得税法第十条第七項	第一項 非課税貯蓄申告書	租税特別措置法第四条の二第一項 財産形成非課税貯蓄申告書

第七条の三中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第十一条第一項中「製作後」を「製作若しくは建設の後」に「製作して」を「製作し、若しくは建設して」に改め、同項の表の第五号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同表の第六号中「十分の一」を「五分の一」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(中小企業者の公害防止施設の特別償却の特例)

第十一条の二 青色申告書を提出する個人で前条

第一項の表の第五号に掲げるものが、同号に掲げる機械その他の設備（以下この条において「公害防止施設」という。）につき同項の政令で定める期間内に、公害防止施設でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は公害防止施設を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した

場合において、当該公害防止施設につき同項の規定の適用を受けるときは、その事業の用に供した日以後三年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該公害防止施設の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該公害防止施設の取得価額の百分の九十に相当する金額に、その年における当該期間内の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額（以下この条において「償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該公害防止施設の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項の規定により公害防止施設の償却費として必要経費に算入した金額がその年における償却限度額に満たない場合には、その年の翌年以後二年間の各年における事業所得の金額の計算上、当該公害防止施設の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項（当該公害防止施設について第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）の規定にかかわらず、当該公害防止施設の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（当該翌年以後二年間の各年のうち、当

該公害防止施設につき第一項の規定の適用を受ける年については、当該年における償却限度額）とその満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

4 前条第三項の規定は、第一項又は前項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第二項中「前条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第十一条第三項」に改める。

第十二条の二第一項中「前二条」を「前三条」に改め、「（当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことに伴つて増加した雇用者の数に應ずるものとして政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、当該金額）を削り、同項第一号中「地区内又は」を「地区内、」に改め、「政令で定める地区内」の下に「又は農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第 号）第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区内」を加える。

第十三条第一項中「前三条」を「十一条から前条まで」に改める。

第十三条の二第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。
第十三条の三第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、「（当該個人が次の各号に掲げる場合に該当するとき

は、当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額を削り、各号を削り、同条第四項第三号中「映画フィルムの上映権その他」及び「映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、を削り、」とする。とし、第四号の二に掲げる取引に該当するものを除く。に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 対外支払手段を対価として行なう映画の著作物の上映権の譲渡又は提供その他これらに準ずるものとして政令で定めるもの（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合）は、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引

第十三条の三第六項中「占める割合の下に」の百分の八十に相当する割合を加え、同条第七項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第八項第一号中「第四項第三号の下に」若しくは第四号の二を加える。

六 第四項第四号の二に規定する映画の著作物の上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額第十四条第一項及び第十六条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一号を加える。

（特恵供与に伴い事業を転換する中小企業者の施設の償却の特例）

第十六条の二 青色申告書を提出する個人で中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第号）第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定を受けている場合には、当該認定を受けている期間内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該特定事業に係る機械及び装置（これに類するものとして政

令で定める構築物を含む。）で当該計画に従つて廃棄又は譲渡をするもの（以下この条において「事業転換施設」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事業転換施設を当該認定の日の属する年の一月一日における償却後の取得価額により同日において新たに取得したものとみなし、かつ、同日から当該計画において定める転換の終了の日までの期間を基礎として政令で定めるところにより計算した年数を耐用年数として、同項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

2 前項の規定は、その年分の償却費の額の計算に關し第十一条から前条までの規定の適用を受ける減価償却資産については、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けた個人が、同項の認定を取り消された場合又は事業転換施設の全部若しくは一部につき当該認定に係る計画において定める転換の終了の日までに廃棄若しくは譲渡をしなかつた場合には、政令で定めるところにより、事業転換施設（その取り消された日又は当該転換の終了の日の属する年の十二月三十一日まで）に廃棄又は譲渡がされたものを除く。）について同項の規定により必要経費に算入した金額のうち同項の規定の適用を受けなかつたものとした場合に当該事業転換施設につき必要経費に算入されるべき償却費の額として政令で定める金額をこえる部分の金額に相当する金額は、これらの日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により償却費として必要経費に算入する金額の計算に關する明細書及び同項の認定に係る計画に關する事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の認定に係る計画につき変更があつた場合における事業転換施設の償却費の額の計算その他同項の規

定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。第二章第二節第一款の二中第十八条の次に次の一条を加える。

（公害防止事業者負担金の特別償却）
第十八条の二 個人が、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する施行者に対し、同法第五条に規定する事業者負担金で所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産に該当するものを納付した場合においては、その納付した日の属する年以後の各年分の当該個人の事業所得の金額の計算上、その納付した金額につき必要経費に算入する金額は、同法第五十条第一項の規定にかかわらず、その納付した金額以下に金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該納付した金額のうちその年に対応する部分の金額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二章第二節第二款中第十九条の前に次の一条を加える。

（青色事業主特別経費準備金）
第十八条の三 青色申告書を提出する個人で事業所得を生ずべき事業を営むものが、各年（当該個人が、死亡し、又は当該事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日の属する年及び当該個人の年齢がその年の十二月三十一日において六十五歳以上である年を除く。）において、当該事業の廃止等に備えるため、その年分の事業所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。）の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円をこえる場合には、十万円）以下の金額を青色事業主特別経費準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の青色事業主特別経費準備金を積み立て

ている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の一時所得に係る収入金額とみなす。

一 当該個人が死亡した場合 その死亡した日における青色事業主特別経費準備金の金額（その日までに第三項の規定により総収入金額に算入された、又ははされるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下第四項までにおいて同じ。）

二 当該個人が前項に規定する事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における青色事業主特別経費準備金の金額

3 第一項の青色事業主特別経費準備金を積み立てている個人が前項及び次項以外の場合において当該青色事業主特別経費準備金の金額を取りくずした場合には、その取りくずした日における青色事業主特別経費準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額は、その日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の青色事業主特別経費準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における青色事業主特別経費準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該青色事業主特別経費準備金の金額については、前二項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定

により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により必要経費に算入される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、昭和四十六年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、その年の前年の収入金額で第十三条の三第一項に規定する海外取引によるものを次の各号に掲げる収入金額に区分してそれぞれ収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額以下の金額を海外市場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 第十三条の三第三項第一号に掲げる取引に係る収入金額 千分の十七

二 第十三条の三第三項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額 千分の二十三

第二十条の二第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第二十一条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十三条の三第四項第五号」を「第十三条の三第四項第四号の二」に、「百分の三」を「百分の一・五（同項第四号の二に掲げる取引によるものについては、百分の十五）」に、「百分の八十」を

「百分の四十」に改め、同条第五項中「第十三条の三第七項第六号」を「第十三条の三第七項第五号」に改め、「同条第七項第五号の規定は、第一項の規定を適用する場合について」を削り、「第七号及び第八号」を「及び第六号から第八号まで」に改める。

第二十二条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第二章第二節第五款中第二十八条の二の次に次の一条を加える。

（塩業整理交付金に係る課税の特例）

第二十八条の三 塩業の整備及び近代化の促進に關する臨時措置法（昭和四十六年法律第

号。以下この条において「塩業整備法」という。）第三條に規定する廃止業者等（以下この条において「廃止業者等」という。）である個人が同法第三條に規定する補助金を含む。）の交付を受けた場合（当該交付金の交付の目的に應じ廃止業者等を通じて他の個人が支払を受けた場合を含む。）には、当該交付金（当該支払を受けた金銭を含む。以下この条において「交付金等」という。）のうち同法第四條第一項又は第二項に規定する製塩施設の減価をうめるための費用に対応する部分の金額は、当該交付金等の交付（当該支払を含む。以下この条において同じ。）を受けた日の属する年分の各種所得の金額（所得税法第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の計算上、総収入金額に算入しない。

2 廃止業者等である個人（前項に規定する他の個人を含む。第四項において同じ。）が交付金等の交付を受けた場合において、その者がその交付を受けた交付金等のうち塩業整備法第四條第一項に規定する転産業を助成するための費用で政令で定めるものに対応する部分（以下この条において「転産業助成交付金」という。）の金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその交付

を受けた日の属する年の十二月三十一日までに政令で定める資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）又は改良（取りこわし及び除去を含む。以下この条において同じ。）をしたときは、当該交付金等のうち当該資産の取得又は改良に要した金額（当該金額は、当該転産業助成交付金の金額）に相当する金額は、同年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3 前項の規定は、同項の個人が交付を受けた交付金等のうち転産業助成交付金の金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその交付を受けた日の属する年の翌年一月一日からその交付を受けた日後二年を経過する日までの期間内に同項に規定する資産の取得又は改良をする見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該資産の取得又は改良に要した金額」とあるのは「税務署長の承認を受けた当該資産の取得又は改良に要する金額の見積額」と、「当該転産業助成交付金の金額」とあるのは「当該転産業助成交付金の金額（その交付を受けた日の属する年分の所得税についてこの項の規定の適用を受けている場合には、この項の規定により総収入金額に算入しないこととされた金額を控除した金額）」と読み替へるものとする。

4 廃止業者等である個人がその交付を受けた交付金等のうち転産業助成交付金の金額がある場合において、当該転産業助成交付金の金額のうち第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定により総収入金額に算入しないこととされた金額以外の部分の金額があるときは、当該金額に相当する金額は、その交付を受けた日の属する年分の一時所得に係る収入金額とする。

5 第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。以下次項までにおいて同じ。）の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定による各種所得の金額の計算及び第一項に規定する製塩施設又は第二項に規定する資産の取得若しくは改良に關する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

7 第三項において準用する第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当する場合においては、当該各号に掲げる日から四月以内に交付金等の交付を受けた日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 第三項において準用する第二項に規定する資産の取得又は改良をした場合において、当該資産の取得又は改良に要した金額が第三項に規定する税務署長の承認を受けた当該資産の取得又は改良に要する金額の見積額に満たないとき、当該資産の取得又は改良をした日

二 第三項に規定する期間内に同項において準用する第二項に規定する資産の取得又は改良をしなかつた場合、その期間を経過した日

8 前項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

9 第七項の規定による修正申告書及び前項の更

正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第二十八條の三第七項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号及び第六十五條第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二條第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

10 第三項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する期間内に同項において準用する第二項に規定する資産の取得又は改良をした場合において、当該取得又は改良に要した金額が第三項に規定する税務署長の承認を受けた取得又は改良に要する金額の見積額に対して過大となつたときは、当該資産の取得又は改良をした日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、交付金等の交付を受けた日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができる。

11 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた個人が第一項に規定する製塩施設又は第二項の規定の適用に係る同項の資産について行なうべき所得税法第四十九條第一項に規定する償却費の計算、その者がこれらの資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算その他交付金等に係る同法

の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十條の二を削る。

第三十條の三第一項中「昭和四十六年十二月三十一日」を「昭和四十八年十二月三十一日」に改め、「及び当該山林の伐採又は譲渡につき前條の規定の適用を受ける場合」を削り、同條第二項を次のように改め、同條を第三十條の二とする。

2 前項に規定する森林計画特別控除額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 前項に規定する山林の伐採又は譲渡に係る収入金額（当該伐採又は譲渡に關し、伐採費、運搬費その他の大蔵省令で定める費用を要したときは、当該費用を控除した金額）の百分の二十に相當する金額

二 前号に規定する収入金額の百分の五十に相當する金額から所得税法第三十二條第三項に規定する必要経費の額（前号に規定する費用を要したときは、当該費用を控除した金額）を控除した残額

第三十三條第一項第三号の二の次に次の一号を加え、同條第三項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」に改める。

三の三 土地等が都市計画法第五十六條第一項の規定に基づいて買収され、対価を取得する場合

第三十三條の四第三項第一号中「許可を受けなければならぬ場合」の下に「若しくは同項第三号の規定による届出をする場合」を加える。

第三十四條の二第二項第二号中「行なう者」の下に「若しくはその者に代わるべき者として政令で定める者」を、「場合」の下に「又は住宅地区改良法第二條第六項に規定する改良住宅を同條第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買収される場合」を加え、同項第三号中「都市計画法第五十六條第一項、」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は農地法第七十五條の

八第一項の裁定により買収される場合」を加える。

第三十四條の三第一項中「又はあつせん」を「若しくはあつせん」に改め、「政令で定める場合」の下に「又は農村地域工業導入促進法第五條第二項の規定により同條第一項の実施計画において定められた工業導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に關する法律第三條に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）を当該実施計画に係る工場用地の用に供するため譲渡した場合」を加える。

第三十七條第一項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項の表の第二号の上欄中「大氣汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二條第二項に規定する指定地域を次に掲げる区域」に、「大氣汚染地域」を「大氣汚染規制区域」に、「同條第三項」を「大氣汚染防止法（昭和四十三年法律第九十

七号）第二條第二項」に改め、同欄に次のように加える。

イ 大氣汚染防止法第三條第三項の規定により同條第一項の排出基準に代えて適用すべき特別の排出基準が定められている区域

ロ 大氣汚染防止法第四條第一項の規定により都道府県の条例で同法第三條第一項の排出基準に代えて適用すべき排出基準が定められている区域

ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域

第三十七條第一項の表の第二号の下欄中「大氣汚染地域を「大氣汚染規制区域」に改め、「既成市街地等以外の地域」の下に「のうち大氣の汚染による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める区域」を加え、同表の第四号を次のように改める。

四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三條第三項の規定により都道府県の条例で同條第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準が定められている同法第二條第一項に規定する公共用水域（以下この号において「水質汚濁規制水域」という。）に同條第三項に規定する排水（以下この号において「排水」という。）を排出する同條第二項に規定する特定施設（以下この号において「特定施設」という。）の移転又は廃業に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構造物（これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資産にも該當するものを除く。）

既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、特定施設（水質汚濁規制水域以外の水域のうち水質の汚濁による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める水域に排水を排出するものに限る。）の設置に伴い取得をされるもの

第三十七條第一項の表中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第七号中「農業又は林業の用に供されるものを除く」を上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のロに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第六号中「以下この号及び次号」を「以下第八号まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七 農村地域工業導入促進法第二条に規定する農村地域及び誘致区域以外の地域内にあ
る土地等、建物又は構築物

農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定
により同条第一項の実施計画において定めら
れた工業導入地区内にある第五号の下欄のイ
又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供
されるものを除く。）

第三十八条の二第一項中「又は遺贈による移
転」を「若しくは遺贈又は同条の規定の適用に係
る贈与による移転」に改める。

第四十条第五項中「譲渡所得の金額」を「若し
くは譲渡所得の金額で第三十二条第三項に規定す
る山林所得の特別控除額若しくは第三十三条第三
項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しない
で計算した金額」に改める。

第四十一条の二第一項中「又は金融機関」を「金
融機関その他預貯金の受入れをする者で政令で
定めるものに」、「預貯金」を「政令で定める預貯
金」に改め、「公社債の購入に関する契約」の下に
「又は政令で定める保険会社と締結した生命保険
契約若しくは損害保険契約（保険期間の満了後に
満期保険金又は満期返戻金を一時に支払う旨の定
めのあるものに限る。）」を加え、同項第一号中「又
は債券の購入」を「若しくは債券の購入又は保険料
（積立保険料に相当する部分の金額に限る。第六
号において同じ。）の払込み」に改め、同項第六号
中「又は当該契約」を「、当該契約」に改め、「ある
こと」の下に「又は当該契約が保険料の払込みに関
するものである場合には、その払込みの日から頭
金の支払をする日までの間満期保険金若しくは満
期返戻金の支払及び当該契約に基づく剰余金の分
配若しくは剰戻金の割戻しをしないこと」を加え
る。

第四十一条の三第一項中「一万円を二万円」に
改め、同条第二項中「第四十一条の五第一項」を
「第四十一条の六第一項」に改め、同条に次の一項
を加える。
5 住宅貯蓄控除又は次条第一項に規定する住宅
貯蓄年末調整控除額に係る住宅貯蓄契約が保険

料の払込みに関するものである場合には、当該
契約に係る保険料のうち積立保険料に相当する
部分については、所得税法第七十六条第一項又
は第七十七条第一項の規定は、適用しない。
第四十一条の六を削り、第四十一条の五第二項
中「住宅貯蓄控除の額」の下に「その他大蔵省令
で定める事項」を加え、同条第四項中「前二条」
を「前三条」に、「前三項」を「前各項」に改め、
「第四十一条の三第一項」の下に「及び第四十一
条の四第一項」を加え、同項を同条第五項とし、同
条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「貯蓄取
扱機関」の下に「及び前項の通知をした同項の給
与等の支払者」を加え、「当該通知」を「これらの
通知に」、「を明らかにし」を「又は住宅貯蓄年末
調整控除額その他これらの通知の内容を記載し」
に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の
一項を加え、第二章第五節中同条を第四十一条の
六とする。

3 第四十一条の四第一項に規定する給与等の支
払者は、同項の居住者につき同項の規定の適用
があつた場合には、遅滞なく、その居住者の住
宅貯蓄年末調整控除額その他大蔵省令で定める
事項を書面により当該住宅貯蓄年末調整控除額
に係る貯蓄取扱機関に通知しなければならない
い。

第四十一条の四第一項中「その居住者が住宅貯
蓄控除を住宅貯蓄控除を受けた居住者又は住宅
貯蓄年末調整控除額の控除を受けた居住者（住宅
貯蓄控除を受けた居住者を除く。）がこれらの控
除に」、「その居住者から」を「これらの居住者か
ら」に改め、「住宅貯蓄控除の額」の下に「又は住宅
貯蓄年末調整控除額」を加え、同条を第四十一

の五とし、同条の前に次の一条を加える。

（年末調整に係る住宅貯蓄控除）

第四十一条の四 住宅貯蓄契約に基づいて積立て
等をした居住者が、その積立て等をした年に所
得税法第九十条の規定の適用を受ける同条に
規定する給与等の支払を受けるべき場合におい
て、この項の規定の適用を受けようとする旨そ
の他大蔵省令で定める事項を記載した申告書に
第四十一条の六第一項の規定により交付された
積立て等をした金額の証明に関する書類を添附
して、これをその給与等の支払者を経由してそ
の給与等に係る所得税の同法第十七条の規定に
よる納税地（同法第十八条第二項の規定による
指定があつた場合には、その指定をされた納税
地）の所轄税務署長に提出したときは、その給
与等に対する同法第九十条の規定の適用につ
いては、同条第二号に掲げる税額は、当該税額
に相当する金額から前条第一項の規定により控
除される金額に相当する金額（当該申告書に記
載された金額に限るものとし、当該金額が当該
税額をこえる場合には、当該税額に相当する金
額とする。以下この節において「住宅貯蓄年末
調整控除額」といふ。）を控除した金額に相当す
る金額とする。

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支
払者からその年最後に給与等の支払を受ける日
の前日までに提出しなければならない。
3 第一項の場合において、同項に規定する申告
書とその提出の際に經由すべき同項の給与等の
支払者が受け取つたときは、当該申告書は、そ
の受け取つた日に同項に規定する税務署長に提
出されたものとみなす。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定
めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の
適用については、同号中「第六章まで（源泉徴
収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及
び租税特別措置法第四十一条の四第一項（年

末調整に係る住宅貯蓄控除）」とする。

二 所得税法第九十条第一項の規定の適用に
ついては、同項中「配当控除の額」とあるの
は、「配当控除の額と租税特別措置法第四十
一条の四第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控
除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額との
合計額」とする。

第四十一条の九第一項及び第四十一条の十一中
「昭和四十六年十二月三十一日」を「昭和四十八年
十二月三十一日」に改める。
第二章第六節中第四十一条の十三の次に次の一
条を加える。

（船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源
泉徴収の不適用）

第四十一条の十四 非居住者又は外国法人が昭和
四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一
日までの間に支払を受けるべき所得税法第六十
一条第三号に掲げる国内源泉所得のうち、居
住者又は内国法人（当該非居住者又は外国法人
と政令で定める特殊の関係がある者を除く。）に
対する船舶の貸付けによる対価については、同
法第七十八條、第七十九條並びに第二百十
二條第一項及び第二項の規定は、適用しない。
第四十三條第一項中「建設後」を「建設の後」に改
め、同項の表の第七号中「三分の一」を「二分の一」
に改め、同表の第十二号中「海上運送業」の下に
「又は航空運送業」を加え、「第十一條第一項の表
の第六号に掲げる船舶を」とこれらの事業の経営の
合理化に資するものとして政令で定める船舶又は
航空機に、「十分の一」を「五分の一」に改め、同
条の次に次の一条を加える。

（中小企業者の公害防止施設の特別償却の特例）

第四十三條の二 前条第一項の表の第七号に掲げ
る法人で青色申告書を提出するもののうち政令
で定める中小企業者に該当するものが、同号に掲
げる機械その他の設備（以下この条において「公
害防止施設」といふ。）につき同項の政令で定め
る期間内に、公害防止施設でその製作若しくは

建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は公害防止施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、当該公害防止施設につき同項の規定の適用を受けることに代えて、その事業の用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の当該公害防止施設に係る償却限度額は、その事業の用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該公害防止施設の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該公害防止施設の取得価額の百分の九十に相当する金額に、当該事業年度の当該期間内の月数に乗じてこれを三十六で除して計算した金額から当該普通償却限度額を控除した金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とすることができる。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条第二項中「前条第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第四十五条第一項中「前二条」を「前三条」に、「当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことに伴つて増加した雇用人の数に必ずしものとして政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、当該金額を、当該工業用機械等での生産設備を構成するものの取得価額の合計額が十億円をこえる場合には、十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該生産設備の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算し

た金額」に改め、同項第一号中「地区内又は」を「地区内、」に改め、「政令で定める地区内」の下に「又は農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区内」を加える。

第四十五条の二第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「第四十九条まで、第五十一条若しくは第五十一条の二」を「第五十一条の二」に改める。

第四十六条第一項中「第四十九条まで、第五十一条若しくは第五十一条の二」を「第五十一条の二」に改める。

第四十六条の二第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、「次の各号に掲げる場合に該当するときは当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額とするものとし、及び」これらの計算した金額に「を削り、各号を削り、同条第三項第三号中「映画フィルムの上映権その他」及び「映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、を削り、」とす」とし、第四号の二に掲げる取引に該当するものを除く」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 対外支払手段を対価として行なう映画の著作物の上映権の譲渡又は提供その他これらに準ずるものとして政令で定めるもの（第三号を通じてこれらの取引を行ない、当該第三号が対外支払手段をその対価として受領する場合）には、当該第三号を通じてこれらの取引をした者の当該取引

第四十六条の二第五項中「占める割合」の下に「の百分の八十に相当する割合」を加え、同条第六項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第七項第一号中「第三項第三号」の下に「若しくは第四号の二」を加える。

六 第三項第四号の二に規定する映画の著作物の上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして

政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額

第四十七条第一項及び第四十八条の二第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「損金の額に算入した」を「損金総額を」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条（造林費の特別償却）

第五十条 青色申告書を提出する法人で森林法第二十一条第五項の認定を受けている同法第二条第二項に規定する森林所有者であるものが、昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの期間内に、拡大造林（天然林を人工林（植栽又は播種によつて育成する森林をいう。）に転換するための造林又は原野に行なう造林をいう。）以下この条において同じ。）をするために必要な構築物で政令で定めるもの（第四十三条から第四十五条までの規定の適用を受けるものを除く。）の取得（改良を含む。）又は建設をして、これを当該法人の拡大造林の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該構築物の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該構築物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該取得又は建設のために要した金額の三分の一に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、拡大造林をするための植林費（種苗費、植栽費及び地ごしらえ費その他拡大造林のために必要な費用で政令で定めるものをい）、減価償却資産の取得に要した金額とされるべき費用を除く。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した金額の三分の一に相当する金額以下の金額で当該法人が損金総額をしたものは、当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入する。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、前条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（特恵供与に伴い事業を転換する中小企業者の施設の償却の特例）

第五十一条の三 青色申告書を提出する法人で中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定を受けている場合には、当該認定を受けている期間内の日を含む各事業年度における当該特定事業に係る機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）で当該計画に従つて廃棄又は譲渡するもの（以下この条において「事業転換施設」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該事業転換施設を当該認定の日を含む事業年度開始の日における帳簿価額（同日において第五十二条の三の第一項に規定する特別償却不足額がある場合には、当該特別償却不足額を控除した金額）により同日において新たに取得したものとなし、かつ、同日から当該計画において定める転換の終了の日までの期間を基礎として政令で定めるところにより計算した年数を耐用年数として、同法第三十一条第一項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 前項の規定は、当該事業年度の償却額の計算に關し第四十三条から前条までの規定の適用を受ける減価償却資産については、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けた法人が、同項の

2 第四十七条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該事業年度に係る第四十六条の二第一項に規定する基準年度の収入金額で同項に規定する海外取引によるものを次の各号に掲げる収入金額に区分してそれぞれの収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により海外市場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 第四十六条の二第二項第一号に掲げる取引に係る収入金額 千分の五（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人については千分の十七と

開辦開發投資法人」に、「昭和三十九年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで」を「昭和四十六年三月一日から昭和四十九年三月三十一日まで」に、「石油開発株式等」を「資源開発株式等」に改め、
「当該内國法人の下に」及びこれと共同して投資する者として政令で定めるもの（第五項において内國法人等という。）を加え、株式の数又は出資金額」を「株式の総数又は出資の金額の合計額」に改め、「出資金額の下に」うちに占める割合が

を加え、「百分の一」を「当該内国法人の有する当該株式等に係る当該割合が百分の一」に、「二分の一」を「十分の一（特定海外事業法人及び特定海外投資法人の株式等については、二分の一）」に改め、同条第二項中「海外事業法人とは、」の下に「法人税法の施行地以外の地域内に本店又は主たる事務所を有する法人で、もつぱらその事業を当該地域内において営むことを目的とするものとして政令で定めるものをい、同項に規定する特定海外事業法人とは、同項の海外事業法人のうち」を加え、「法人のうち」を「法人で」に、「目的とするものとして政令で定めるもの」を「目的とするもの」に改め、同条第三項中「定めるものをい」の下に「同項に規定する特定海外投資法人とは、同項の海外投資法人のうちもつぱら同項に規定する特定海外事業法人に對し、出資をし、又は長期の資金を貸し付けることを目的とするもので政令で定めるものをい」を加え、「海外投資法人のうち」を「特定海外投資法人のうち」に、「海外事業法

三 当該海外投資損失準備金に係る特定海外事業法人又は特定海外投資法人がこれらの法人でないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金の金額の百分の八十に相当する金額

第五十五条第八項中「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に海外投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合
に限り、適用する。

第五十五条に次の一項を加える。

11 第一項の規定により海外投資損失準備金を積み立てている内国法人の当該海外投資損失準備金に係る特定法人の株式等については、第五十三条第一項の規定は、適用しない。

第五十六条の見出しを(資源開発投資損失準備金)に改め、同条第一項中「石油開発投資法人」を「資源開発投資法人」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「石油開発事業法人」を「資源開発事業法人」に、「石油開発法人」を「資源開発法人」に改め、「以下この条において」の下に「同じ。」又は資源開発法人に対する債権(以下この条

において」を加え、「石油開発株式等」を「資源開発株式等」に改め、「価格の低落の下に」「又は貸倒れ」を加え、「二分の一」を「十分の三」（当該資源開発株式等のうち資源探鉱事業法人又は資源探鉱投資法人に係るもので政令で定めるものについては、百分の百）に、「石油開発投資損失準備金」を「及び当該資源開発株式等の種類別に資源開発投資損失準備金」に、「株式等で」を「株式で」に、「係るもののうち、当該払込みをすることが石油の探鉱を促進し、本邦における石油」を「係るもの又は資源開発法人に対する貸付金若しくは社債で政令で定めるものに係る債権で当該内国法人の取得に係るもの（資源開発法人の株式を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものに限る。）のうち、当該払込み又は取得をすることが石油、金属鉱物その他政令で定める資源（以下この条において「資源」という。）の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源」に、「取得をすることが石油の探鉱を促進し、本邦における石油」を「取得をすることが資源の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義

一 資源開発事業法人 現に行なっている事業が法人税法の施行地以外の地域における資源の探鉱、開発又は採取（採取した産物について行なわれる加工で政令で定めるものを含む）の事業（当該事業に附随して行なわれる事業及び同法の施行地におけるこれらの事業で石油に係るものを含む。第三号において「資源開発事業等」という。）に限られている法人をいう。

二 資源探鉱事業法人 前号の資源開発事業法人のうち現に行なっている事業が資源の探鉱の事業に限られているものとして政令で定めるものをいう。

三 資源開発投資法人 現に行なっている事業

が第一号の資源開発事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対する出資若しくは長期の資金の貸付けの事業（これらに関連して行なわれる当該資源開発事業法人の採取した産物の引取りその他これに類する事業を含む。以下この項において「投融資等」という。）又は当該投融資等及び資源開発事業等に限りてゐる法人をいう。

四 資源探鉱投資法人 前号の資源開発投資法人のうち現に行なっている事業が主として第二号の資源探鉱事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対する投融資等又は当該投融資等及び資源の探鉱の事業であるものとして政令で定めるものをいう。

第五十六条第三項を削り、同条第四項中「石油
「資源開発法人」を「資源開発法人」に、「石油開発投資
失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改
同項を同条第三項とし、同条第五項（第二号
疎く）中「石油開発投資損失準備金」を「資源
開発投資損失準備金」に、「石油開発法人」を「資源
開発法人」に改め、同項第二号中「石油開発法人
を「資源開発法人」に、「又は石油開発法人」
又は資源開発法人」に改め、「当該法人が石油

開発又は採取の事業を開始したことその他政令で定める理由により石油開発法人でないこととなる場合を除く。を削り、「当該石油開発法人」を「当該資源開発法人」に、「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改め、同項同条第四項とし、同条第六項中「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に、「第

「金」を「資源開発投資損失準備金」に、「第五十八項とし、同条第十項中「石油開発投資損失準備金」に、「石油開発法人」を「資源開発法人」に

10 六条第四項」を「第五十六條第三項」に改め、同項を同條第九項とし、同條に次の一項を加える。

を積み立てている内国法人の当該資源開発投資損失準備金に係る資源開発法人の株式等については、第五十三条第一項又は法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

第五十六條の七第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「費用の額」の下に「で当該事業年度において損金の額に算入されるもの」を加え、同

第五十六條の八第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「販売金額」を「販売に係る収入金額当該法人が当該特

に改め、同条第三項中「特定電子計算機貸付会社」

の下に「又は同項に規定する電子計算機の貸付けを業とする者を加え、「その求め」を「これらの者の求め」に改める。

第五十七条第一項中「昭和四十六年三月三十一

日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第五十八条第一項中「昭和四十六年三月三十一

日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十六条の二第三項第五号」を「第四十六条の二第三項第四号の二」に、「百分の三」を「百分の一・五(第四十六条の二第三項第四号の二

に掲げる取引によるものについては、百分の十五に、「百分の八十」を「百分の四十」に改め、同条第五項中「第四十六条の二第六項第六号」を「第四十六条の二第六項第五号」に改め、「同条第六

項第五号の規定は、第一項の規定を適用する場合について「を削り、「第七号及び第八号」を「及び第六号から第八号まで」に改める。

第五十八條の二第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第六十三條第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、
「十」を「百分の七十」に改め、同条第三項を削り、

同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十四条第一項第三号の二の次に次の一号を加へ、同条第二項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」に改める。

の規定に基づいて買ひ取られ、対価を取得ずる場合

第六十五条の二第三項第一号中「許可を受けなければならぬ場合」の下に「若しくは同項第三

第六十五條の四第二号中「行なう者」の下に「若しくはその者に代わるべき者として政令で定める者」を、「場合の下に」又は住宅地区改良法

第二條第六項に規定する改良地区の区域外に建設するため買ひ取られる場合」を加え、同項第三号中「都市計画法第五十六條第一項、」を削り、「又は」を「若しくは」

に改め、**「場合」**の下に「又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合」を加える。

第六十五条の六第一項の表の第二号の上欄中

「大気汚染防止法第二条第二項に規定する指定地域を」次に掲げる区域に、「大気汚染地域を」大気汚染規制区域に、「同条第三項を」大気汚染防止法第二条第二項に改め、同欄に次のように

イ 大気汚染防止法第三条第三項の規定により同条第一項の排出基準に代えて適用すべ

き特別の排出基準が定められている区域
ロ 大気汚染防止法第四條第一項の規定により都道府県の条例で同法第三條第一項の排出基準に代えて適用すべき排出基準が定められている区域
ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域

第六十五條の六第一項の表の第二号の下欄中「大気汚染地域を『大気汚染規制区域』に改め、『既成市街地等以外の地域』の下に、のうち大気の汚染による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める区域」を加え、同表の第四号を次のように改める。

四 水質汚濁防止法第三條第三項の規定により都道府県の条例で同法第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準が定められている同法第二條第一項に規定する公共用水域（以下この号において「水質汚濁規制水域」という。）に同法第三項に規定する排水（以下この号において「排水」という。）を排出する同法第二項に規定する特定施設（以下この号において「特定施設」という。）の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構築物（これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）

既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、特定施設（水質汚濁規制水域以外の水域のうち水質の汚濁による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める水域に排水を排出するものに限る。）の設置に伴い取得をされるもの

第六十五條の六第一項の表の第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第七号中「農業又は林業の用に供されるものを除く」と上欄のイに掲げる区域にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のロに掲げる区域にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る」に改め、同表の第八号とし、同表の第六号中「以下この号及び次号を以下第八号まで」に改め、同表の次に次の一号を加え、同表第十項第二号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

七 農村地域工業導入促進法第二條に規定する農村地域及び誘致区域以外の地域内にあつる土地等、建物又は構築物

農村地域工業導入促進法第五條第二項の規定により同法第一項の実施計画において定められた工業導入地区内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）

第六十六條の二第一項第一号を次のように改め、同項第三号中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。
一 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措

置法（昭和四十六年法律第 号）第三條第一項第一号又は第二号に規定する事業を営む法人で、昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に同法第十四條第

一項の規定による承認を受けたもの
第六十六條の四第一項第一号を次のように改める。
一 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第三條第一項第一号又は第二号に規定する事業を営む法人で、昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に同法第十四條第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの 同項の規定による承認に係る固定資産

第六十六條の四第一項第三号中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同法第二項中「機械工業振興臨時措置法第十二條の二第二項」を「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四條第一項」に改める。
第六十七條の三の次に次の一条を加える。
（塩業整理交付金に係る課税の特例）
第六十七條の四 塩業の整備及び近代化の促進に關する臨時措置法（以下この条において「塩業整備法」という。）第三條に規定する廃止業者等（以下この条において「廃止業者等」という。）である法人が同法第三條に規定する塩業整理交付金（同法第四條第一項に規定する補助金を含む。）の交付を受けた場合（当該交付金の交付の目的に応じ廃止業者等を通じて他の法人が支払を受けた場合を含む。）において、当該交付（当該支払を含む。以下この条において同じ。）を受けた日を含む事業年度において当該交付金（当該交付を受けた金額を含む。以下この条において「交付金」という。）の額のうち同法第四條第一項又は第二項に規定する製塩施設の減価をりめるための費用に對する部分の金額に相當する金額の範囲内で当該交付金等に係る製塩施設の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相當する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 廃止業者等である法人（前項に規定する他の法人を含む。次項において同じ。）が交付金等の交付を受けた場合において、当該交付金等の額のうち塩業整備法第四條第一項に規定する製塩業を助成するための費用で政令で定めるものに対応する部分（以下この条において「製塩業助成交付金」という。）の金額の全部又は一部に相當する金額をもつて当該交付を受けた日を含む事業年度において固定資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）又は改良をし、当該固定資産につきその取得又は改良に充てた交付金等の額に相當する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該固定資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相當する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 廃止業者等である法人が、交付金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（次項及び第五項において「指定期間」という。）内に当該交付金等の額のうち製塩業助成交付金の金額（当該交付を受けた日を含む事業年度において当該金額の一部に相當する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合には、当該取得又は改良に充てられた金額を控除した金額）の全部又は一部に相當する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであり、かつ、当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において当該製塩業助成交付金の金額のうち固定

資産の取得又は改良に充てようとするものの額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、指定期間内に交付金等の額のうち転売業助成交付金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において、第二項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替へるものとする。

5 第三項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 指定期間内に第三項の特別勘定として経理した金額(既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「特別勘定残額」という。)の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良に充てた場合 当該取得又は改良に充てた金額に相当する金額

二 指定期間内に特別勘定残額を前号の場合以外の場合に取りくずした場合 当該取りくずした金額

三 指定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合 当該特別勘定残額

四 指定期間内に解散した場合において、特別勘定残額を有しているとき 当該特別勘定残額

五 指定期間内の合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき 当該金額

6 第二項(第四項において準用する場合を含む)の適用については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条の二まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定は、適用しない。

7 第二項の規定の適用を受けた資産について法人税に課する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該資産の取得価額に算入しない。

8 第一項から第四項までの規定は、確定申告書等にこれらの項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

9 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項から第四項までの規定を適用することができる。

10 第三項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第四項から前項までの規定の適用については、これを当該合併法人に係る第三項の特別勘定とみなす。

11 第一項から第四項までの規定の適用その他交付金等に係る法人税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十條の二第二項中「で科学若しくは教育の振興に寄与するところが著しいと認められるもの若しくは赤十字に關する諸条約に基づく業務を行なう」を「のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する」に改める。

第七十條の六第一項中「第三十條の三第一項」を「第三十條の二第一項」に改める。

第七十二條第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「防火地域内」を「防火地域若しくは準防火地域の地域内」に改める。

第七十三條及び第七十四條中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第七十五條を次のように改める。
(年金福祉事業団の抵当権の設定登記の税率の軽減)
第七十五條 昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に年金福祉事業団が年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七條第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記(登録免許税法別表第三の二十五の項に規定する抵当権の設定の登記を除く)については、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十六條第一項中「又は第八十條第二項」を「若しくは第八十條第二項又は第七十四條の二」に改め、「売渡し」の下に「又は譲与」を加える。

第七十七條の七を第七十七條の八とし、第七十七條の四から第七十七條の六までを一条ずつ繰り下げ、第七十七條の三の次に次の一条を加える。
(農地保有合理化法人が農地等取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)
第七十七條の四 農地法第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行なう営利を目的としない法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同項ただし書に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とするこ

とが適当な土地の買入れ又は借受けをした場合には、これらの土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該買入れ又は借受けをした日以後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の六とする。

第七十八條の二及び第七十八條の三第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第七十八條の四の見出し中「商工組合中央金庫」の下に「又は信用保証協会」を加え、同条中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)第二十條第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける低当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十九條第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「千分の一」を「千分の二」に改め、同条第二項中「千分の一・五」を「千分の二」に改める。

第八十條第二項及び第八十條の二中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第八十一條中「機械工業振興臨時措置法第十二條の二第一項の規定による承認を、卸売市場法第七十三條第一項の規定による認定(同法第四條に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内にされたものに限る。若しくは特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四條第一項の規定による承認(昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間にされた

第七十條の六第一項中「第三十條の三第一項」を「第三十條の二第一項」に改める。

第七十二條第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「防火地域内」を「防火地域若しくは準防火地域の地域内」に改める。

第七十三條及び第七十四條中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第七十五條を次のように改める。
(年金福祉事業団の抵当権の設定登記の税率の軽減)
第七十五條 昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に年金福祉事業団が年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七條第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記(登録免許税法別表第三の二十五の項に規定する抵当権の設定の登記を除く)については、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十六條第一項中「又は第八十條第二項」を「若しくは第八十條第二項又は第七十四條の二」に改め、「売渡し」の下に「又は譲与」を加える。

第七十七條の七を第七十七條の八とし、第七十七條の四から第七十七條の六までを一条ずつ繰り下げ、第七十七條の三の次に次の一条を加える。
(農地保有合理化法人が農地等取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)
第七十七條の四 農地法第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行なう営利を目的としない法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同項ただし書に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とするこ

ものに限る。に、昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、「指示又は」の下に「認定若しくは」を加える。

第九十條の三を削る。

第九十條の四の次に次の一條を加える。

(てん菜を含む糖の砂糖消費税の軽減)

第九十條の五 砂糖消費税法第二條第一項第一号に規定する結晶工程を経ない含む糖のうち、てん菜を原料として砂糖を製造する際に生じた糖みつ(てん菜糖を精製する際に生じた糖みつを除く)のみを原料として製造したもので、その糖度(同号に規定する糖度をいう)が八十六度をこえ、かつ、その含有するラフィノースの重量が全重量の百分の五以上のもの(次項において「てん菜含む糖」という。)に係る砂糖消費税の税率は、同法第九條の三第一項の規定にかかわらず、一キログラムにつき三円とする。

2 前條第二項の規定は、てん菜含む糖を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る者について準用する。

第九十二條中「第九十條の四第一項」の下に「第九十條の五第一項」を、「計算した」との下に「当該原料とした砂糖類が第九十條の五第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二條第一項中「第九條の三」とあるのは「租税特別措置法第九十條の五第一項」を加える。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四條の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定 昭和四十七年一月一日
二 第十二條の第二項第一号及び第三十四條の三第一項の改正規定、第三十七條第一項の表の第六号の次に一号を加える改正規定、第一

四十五條第一項第一号の改正規定並びに第六十五條の六第一項の表の第六号の次に一号を加える改正規定 農村地域工業導入促進法の施行の日
三 第十六條の次に一條を加える改正規定及び第五十一條の二の次に一條を加える改正規定 中小企業特恵対策臨時措置法の施行の日
四 第二十八條の二の次に一條を加える改正規定及び第六十七條の三の次に一條を加える改正規定 塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法の施行の日
五 第八十一條の改正規定中卸売市場法(昭和四十六年法律第 号)第七十三條第一項の規定に係る部分 同法の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)
第二條 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三條 新法第四條の規定は、昭和四十七年一月一日以後に購入する同條第一項に規定する国債について適用する。

2 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の施行地に住所を有する個人が、昭和四十七年一月一日前に購入した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第四條第一項に規定する国債で同日において同條に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該国債については、その者が同日において新法第四條の要件に従つて購入したものとみなして、同條の規定を適用する。

3 新法第四條の二の規定は、昭和四十七年一月一日以後に預入、信託又は購入をする同條第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券

券について適用する。

(個人の減価償却等に関する経過措置)
第四條 新法第十一條及び第十一條の二の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその事業の用に供する新法第十一條第一項に規定する合理化機械等について適用し、個人が同日以前にその事業の用に供した旧法第十一條第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。

2 新法第十六條の二の規定は、個人が附則第一條第三号に掲げる日以後に新法第十六條の二第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

3 新法第十八條の二の規定は、個人が施行日以後に納付する同條第一項に規定する事業者負担

金について適用する。

(青色申告者の昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)
第五條 昭和四十五年分の所得税につき青色申告書を提出した個人で事業所得を生ずべき事業を営んでいた者の昭和四十六年分の所得税については、所得税法第四條第一項に規定する予定納税基準額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)附則第五條第一項から第四項までの規定にかかわらず、同條の規定により計算した金額から、その者の昭和四十五年分の同條第一項第二号に規定する課税総所得金額等の次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

五十万円	五千元
一万円	一万円
一万四千元	二万円
二万円	三万円
三万円	四万円
四万円	五万円
五万円	六万円
六万円	七万五千元

(個人の海外市場開拓準備金に関する経過措置)
第六條 個人の昭和四十六年分の所得税については、新法第二十二條第一項中「昭和四十六年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年一月一日」として、同條の規定を適用する。

(山林所得に係る植林費特別控除の経過措置)
第八條 個人が昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に山林の伐採又は譲渡をした場合には、旧法第三十條の二第一項中「昭和四十六年十二月三十一日」とあるのは「昭和四十七年十二月三十一日」と、場合を除く」とあるのは、場合及び当該伐採又は譲渡につき租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)による改正後の租税特別措置法第三十條の二第二項の規定の適用を受ける場合を除く」として、同條の規定の例によるものとする。

(個人の譲渡所得の課税の特例に關する経過措置)

第九條 新法第三十七條第一項の表の第二号又は第四号の規定は、それぞれ個人が大気汚染防止法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百三十四号)又は水質汚濁防止法の施行の日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る所得税について適用し、個人がこれらの法律の施行の日以前に行なつた当該資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

(住宅貯蓄控除に關する経過措置)

第十條 新法第四十一條の二第一項の規定は、施行日以後に締結する同項に規定する住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した旧法第四十一條の二第一項に規定する住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

2 新法第四十一條の四の規定は、昭和四十六年一月一日以後に支払すべき所得税法第九十條に規定する給与等につき施行日以後に同條の規定を適用する場合について適用する。

3 新法第四十一條の五及び第四十一條の六の規定は、施行日以後にこれらの規定に該当することとなつた場合について適用し、同日前に旧法第四十一條の四又は第四十一條の五の規定に該当する場合については、なお従前の例による。

(法人税の特例に關する経過措置の原則)

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却等に關する経過措置)

第十二條 新法第四十三條及び第四十三條の二の規定は、法人が施行日以後にその事業の用に供する新法第四十三條第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前にその事業

の用に供した旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。

2 旧法第五十條第一項に規定する法人が施行日前に同項に規定する工事のために支出した金額については、なお従前の例による。

3 新法第五十一條の三の規定は、法人が附則第三條第三号に掲げる日以後に新法第五十一條の三第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

4 新法第五十二條の二の規定は、法人が施行日以後に納付する同條第一項に規定する事業者負担金について適用する。

(法人の準備金等に關する経過措置)

第十三條 法人の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧法第五十四條第一項中「昭和四十六年三月三十一日までであるのは、昭和四十六年三月三十一日を含む事業年度終了の日まで」として、同條の規定の例によるものとする。

2 新法第五十五條又は第五十六條の規定は、法人が施行日以後に新法第五十五條第一項に規定する特定株式等又は新法第五十六條第一項に規定する資源開発株式等取得する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十五條第一項に規定する特定株式等又は旧法第五十六條第一項に規定する石油開発株式等取得した場合については、なお従前の例による。ただし、この場合については、新法第五十五條第五項及び第十一項並びに第五十六條第十項の規定の例にもよるものとする。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第五十五條第一項に規定する特定株式等又は旧法第五十六條第一項に規定する石油開発株式等を発行している旧法第五十五條第一項に規定する特定法人又は旧法第五十六條第一項に規定する石油開発法人が施行日以後に新法第五十五條第一項に規定する特定株式等又は新法

法第五十六條第一項に規定する資源開発株式等を発行した場合において、旧法第五十五條第一項に規定する特定株式等に係る海外投資損失準備金又は旧法第五十六條第一項に規定する石油開発株式等に係る石油開発投資損失準備金を有する法人が新法第五十五條第一項又は第五十六條第一項の規定により海外投資損失準備金又は資源開発投資損失準備金を有するときに於けるこれらの準備金の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に關する経過措置)

第十四條 新法第五十八條の規定は、施行日以後の同條第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八條第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に關する経過措置)

第十五條 新法第六十四條第一項第三号の三及び第二項第二号、第六十五條の二第三項第一号並びに第六十五條の四第一項第二号及び第三号の規定は、法人が施行日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四條第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む)に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行なつた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十五條の六第一項の表の第二号又は第四号の規定は、それぞれ法人が大気汚染防止法の一部を改正する法律又は水質汚濁防止法の施行の日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人がこれらの法律の施行の日以前に行なつた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に關する経過措置)

第十六條 新法第六十六條の二第一項第一号並びに第六十六條の四第一項第一号及び第二項の規定は、法人が施行日以後にされたこれらの規定に規定する承認に係る合併又は出資をした場合における法人税について適用し、同日前にされた旧法第六十六條の二第一項第一号又は第六十六條の四第一項第一号に規定する承認に係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(増業整理交付金に係る課税の特例に關する経過措置)

第十七條 新法第六十七條の四の規定は、法人が昭和四十六年一月一日以後に交付(同條第二項の支払を含む)を受ける同項に規定する交付金等について適用する。

(相続税に關する経過措置)

第十八條 新法第七十條の二の規定は、昭和四十六年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(登録免許税に關する経過措置)

第十九條 新法第七十二條第二項の規定は、施行日以後に新築される同項に規定する住宅の用に供する家屋についての所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新築された当該家屋についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に受ける同項に規定する登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十九條の規定は、施行日以後に新造される同條第一項に規定する船舶についての所

有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新造された当該船舶についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 旧機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第五十四号）第十二条の二第一項の規定による承認に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認のあつた日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

（間接税に関する経過措置）

第二十條 施行日前に課した、又は課すべきであつた物品税及び砂糖消費税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一條 前各条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の改正）
第二十二條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第四項中「昭和四十四年中又は昭和四十五年中」を「昭和四十四年から昭和四十八年までの各年中」に、「昭和四十五年分又は昭和四十六年分」を「昭和四十五年から昭和四十九年までの各年分」に、「第十三条の三第一項及び第六項」を「第十三条の三第六項」に改める。

附則第六條第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第八項中「第四十六條の二第一項及び第五項」を「第四十六條の二第五項」に改める。

附則第十三條第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の改正に伴う経過措置）

第二十三條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第四條第四項の規定は、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一條第八項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。